

# 官報

号外

平成十年五月十二日

## ○第百四十二回 衆議院會議録 第三十七号

平成十年五月十二日(火曜日)

議事日程 第二十五号

平成十年五月十二日

午後一時開議

第一 特別委員会設置の件

第二 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(第百四十回国会、本院提出)(参議院送付)

第四 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(第百四十回国会、本院提出)(参議院送付)

第五 スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第百四十回国会、本院提出)(参議院送付)

第六 保護司法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第七 行政改革基本法案(伊藤英成君外三名提出)

第八 中央省庁等改革基本法案(内閣提出)

一 国務大臣の演説

二 財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、地方税法及び地

方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○今日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 特別委員会設置の件

日程第二 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(第百四十回国会、本院提出)(参議院送付)

日程第四 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(第百四十回国会、本院提出)(参議院送付)

日程第五 スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第百四十回国会、本院提出)(参議院送付)

日程第六 保護司法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第七 行政改革基本法案(伊藤英成君外三名提出)

日程第八 中央省庁等改革基本法案(内閣提出)

松永大蔵大臣の財政についての演説

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

国務大臣の演説及び財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)外四案の趣旨説明に対する質疑

議員請暇の件

○議長(伊藤英一 郎君) これより会議を開きます。

午後一時四分開議

○議長(伊藤英一 郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

中田宏君から、五月十五日から二十二日まで八日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤英一 郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

日程第一 特別委員会設置の件

○議長(伊藤英一 郎君) 日程第一、特別委員会設置の件につきお諮りいたします。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案を審査するため委員四十人よりなる緊急経済対策に関する特別委員会を設置いたしたいと存じ、これを発議いたします。

本件につき討論の通告があります。順次これを許します。前原誠司君。

〔前原誠司君登壇〕

○前原誠司君 私は、民主党を代表し、ただいま議題になりました緊急経済対策に関する特別委員会設置に反対の討論を行います。

このたび政府は、あれほど構内閣がごだわり長時間を費やして審議を行った財政構造改革法を、半年もたたないうちに再び変更し、総額十六兆円を超える経済対策を行うという決定をいたし

ました。朝令暮改とはまさにこのことであります。私がさらにあきれましたのは、記者会見のときの橋本総理のこの言葉でございました。困難なときに何もしないことの責任の方が重い。確かに日本経済の現状は大変厳しいものがあります。何らかの対策が求められるのは当然であります。

しかし、今の大変な状況をつくり出したのは一体だれなのか、ほかなら橋本総理御自身ではないでしょうか。かすかに回復の兆しが見えていた昨年、消費税率の引き上げ、特別減税の打ち切り、医療費の負担増など、国民に社会負担の増加を求める政策を、ほぼ同時期に、しかも一挙に行なった結果、経済は再び失速してしまいました。不況の元凶である不良債権処理も、金融システム安定の基盤のもとに思い切って行われないばかりか、護送船団方式の復活ながら、銀行に横並びで税金を投入して自己資本率強化を行い、しかし、それが貸し渋り対策に全くと言っていいほどつながっていない。つまり、橋本総理がとってきた政策が、矛盾と失敗の連続であり、その結果、日本を今のようにより困難な状況に追い込んでしまったと断ぜざるを得ません。

このような厳しい状況を生み出した総理が、自分の失政を棚に上げて、今大変なときだから、何もしない責任の方が重いと言われても、全く説得力がありません。単なるマッチポンプだと言わざるを得ません。橋本総理がとられるべき行動はただ一つ、今までの失政の責任をとってすぐにおやめになることだと、この際、強く指摘をしておきたいと思ひます。

この右往左往ぶりは国会の運営にも如実にあらわれています。一月十二日という通例より随分早い時期に今国会は召集をされましたが、平成九年度の補正予算、平成十年度の本予算、暫定予算、そして今回出てきた補正予算と、一国会で四つもの予算を審議することになりました。本来、いろいろな状況を勘案してベストの本予算をあらかじめつくっておけば一回で済むものを、ころこ

ろと政策転換を行い、何度も予算を出してくる。これは前代未聞であり、政府のこの腰の定めらな

い姿勢に対して猛省を促すものであります。

その結果、国会の日程が極めて窮屈になっております。今回提出される財政構造改革法や補正予算あるいは減税法案は、本来であれば、前の国会で財政構造改革法案を審議した財政構造改革に関する特別委員会を再び設置して十分に議論した上で、引き続き予算委員会を開き補正予算を審議する。さらに、それに基づいて、大蔵委員会、地方行政委員会の現場で、関連する所得税や地方税法などについて議論するというのが当然の筋道であります。しかし、今回、すべてをひとまとめにした特別委員会をつくるという提案は、今までの審議の流れを無視し、単に早く通すための安易な便法にすぎず、到底認めるわけにはまいりません。

六月に減税を実施するためには五月中の減税法案の仕上げというのが政府・自民党の言い分のようにあります。私たち民主党政は、減税の必要性は従来より主張してきております。恒久化の問題、いわゆるツリーホル・ツリーレド、または小出しという観点から、政府案には異議があるものの、減税の必要性和景気対策には与野党を超えて協力すべきものはあるという理由から、税法については五月中に議するということ我が党の立場も、議院運営委員会理事会で再三表明してきたところでございます。

にもかかわらず、他の法案も一くくりにし、いわば減税を人質にとつて他の法案も早期に成立させる枠組みを、今までの経緯を無視してつくろうとしております。このような悪しき前例を残せば、審議促進のためにはいろいろな法案を寄せ集めて特別委員会をつくることを国会として認めることになり、現在ある常任委員会の形骸化、ひいては国会審議の形骸化につながり、議会制民主主義を守る立場から、到底認めることができません。

(拍手)  
○議長(伊藤宗一郎君) 前原誠司君、申し合わせ

の時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○前原誠司君(義) 以上のような理由から、民主党は、ただいま提案のありました便宜的な特別委員会の設置には断固反対をし、財形法は財政構造改革特別委員会を再度設置し、補正予算は予算委員会を議論し、その後、関連法案を、大蔵、地方行政、そして商工の各常任委員会場で審議することを強く求めまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 西川太一郎君。

(西川太一郎君登壇)  
○西川太一郎君 私は、自由党を代表いたします。ただいま議題となりました特別委員会の設置について、反対の立場から討論を行います。

平成十年度を迎えても、我が国経済はいまだ深刻な危機を脱し得ず、株価、為替の低迷が続いております。総理御自身が我々の主張を一顧だにせず、自信満々に行ってきた九兆円国民負担増を初めとする財政帳じり合わせの結果が今日の危機をもたらしたことは、今や明白な事実であります。橋本内閣は、平成十年度補正予算及び予算関連法案を提出しようとしております。政府は、平成十年度予算審議中に幾度となく本予算案が最善のものであると答弁してこられました。また、我々の提出した予算組む替え要求も否決いたしました。しかるに、みずから招いたこの不況に反省も謝罪もなく、平成十年度予算成立直後に大型補正予算を提出するなど、議会軽視も甚だしく、言語道断であります。

橋本内閣は、半年前に、我々の反対を押し切つて財政構造改革法を強引に成立させました。前国会における財政構造改革法審議の際、予定されな

い経済政策について、直ちにそのことが補正要因になるとは考えるべきではないと繰り返し答弁をし、特に集中三カ年においては、景気対策としての補正予算を編成しないことが財政構造改革法にかなう原理であると答弁をされたのであります。

また、補正予算案を提出するには、財政構造改革法に規定された財政健全化目標の見直しが必要であることは当然であります。

そもそも、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の審議以前に補正予算案、関連法案を提出することは、政府の言う財政構造改革法の原理に反し認められるものではありません。原案が審議された財政構造改革の推進等に関する特別委員会を設置の上、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を徹底的に審議し、望ましい財政構造改革のあり方、経済対策のあり方を論議し、橋本内閣の政治責任を明らかにした上で、補正予算案、補正予算関連法案を審議すべきであります。

減税法案等を審議する前提が財政構造改革法の改正であり、財政構造改革改正案と減税関係法案等を同じ委員会において一緒に審議することは本末転倒であります。

また、国会法第四十五条では、「各議院は、その院において特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査するため、特別委員会を設けることができる。」と明記されております。しかし、今回の減税関係法案等の一部の部分が常任委員会の所管に属しない特定の案件に当たるとは、どうでしょうか。

今回の減税法案等は、今国会において平成九年補正予算関連法案として提出された法案と変わるところはなく、当然に大蔵常任委員会、地方行政常任委員会、また商工常任委員会等で審議すべき法案であります。それにもかかわらず強引に特別委員会を設置して審議することは、まさに国会法第四十五条に反することになり、常任委員会の存在意義さえ問われるのであります。

私は、かかる観点に立ち、緊急経済対策に関する特別委員会設置の速やかな撤回を強く求め、その上で、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、財政構造改革の推進等に関する特別委員会を設置の上先行して審議

をし、減税関係法案等については、従来どおり大蔵省常任委員会、地方行政常任委員会、商工常任委員会において審議することを強く求めるものであります。

以上、特別委員会の設置について反対の意見を申し述べ、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 東中光雄君。

(東中光雄君登壇)

○東中光雄君 私は、日本共産党を代表して、いわゆる緊急経済対策特別委員会の設置に反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、特別委員会設置という院の構成にかかわる重要な案件は、本来、全会一致で行うのが議会制民主主義からいって当然のことであります。(拍手)

しかるに、今回の特別委員会の設置は、野党第一党を初め、所属議員百五十人を超える野党三党派が反対意見を表明しているにもかかわらず、一部野党の賛成があるからといって、こうした状況で国会運営の基本にかかわる重要問題を強行するのは、まさに前代未聞であります。断じて容認することはできません。

第二の理由は、提案されている特別委員会の名称は緊急経済対策としておりますが、その内容は、財政構造改革法の一部改正案と所得税の特別減税法案などの補正予算関連法案の審議をするためのものであり、五月中に法案を成立させるための審議促進を図っていることは明白であります。

緊急経済対策というのであれば、今日の深刻な不況は、政府が、昨年、消費税率引き上げ、医療費の負担増など、九兆円もの国民負担をふやし、一方では、大銀行、ゼネコン、大企業には惜しまぬ支援をするなどの逆立ち政治を進めてきた結果であり、その責任を明らかにし、改めることこそ求められているのであります。今回、政府が提出した補正予算や関連法案は、浪費型公共事業の推進、社会保障連立改悪はそのままであり、国民が求める緊急経済対策の名に全く値しないものであります。

ります。また、重大なのは、財政構造改革法改正案も一括して審議しようとしていることです。

財政構造改革法は、憲法で定められた財政民主主義の原則を踏みにじり、国会の予算審議権、予算修正権まで事実上制限するものとして、昨年十二月に、我が党を初め、野党の強い反対を押し切って強行成立させたものであります。昨年の臨時国会では、全庁を拘束する財政構造改革重要案件として、五十人規模の財政構造改革特別委員会を設置し、審議してきたものであります。

法律を制定してわずか五カ月を経て同法律の改正案を提出するということは、政府の財政構造改革路線が破綻したことをみずから証明しているものです。

我が党は、この間、国民に将来への展望を失わせ、犠牲と負担を強いる財政構造改革法は廃止すべきことを強く一貫して主張してきました。あえて政府が財政構造改革法の改正案を提出するのであれば、我が党初め野党三党派は、昨年の臨時国会と同様に財政構造改革特別委員会を設置し、十分審議を行うべきであること、所得減税法案などは所管の常任委員会で審議すべきであることを要求してきました。これらの性格の違う重要法案を一括して審議するというのは、まさに言語道断であります。断固反対するものであります。

第三の理由は、特別委員会設置について定めた国会法第四十五条に照らしても問題があります。

すなわち、国会法は、「その院において特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査するため特別委員会を設置する」となっています。性質の異なる法案を特別委員会に一括付託をして審議促進を図るということは、国会法の定めた委員会制度と反するものであり、議員の審議権をじゅうりんするものであります。国会にあしき先例を残すものでありますから、断じて許すわけにはまいりません。

以上、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

緊急経済対策に関する特別委員会を設置するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

投票総数 四百七十三

可とする者(白票) 三百十七

否とする者(青票) 百五十六

○議長(伊藤宗一郎君) 右の結果、緊急経済対策に関する特別委員会を設置することに決まりました。(拍手)

緊急経済対策に関する特別委員会設置を可とする議員の氏名

- |        |        |
|--------|--------|
| 安倍 晋三君 | 相沢 英之君 |
| 逢沢 一郎君 | 赤城 徳彦君 |
| 浅野 勝人君 | 麻生 太郎君 |
| 甘利 明君  | 荒井 広幸君 |
| 井奥 貞雄君 | 伊藤 公介君 |
| 伊吹 文明君 | 飯島 忠義君 |
| 池田 行彦君 | 石川 要三君 |
| 石崎 岳君  | 石破 茂君  |
| 石橋 一弥君 | 石原 伸晃君 |
| 稲垣 実男君 | 稲葉 大和君 |

- |        |         |
|--------|---------|
| 今井 宏君  | 今村 雅弘君  |
| 岩永 峯一君 | 植竹 繁雄君  |
| 白井日出男君 | 江口 一雄君  |
| 江波 聡徳君 | 江藤 隆美君  |
| 衛藤征士郎君 | 衛藤 晟一君  |
| 遠藤 武彦君 | 遠藤 利明君  |
| 小川 元君  | 小此木八郎君  |
| 小里 貞利君 | 小澤 潔君   |
| 小野 晋也君 | 小野寺五典君  |
| 小淵 恵三君 | 尾身 幸次君  |
| 越智 伊平君 | 越智 通雄君  |
| 大石 秀政君 | 大島 理森君  |
| 大野 松茂君 | 大野 功統君  |
| 大原 一三君 | 大村 秀章君  |
| 太田 誠一君 | 岡部 英男君  |
| 奥田 幹生君 | 奥野 誠亮君  |
| 奥山 茂彦君 | 加藤 紘一君  |
| 加藤 卓二君 | 森数 知賢君  |
| 柿澤 弘治君 | 梶山 静六君  |
| 金田 英行君 | 亀井 久興君  |
| 亀井 善之君 | 鴨下 一郎君  |
| 川崎 二郎君 | 河井 克行君  |
| 河村 健夫君 | 瓦 力君    |
| 木村 隆秀君 | 木村 義雄君  |
| 岸田 文雄君 | 岸本 光造君  |
| 北村 直人君 | 久間 章生君  |
| 久野統一郎君 | 鯨岡 兵輔君  |
| 熊谷 市雄君 | 熊代 昭彦君  |
| 倉成 正和君 | 栗原 博久君  |
| 栗原 裕康君 | 栗本 慎一郎君 |
| 小泉純一郎君 | 小杉 隆君   |
| 小林 興起君 | 小林 多門君  |
| 古賀 誠君  | 古賀 正浩君  |
| 河野 太郎君 | 河野 洋平君  |
| 河本 三郎君 | 高村 正彦君  |
| 佐田玄一郎君 | 佐藤 孝行君  |
| 佐藤 静雄君 | 佐藤 信二君  |
| 佐藤 剛男君 | 勉君      |

|         |         |        |         |        |        |         |        |
|---------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|
| 齊藤斗志二君  | 坂井 隆憲君  | 橋本龍太郎君 | 蓮実 進君   | 綿貫 民輔君 | 青山 二三君 | 家西 悟君   | 池田 元久君 |
| 阪上 善秀君  | 坂井 郁三君  | 浜田 靖一君 | 林 幹雄君   | 赤羽 一嘉君 | 赤松 正雄君 | 池端 清一君  | 石井 敏基君 |
| 松井 新君   | 松田 義孝君  | 林 義郎君  | 原 健三郎君  | 井上 義久君 | 池坊 保子君 | 石井 一君   | 石毛 鏡子君 |
| 笹川 堯君   | 自見庄三郎君  | 原田昇左右君 | 松田 仁君   | 石井 啓一君 | 石田 勝之君 | 石橋 大吉君  | 岩田 哲人君 |
| 実川 幸夫君  | 島村 宜伸君  | 平沢 勝栄君 | 平沼 起夫君  | 石田幸四郎君 | 市川 雄一君 | 岩田 順介君  | 上田 清司君 |
| 下地 幹郎君  | 下村 博文君  | 平林 鴻三君 | 深谷 隆司君  | 上田 勇君  | 漆原 良夫君 | 生方 幸夫君  | 枝野 幸男君 |
| 白川 勝彦君  | 新藤 義孝君  | 福田 康夫君 | 福永 信彦君  | 遠藤 乙彦君 | 遠藤 和良君 | 小沢 鋭仁君  | 大島 章宏君 |
| 菅 義偉君   | 杉浦 正健君  | 藤井 孝男君 | 藤波 孝生君  | 大口 善徳君 | 大野田利子君 | 岡田 克也君  | 鹿野 道彦君 |
| 杉山 憲夫君  | 鈴木 俊一君  | 藤本 孝雄君 | 二田 孝治君  | 太田 昭宏君 | 近江巳記夫君 | 海江田万里君  | 鎌田 節哉君 |
| 鈴木 恒夫君  | 鈴木 宗男君  | 船田 元君  | 古屋 圭司君  | 長内 順一君 | 河合 正智君 | 川内 博史君  | 川端 達夫君 |
| 砂田 圭佑君  | 関谷 勝嗣君  | 保利 耕輔君 | 穂積 良行君  | 河上 軍雄君 | 神崎 武法君 | 神田 厚君   | 菅 直人君  |
| 田中 修光君  | 田中 和徳君  | 堀之内久男君 | 牧野 隆守君  | 北側 一雄君 | 旭道山和泰君 | 北橋 健治君  | 北村 哲男君 |
| 田中 昭一君  | 田中眞紀子君  | 増田 敏男君 | 町村 信孝君  | 草川 昭三君 | 倉田 栄喜君 | 北脇 保之君  | 菅 直人君  |
| 田邊 國男君  | 田野瀬良太郎君 | 松岡 利勝君 | 松下 忠洋君  | 斉藤 鉄夫君 | 坂口 力君  | 桑原 豊君   | 熊谷 弘君  |
| 田村 憲久君  | 高市 早苗君  | 松永 光君  | 松本 和那君  | 白保 台一君 | 田端 正広君 | 小平 忠正君  | 玄葉光一郎君 |
| 高島 修君   | 高橋 一郎君  | 三塚 博君  | 三ツ林秀太郎君 | 富田 茂之君 | 中野 正広君 | 小幡 弘道君  | 小林 守君  |
| 滝 実君    | 竹下 登君   | 宮澤 喜一君 | 御法川英文君  | 並木 正芳君 | 西川 知雄君 | 木幡 弘道君  | 古賀 一成君 |
| 橋本 直一君  | 武部 勤君   | 宮下 創平君 | 宮島 大興君  | 東 順治君  | 平田 米男君 | 五島 正規君  | 今田 保典君 |
| 橋本 康太郎君 | 棚橋 泰文君  | 谷垣 植一君 | 武藤 嘉文君  | 福島 豊君  | 福留 泰蔵君 | 近藤 昭一君  | 佐々木秀典君 |
| 谷 洋一君   | 谷 孝君    | 村井 仁君  | 村岡 兼造君  | 丸谷 佳織君 | 前田 正君  | 佐藤 謙一郎君 | 佐藤 敬夫君 |
| 谷川 和徳君  | 近岡理一郎君  | 村上誠一郎君 | 村田敬次郎君  | 若松 謙雄君 | 宮地 正介君 | 坂上 富男君  | 島 聡君   |
| 中馬 弘毅君  | 戸井田 徹君  | 目片 信君  | 村山 達雄君  | 伊藤 茂君  | 上原 康助君 | 島津 尚純君  | 城島 正光君 |
| 戸井田 徹君  | 東家 嘉幸君  | 望月 義夫君 | 持永 和見君  | 伊藤 清美君 | 土井たか子君 | 末松 義規君  | 仙谷 由人君 |
| 虎島 和夫君  | 中尾 栄一君  | 森 英介君  | 森 敏充君   | 辻元 清美君 | 中西 績介君 | 田中 慶秋君  | 田中 甲君  |
| 中川 昭一君  | 中川 秀直君  | 森田 健作君 | 森 喜朗君   | 中川 智子君 | 濱田 健一君 | 高木 義明君  | 玉置 一彦君 |
| 中島洋次郎君  | 中曾根康弘君  | 森山 眞弓君 | 森田 一君   | 島山健治郎君 | 保坂 展人君 | 土肥 隆一君  | 辻 一彦君  |
| 中谷 元君   | 中野 正志君  | 森上 眞弓君 | 八代 英太君  | 深田 肇君  | 村山 富市君 | 中桐 伸五君  | 中川 正春君 |
| 中村正三郎君  | 中山 太郎君  | 矢上 雅義君 | 谷津 義男君  | 前島 秀行君 | 海部 俊樹君 | 中野 寛成君  | 永井 英慈君 |
| 中山 利生君  | 中山 成彬君  | 保岡 興治君 | 柳沢 伯夫君  | 横光 克彦君 | 園田 博之君 | 畑 英次郎君  | 鳩山 邦夫君 |
| 中山 正暉君  | 仲村 正治君  | 山口 泰明君 | 山口 俊一君  | 笹木 竜三君 | 栗屋 敏信君 | 畑 英次郎君  | 原口 一博君 |
| 長勢 甚造君  | 丹羽 雄哉君  | 山口 泰明君 | 山崎 拓君   | 武村 正義君 | 岩浅 嘉仁君 | 日野 市朗君  | 肥田美代子君 |
| 西川 公也君  | 西田 司君   | 山中 貞則君 | 山本 公一君  | 伊藤 達也君 | 左藤 恵君  | 平野 博文君  | 福岡 宗也君 |
| 額賀福志郎君  | 根本 匠君   | 山本 幸三君 | 山本 有二君  | 小坂 憲次君 | 笹山 登生君 | 藤田 幸久君  | 藤村 修君  |
| 能勢 和子君  | 野田 聖子君  | 与謝野 馨君 | 横内 正明君  | 坂本 剛二君 | 中村喜四郎君 | 古川 元久君  | 細川 律夫君 |
| 野田 実君   | 野田 聖子君  | 吉川 貴盛君 | 吉田六左門君  | 安住 淳君  | 赤松 広隆君 | 堀込 征雄君  | 前田 武志君 |
| 野呂田芳成君  | 栗梨 信行君  | 米田 建三君 | 渡辺 具能君  | 伊藤 英成君 | 伊藤 忠治君 | 松沢 成文君  | 松本 惟子君 |
| 萩野 浩基君  | 萩山 教蔵君  | 渡辺 博道君 | 渡辺 喜美君  | 伊藤 忠治君 | 伊藤 忠治君 | 松沢 成文君  | 松本 惟子君 |

否とする議員の氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 松本 龍君  | 山花 貞夫君 |
| 山元 勉君  | 山本 謙司君 |
| 山本 孝史君 | 横路 孝弘君 |
| 吉田 治君  | 吉田 公一君 |
| 渡辺 周君  | 安倍 基雄君 |
| 青木 宏之君 | 青山 丘君  |
| 東 祥三君  | 井上 喜一君 |
| 石垣 一夫君 | 一川 保夫君 |
| 江崎 鐵磨君 | 小沢 一郎君 |
| 岡島 正之君 | 加藤 六月君 |
| 久保 哲司君 | 佐々木洋平君 |
| 佐藤 茂樹君 | 塩田 晋君  |
| 菅原喜重郎君 | 鈴木 淑夫君 |
| 武山百合子君 | 連増 拓也君 |
| 谷口 隆義君 | 中井 治君  |
| 中西 啓介君 | 中村 鋭一君 |
| 二階 俊博君 | 西 博義君  |
| 西川太一郎君 | 西田 猛君  |
| 西野 陽君  | 西村 章三君 |
| 西村 眞悟君 | 野田 毅君  |
| 藤井 裕久君 | 二見 伸明君 |
| 松浪健四郎君 | 三沢 淳君  |
| 吉田 幸弘君 | 米津 等史君 |
| 鰐淵 俊之君 | 石井 郁子君 |
| 大森 猛君  | 金子 満広君 |
| 木島日出夫君 | 児玉 健次君 |
| 穀田 恵二君 | 佐々木憲昭君 |
| 佐々木陸海君 | 志位 和夫君 |
| 瀬古由起子君 | 辻 第一君  |
| 寺前 巖君  | 中路 雅弘君 |
| 中島 武敏君 | 中林よし子君 |
| 春名 真章君 | 東中 光雄君 |
| 平賀 高成君 | 不破 哲三君 |
| 藤木 洋子君 | 藤田 スミ君 |
| 古堅 実吉君 | 松本 善明君 |
| 矢島 恒夫君 | 山原健二郎君 |
| 吉井 英勝君 | 河村たかし君 |
| 中田 宏君  | 渡部 恒三君 |

○議長(伊藤宗一郎君) ただいま議決されました  
特別委員会の委員は追って指名いたします。

日程第二 道路運送車両法の一部を改正する  
法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、道路運送車両  
法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。運輸委員長大野功統  
君。

道路運送車両法の一部を改正する法律案及び同  
報告書  
(本号末尾に掲載)

〔大野功統君登壇〕

○大野功統君 ただいま議題となりました道路運  
送車両法の一部を改正する法律案について、運輸  
委員会における審査の経過及び結果を御報告申し  
上げます。

本案は、最近における自動車の装置の共通化等  
に対応して自動車の型式指定制度を合理化するた  
め、自動車の装置の型式指定制度を創設すること  
も、自動車の使用者の負担を軽減するため、分  
解整備検査を廃止する等所要の改正を行おうとす  
るものであります。

本案は、三月三日本院に提出され、四月二十三  
日本委員会に付託されました。

本委員会においては、四月二十四日藤井運輸大  
臣から提案理由の説明を聴取し、去る五月八日質  
疑に入り、同日質疑を終了いたしました。

次いで、採決の結果、本案は全会一致をもって  
原案のとおり可決すべきものと議決した次第であ  
ります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。  
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま  
した。

日程第三 スポーツ振興投票の実施等に関す  
る法律案(第百四十回国会、本院提出)(参  
議院送付)

日程第四 日本体育・学校健康センター法の  
一部を改正する法律案(第百四十回国会、  
本院提出)(参議院送付)

日程第五 スポーツ振興法の一部を改正する  
法律案(第百四十回国会、本院提出)(参議  
院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、スポーツ振興  
投票の実施等に関する法律案、日程第四、日本体  
育・学校健康センター法の一部を改正する法律  
案、日程第五、スポーツ振興法の一部を改正する  
法律案、右三案を一括して議題といたします。  
委員長の報告を求めます。文教委員長高橋一郎  
君。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案及び  
同報告書  
日本体育・学校健康センター法の一部を改正す  
る法律案及び同報告書  
スポーツ振興法の一部を改正する法律案及び同  
報告書  
(本号末尾に掲載)

○高橋一郎君 ただいま議題となりました三法律  
案につきまして、文教委員会における審査の経過  
及び結果を御報告申し上げます。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案は、  
スポーツ振興のために必要な資金を確保してス  
ポーツ振興に寄与するため、スポーツ振興投票  
に関する事項を定めるものであり、日本体育・学  
校健康センター法の一部を改正する法律案は、ス  
ポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行に伴  
い、スポーツ振興投票の実施に関連する業務を日  
本体育・学校健康センターの業務とする等の所要  
の規定を整備するものであります。

また、スポーツ振興法の一部を改正する法律案  
は、最近におけるスポーツに関する情勢の変化等  
にかんがみ、スポーツの振興のための措置を二層  
適切に講じるため、必要な措置を講じようとする  
ものであります。

これら三法律案は、第百四十回国会に島村宣伸  
君外十二名から提出され、本院において原案のと  
おり可決し、参議院に送付され、同院において継  
続審査となっていたものであります。今国会に  
おいて、スポーツ振興投票の実施等に関する法律  
案及び日本体育・学校健康センター法の一部を改  
正する法律案の二案は修正議決、スポーツ振興法  
の一部を改正する法律案は原案のとおり可決の  
上、去る三月二十日本院に送付され、四月二十四  
日本委員会に付託されたものであります。

今回の参議院におけるスポーツ振興投票の実施  
等に関する法律案に対する修正の内容は、第一に、  
地方公共団体等が行うスポーツ振興事業に対  
する支援の強化、第二に、文部大臣によるスポ  
ーツ振興投票の実施の停止命令の規定の追加、第三  
に、スポーツ振興投票に係る収益の用途に関する  
国会への報告等情報公開の強化、第四に、指定試  
合の公正を確保するための罰則規定の追加等であ  
ります。

また、日本体育・学校健康センター法の一部を  
改正する法律案に対する修正の内容は、スポーツ  
振興投票に係る収益の二分の一に相当する金額と  
されていた国庫への納付金の額を三分の一に相当  
する金額とするものであります。

本委員会におきましては、去る四月二十四日参  
議院における修正部分についての趣旨説明を聴取  
し、以来参考人から意見を聴取するなど慎重に審

平成十年五月十二日 衆議院會議録第三十七号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案外二案

査を重ね、五月八日質疑を終了し、討論の後、採決の結果、これら三法律案はいずれも賛成多数をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと決した次第であります。  
なお、これら三法律案に対し附帯決議が付されました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 三案を一括して採決いたします。  
この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

○議長(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(参事投票を計算)

投票総数 四百六十

可とする者(白票) 三百四十六

否とする者(青票) 百十四

○議長(伊藤宗一郎君) 右の結果、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案外二案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍 晋三君 相沢 英之君  
逢沢 一郎君 赤城 徳彦君

|        |        |        |        |         |        |        |         |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |          |         |        |        |        |        |         |        |        |        |        |        |         |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 浅野 勝人君 | 甘利 明君  | 井奥 貞雄君 | 伊吹 文明君 | 池田 行彦君  | 石崎 岳君  | 石橋 一弥君 | 稲垣 実男君  | 今井 宏君  | 岩永 峯一君 | 白井日出男君 | 江渡 聡徳君 | 衛藤征士郎君 | 遠藤 武彦君 | 小川 元君  | 小里 貞利君 | 小野 晋也君 | 小野 恵三君 | 越智 伊平君 | 大石 秀政君 | 大野 松茂君 | 大原 一三君 | 太田 誠一君   | 奥田 幹生君  | 奥山 茂彦君 | 加藤 卓二君 | 柿澤 弘治君 | 金田 英行君 | 亀井 善之君  | 川崎 二郎君 | 河村 建夫君 | 木村 隆秀君 | 岸田 文雄君 | 北村 直人君 | 久野 統一郎君 | 熊代 昭彦君 | 栗原 博久君 | 栗本慎一郎君 |        |        |
| 麻生 太郎君 | 荒井 広幸君 | 伊藤 公介君 | 飯島 忠義君 | 石川 要三君  | 石破 茂君  | 石原 伸晃君 | 稲葉 大和君  | 今村 雅弘君 | 植竹 繁雄君 | 江口 一雄君 | 江藤 隆美君 | 衛藤 晟一君 | 遠藤 利明君 | 小此木八郎君 | 小澤 潔君  | 小野寺五典君 | 尾身 幸次君 | 越智 通雄君 | 大島 理森君 | 大野 功統君 | 大村 秀章君 | 岡部 英男君   | 奥野 誠亮君  | 加藤 紘一君 | 嘉数 知賢君 | 堀山 静六君 | 亀井 久興君 | 鴨下 一郎君  | 河井 克行君 | 瓦 力君   | 木村 義雄君 | 岸本 光造君 | 久間 章生君 | 熊谷 市雄君  | 倉成 正和君 | 栗原 裕康君 | 小泉純一郎君 |        |        |
| 小杉 隆君  | 小林 多門君 | 古賀 正浩君 | 河本 三郎君 | 佐田 玄一郎君 | 佐藤 静雄君 | 佐藤 剛男君 | 斎藤 斗志二君 | 阪上 善秀君 | 桜井 新君  | 笹川 義君  | 実川 幸夫君 | 下地 幹郎君 | 白川 勝彦君 | 菅 義偉君  | 杉山 憲夫君 | 鈴木 恒夫君 | 砂田 圭佑君 | 園田 修光君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君   | 田中 昭一君  | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君  | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君  | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 |        |
| 小林 興起君 | 古賀 誠君  | 河野 洋平君 | 高村 正彦君 | 佐藤 孝行君  | 佐藤 信二君 | 佐藤 勉君  | 坂井 隆憲君  | 桜井 郁三君 | 桜田 義孝君 | 自見 三郎君 | 島村 宜伸君 | 下村 博文君 | 新藤 義孝君 | 杉浦 正健君 | 鈴木 俊一君 | 鈴木 宗男君 | 関谷 勝嗣君 | 田中 和徳君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君   | 田中 昭一君  | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君  | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君  | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 | 田中 昭一君 |
| 丹羽 雄哉君 | 西田 司君  | 根本 匠君  | 野田 聖子君 | 野中 広務君  | 栗梨 信行君 | 萩山 教蔵君 | 蓮実 進君   | 林 幹雄君  | 原 健三郎君 | 松田 仁君  | 平沼 赳夫君 | 深谷 隆司君 | 福永 信彦君 | 藤波 孝生君 | 二田 孝治君 | 古屋 圭司君 | 穂積 良行君 | 牧野 隆守君 | 町村 信孝君 | 松下 忠洋君 | 松本 和那君 | 三ツ林 秀太郎君 | 御法川 英文君 | 宮路 和明君 | 宮島 大興君 | 武藤 嘉文君 | 村岡 兼造君 | 村田 敬次郎君 | 村田 達雄君 | 持永 和見君 | 茂木 敏充君 | 森 喜朗君  | 森田 一君  | 八代 英太君  | 谷津 義男君 | 柳沢 伯夫君 | 山口 俊一君 |        |        |
| 西川 公也君 | 額賀福志郎君 | 能勢 和子君 | 野田 実君  | 野田 芳成君  | 萩野 浩基君 | 橋本龍太郎君 | 浜田 靖一君  | 林 義郎君  | 原田昇左右君 | 平沢 勝栄君 | 平林 鴻三君 | 福田 康夫君 | 藤井 孝男君 | 藤本 孝雄君 | 船田 元君  | 保利 耕輔君 | 堀之内久男君 | 増田 敏男君 | 松岡 利勝君 | 松永 光君  | 松本 純君  | 三塚 博君    | 宮澤 喜一君  | 宮下 創平君 | 宮本 一三君 | 村井 仁君  | 村上誠一郎君 | 村田 吉隆君  | 目片 信君  | 望月 義夫君 | 森 英介君  | 森田 健作君 | 森山 眞弓君 | 矢上 雅義君  | 保岡 興治君 | 柳本 卓治君 | 山口 泰明君 |        |        |

|         |        |
|---------|--------|
| 山崎 拓君   | 山中 貞則君 |
| 山本 公一君  | 山本 幸三君 |
| 山本 有二郎君 | 与謝野 馨君 |
| 横内 正明君  | 吉川 貴盛君 |
| 吉田六三門君  | 米田 建三君 |
| 渡辺 具能君  | 渡辺 博道君 |
| 渡辺 喜美君  | 綿貫 民輔君 |
| 安住 淳君   | 赤松 広隆君 |
| 伊藤 英成君  | 小沢 鋭仁君 |
| 大島 章宏君  | 鹿野 道彦君 |
| 鐵田 節哉君  | 川内 博史君 |
| 川端 達夫君  | 熊谷 弘君  |
| 木幡 弘道君  | 古賀 一成君 |
| 五島 正規君  | 今田 保典君 |
| 佐藤 敬夫君  | 島 聡君   |
| 島津 尚純君  | 末松 義規君 |
| 田中 慶秋君  | 高木 義明君 |
| 玉置 一弥君  | 土肥 隆一君 |
| 中川 正春君  | 中沢 健次君 |
| 中野 寛成君  | 羽田 孜君  |
| 畑 英次郎君  | 嶋山 邦夫君 |
| 嶋山由紀夫君  | 藤村 修君  |
| 堀込 征雄君  | 松崎 公昭君 |
| 松沢 成文君  | 山元 勉君  |
| 吉田 治君   | 吉田 公一君 |
| 渡辺 周君   | 石田 勝之君 |
| 市川 雄一君  | 小沢 辰男君 |
| 大口 善徳君  | 太田 昭宏君 |
| 河合 正智君  | 旭道山和泰君 |
| 草川 昭三君  | 坂口 力君  |
| 富沢 篤林君  | 中野 清君  |
| 並木 正芳君  | 福留 泰蔵君 |
| 前田 正君   | 宮地 正介君 |
| 若松 謙雄君  | 安倍 基雄君 |
| 青山 丘君   | 東 祥三君  |
| 石垣 一夫君  | 一川 保夫君 |
| 岡島 正之君  | 加藤 六月君 |
| 久保 哲司君  | 佐々木洋平君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 佐藤 茂樹君 | 塩田 晋君  |
| 菅原喜重郎君 | 鈴木 淑夫君 |
| 達増 拓也君 | 谷口 隆義君 |
| 中井 治君  | 中西 啓介君 |
| 西 博義君  | 西川太一郎君 |
| 西田 猛君  | 西野 陽君  |
| 西村 眞悟君 | 二見 伸明君 |
| 松浪健四郎君 | 三沢 淳君  |
| 吉田 幸弘君 | 米津 等史君 |
| 鰐淵 俊之君 | 上原 康助君 |
| 中西 績介君 | 深田 肇君  |
| 前島 秀行君 | 村山 富市君 |
| 横光 克彦君 | 海部 俊樹君 |
| 笹木 竜三君 | 中田 宏君  |
| 園田 博之君 | 武村 正義君 |
| 栗屋 敏信君 | 伊藤 達也君 |
| 小坂 憲次君 | 左藤 恵君  |
| 坂本 剛二君 | 笹山 登生君 |
| 中村喜四郎君 | 渡部 恒三君 |
| 伊藤 忠治君 | 家西 悟君  |
| 池田 元久君 | 池端 清一君 |
| 石井 慈基君 | 石毛 鏡子君 |
| 石橋 大吉君 | 岩國 哲人君 |
| 岩田 順介君 | 上田 清司君 |
| 生方 幸夫君 | 枝野 幸男君 |
| 岡田 克也君 | 海江田万里君 |
| 神田 厚君  | 菅 直人君  |
| 北橋 健治君 | 北村 哲男君 |
| 北脇 保之君 | 桑原 豊君  |
| 玄葉光一郎君 | 小平 忠正君 |
| 小林 守君  | 近藤 昭一君 |
| 佐々木秀典君 | 佐藤謙一郎君 |
| 坂上 富男君 | 城島 正光君 |
| 仙谷 由人君 | 田中 甲君  |
| 榊床 伸二君 | 辻 一彦君  |
| 中桐 伸五君 | 永井 英慈君 |
| 葉山 峻君  | 日野 市朗君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 肥田美代子君 | 平野 博文君 |
| 福岡 宗也君 | 藤田 幸久君 |
| 古川 元久君 | 細川 律夫君 |
| 前原 誠司君 | 松本 惟子君 |
| 松本 龍君  | 山花 貞夫君 |
| 山本 謙司君 | 山本 孝史君 |
| 横路 幸弘君 | 青山 三三君 |
| 赤羽 一嘉君 | 赤松 正雄君 |
| 井上 義久君 | 池坊 保子君 |
| 石井 啓一君 | 石田幸四郎君 |
| 上田 勇君  | 漆原 良夫君 |
| 遠藤 乙彦君 | 遠藤 和良君 |
| 大野由利子君 | 近江巳記夫君 |
| 長内 順一君 | 河上 覃雄君 |
| 神崎 武法君 | 北側 一雄君 |
| 倉田 榮喜君 | 斎藤 鉄夫君 |
| 白保 台一君 | 田端 正広君 |
| 富田 茂之君 | 西川 知雄君 |
| 東 順治君  | 平田 米男君 |
| 福島 豊君  | 冬柴 鐵三君 |
| 丸谷 佳織君 | 青木 宏之君 |
| 石井 郁子君 | 大森 猛君  |
| 金子 満広君 | 木島日出夫君 |
| 児玉 健次君 | 穀田 恵二君 |
| 佐々木憲昭君 | 瀬古由起子君 |
| 志位 和夫君 | 寺前 巖君  |
| 辻 第一君  | 中島 武敏君 |
| 中路 雅弘君 | 春名 真章君 |
| 中林よし子君 | 平賀 高成君 |
| 東中 光雄君 | 藤本 洋子君 |
| 不破 哲三君 | 古堅 実吉君 |
| 藤田 スミ君 | 矢島 恒夫君 |
| 松本 善明君 | 吉井 英勝君 |
| 山原健二郎君 | 伊藤 茂君  |
| 秋葉 忠利君 | 土井たか子君 |
| 辻元 清美君 | 島山健治郎君 |
| 中川 智子君 | 保坂 展人君 |
| 濱田 健一君 |        |

河村たかし君 岩浅 嘉仁君

日程第六 保護司法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤 一郎君) 日程第六、保護司法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長笹川 君。

保護司法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔笹川 君登壇〕

○笹川 君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、保護司制度の充実強化を図るため、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するとともに、保護司組織を法定化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、保護司は、地方更生保護委員会または保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会または保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、当該保護観察所の所掌に属する一定の事務に従事するものとする、

第二に、保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織するものとし、保護司会は原則として都道府県ごとに保護司会連合会を組織するものとする、

第三に、地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができるとすること、

であります。

本案は、参議院先議に係るもので、四月十七日同院において原案のとおり可決され、本院に送付

されたものであります。

委員会においては、去る六日下稲葉法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、八日に質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

日程第七 行政改革基本法案(伊藤英成君外三名提出)

日程第八 中央省庁等改革基本法案(内閣提出)

出

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第七、伊藤英成君外三名提出、行政改革基本法案、日程第八、内閣提出、中央省庁等改革基本法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。行政改革に関する特別委員長高島修君。

行政改革基本法案及び同報告書  
中央省庁等改革基本法案及び同報告書  
(本号末尾に掲載)

(高島修君登壇)

○高島修君 たいだいま議題となりました両法案につきまして、行政改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、伊藤英成君外三名提出の行政改革基本法案について申し上げます。

本案は、行政改革について、基本理念及び国の責務を明らかにするとともに、行政改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに国会に行政改革調査会を置くことにより、国会の主導のもとに、行政改革を総合的かつ効果的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、行政改革は、行政の公正の確保と透明性の向上並びにその簡素化及び効率化を旨とし、住民参加を真に実現するための地方分権の推進、市場原理及び市民の自立的な活動を尊重して行う国の規制の撤廃等による国の役割の限定等により、戦後の我が国の社会経済構造の転換を促し、もってより自由かつ公正で国民が安心して暮らすことのできる社会の形成に資することを基本として行われるものとし、国は、この基本理念のとり行政改革を推進する責務を有すること、

第二に、国は、地方分権を推進する観点から、国の役割を限定するとともに、国と地方公共団体のそれぞれの事務に要する経費の割合に見合う地方税財源の確保等の措置を講ずるものとするものと、

第三に、内閣総理大臣その他の國務大臣に対する補佐体制の充実を図るため、副大臣制度を導入するとともに、内閣に副大臣等会議を置くものとするものと、

第四に、国会に、行政改革の実施に必要な立法について検討を行い、案を示して両議院に報告する機関として、行政改革調査会を置くものとするものと、

としております。

本案は、去る五月七日日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌八日提出者伊藤英成君から提案理由の説明を聴取し、昨十一日に質疑を行い、討論、採決の結果、賛成少数をもって否決すべきものと議決した次第であります。

次に、内閣提出の中央省庁等改革基本法案につ

いて申し上げます。

本案は、行政改革会議の最終報告を最大限に尊重する旨の閣議決定に従い、同報告の趣旨にのっとり行われる内閣機能の強化、国の行政機関の再編成等の改革について、その基本的な理念及び方針等を定めるとともに、その推進に必要な体制を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、中央省庁等の改革は、国の行政組織並びに事務及び事業の運営を簡素かつ効率的なものとするともに、その総合性、機動性及び透明性の向上を図り、これにより戦後の我が国の社会経済構造の転換を促し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとし、国は、この基本理念のとり中央省庁等の改革を推進する責務を有すること、

第二に、政府は、内閣機能の強化を図るため、内閣総理大臣の発議権、國務大臣の総数、内閣官房の任務及び組織のあり方、内閣府の設置等の措置について定めること、

第三に、國務大臣を長とする現行の一府二十省庁を一府十二省庁に編成する等中央省庁を行政目的別に大きくくり、新たな省の名称、主要な任務及び主要な行政機能並びに編成方針を定めるものとするものと、

第四に、政府は、郵政事業等現業の改革、独立行政法人制度の創設などにより、国の行政組織等の減量、効率化等を積極的かつ計画的に推進するとともに、国家公務員制度の改革、行政情報の公開、地方分権の推進等について所要の措置を講ずるものとするものと、

第五に、中央省庁等の改革による新たな体制への移行の推進に必要な中核的業務を集中的かつ一体的に処理するため、内閣に、中央省庁等改革推進本部を設置すること、

第六に、政府は、遅くともこの法律の施行後五年以内に、できれば平成十三年一月一日を目標として、新たな体制へ移行を開始するもの

としております。

本案は、去る二月十七日本院に提出され、四月十日の本会議において趣旨説明を聴取した後、質疑を行い、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同月十六日小里総務庁長官から提案理由の説明を聴取し、昨十一日まで十一回にわたり政府等に対する質疑を行ってまいりました。この間、四月三十日及び五月六日には参考人から意見を聴取する等慎重に審査を重ね、昨十一日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し平和・改革から修正案が提出され、討論、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付けられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。古川元久君。

(古川元久君登壇)

○古川元久君 私は、民主党を代表して、政府提出の中央省庁等改革基本法案に反対、民主党提出の行政改革基本法案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

今回の行政改革においては、中央政府のスリム化は大前提であり、不可欠な改革であります。当然、橋本総理もこの点を以前から何度も繰り返してきています。しかし、総理も担当大臣である総務庁長官も、この最も重要な点について、これまでの議論では何ら具体的な方向性を示すことができませんでした。

中央政府のスリム化を進めるためには、地方分権と規制緩和が両輪であることは議論のないところだと考えます。しかし、この法案には、その中身について何ら具体的な改革内容が示されていません。

地方分権に関しては、政府案の五十一条で触れられています。その内容は、地方分権推進委員会

の勧告を着実に実施することという当たり前のことにすぎません。しかも、問題は、この地方分権推進委員会の勧告の中身です。地方分権推進委員会の活発な活動については、私は心より敬意を表しています。しかし、総理は当然御承知のこととは思いますが、地方分権推進委員会の勧告では、実際の事務事業の移譲は全くと言っていいほどありません。昨年十月に提出された第四次勧告に、おまけのように盛り込まれただけであります。

地方分権推進委員会の中心となるテーマは、機関委任事務の廃止と、これに伴う事務の新たな振り分けです。しかし、機関委任事務を新たに自治事務に振り分けたからといって、その事務は以前から自治体が行っていた事務であり、何ら変わることはありません。法律は、従来と同じように、自治体の事務を細部まで縛っているのです。

さらに、地方分権推進委員会の勧告では、自治体が最も望んでいた地方財源の拡充について、総理が主宰する財政構造改革会議が先に出した結論に縛られ、何ら期待にこたえる勧告は行いませんでした。

このように実際に国から地方への事務も財源も移譲していない地方分権推進委員会の勧告を着実に実施したところで、中央政府のスリム化が進むはずはありません。唯一公共事業については国の事業を限定するのを見せたいと思いますが、その移譲先が地方支局では、全く地方分権とは言えません。

規制緩和についても同様であります。

規制緩和は、ゆっくりに進んでいますが、それなりに近年進んでまいりました。細川政権が行った携帯電話に関する規制緩和ほど大きな効果は見られませんが、セルフガソリンスタンドの解禁や割安タクシーの導入などはその成果だと評価いたします。しかし、この規制緩和の推進を担っていた行政改革委員会は、昨年十二月をもって設置期限が切

れてしまいました。行政改革委員会が言うように、規制緩和は本格的に始まったばかりであり、法令の改正など具体的な措置はこれからであります。この大事な時期に、肝心の行政改革委員会が廃止されてしまったのであります。あとは官僚任せというのが実情であります。

今回の行政改革の目的は、手法、体制とも時代に合わなくなった行政システムを二十一世紀型の社会にふさわしい形に再構築すべきこと、すなわち、行政の形だけでなく、質をも含めた転換にあります。二十一世紀型の社会は、これまでの中央集権型、官僚主導型の社会から、地方分権型、民主主導型の社会へ変わっていかねばなりません。今求められている行政改革とは、行政システムもそうした社会に適合するような形に変えていくことなのであります。そのためには、官から民へ、中央から地方へという視点で行政の役割の見直しが必要です。行われるべきであり、中央省庁再編はその上で、残った中央政府の役割をどのような形で分担していくかという観点から論じられなければなりません。

しかし、今回の法案は、こうした前提となる部分が抜け落ちたまま、中央省庁再編だけを先行させたものであり、あるべき手順と全く逆と言わざるを得ません。まさに意図的に、行政改革イコール中央省庁再編と、行政改革の議論を矮小化させたものであります。より重要な改革をなおざりにして、性急に省庁の再編という箱物づくりばかり急ぐ総理の姿勢は、従来の箱物優先、公共事業優先の姿勢の延長に思えてなりません。

さらに、政府案の大きな欠点は、行政改革の主導権を官僚にゆだねていることであり、今回の基本法はプログラム法であり、実質的な中身の改革は今後の設置法等の制定作業の中で具体化するものであります。このプログラム法が成立すれば、この最も重要な改革の部分が、本来まいたねの上のコイであるはずの官僚の手に事実上ゆだねられ、このままでは官僚による行革になるおそれ

があります。

昨日、委員会においてこれを防ぐための附帯決議が採択されましたが、本来ならば、これは行政改革を推進するための、しかもプログラム法である基本法案の根幹をなす部分であり、これが本法に盛り込まれなかったこと自体が官僚による行革のそりを免れないと考えます。

以上のように、改革の中身を先送りし、その作業を官僚にゆだねようとする本行革案では、実質的な行政改革の進展は全く望めません。次々と破綻する橋本十六大改革を取り繕うだけの、すなわち総理のメンツだけの法案であると断ぜざるを得ません。

これに対し、民主党提案の行政改革基本法案は、中央政府の役割の限定を明らかにしており、そのために、地方財源の拡充の方針と目標を明らかにしており、また規制のサンセット化を盛り込んでいます。この法案が成立し、これらが実現した際には、中央政府のスリム化が大幅に進展することは明白であります。

また、政治のリーダーシップを確立するため、複数の政治家が省庁の内部に入っていくことを盛り込んでおります。大臣は省庁の代表ではあります。国民の代表者として行政機関を指揮監督するのが務めであり、しかし、一人で役所に入ってもその実効性が確保できないことは明らかであり、そのために、副大臣あるいは政務補佐官といった形で、複数の政治家がグループで役所を管理する必要があること、その上でこれらの政治家が内閣を補佐することで、初めて政治の指導性の強化が実現できるのであります。

さらに、何よりも評価すべきことは、これらの改革を立法府が責任を持って二年以内に行うという点であります。

地方分権も規制緩和も、そして省庁再編も、政府案では官僚に依存しています。これでは、いつまでもたつても、官僚主導の「この国のかたち」を民主導の新しい国の形に根本的に生まれ変わらせる

ことはできません。政治が責任を持って二十一世紀の「この国のかたち」を描き、国民に対して将来への展望を示し、そのために必要な行政の改革を断行することによって、初めてこの国を覆う行き詰まり感を払拭することができるのであります。官僚の官僚による官僚のための行政改革から、国民の国民による国民のための行政改革に転換するためには、民主党案のように国会が行革の主役的な役割を果たすことが不可欠であります。

以上のように、今回の行政改革に求められている視点から見ると、彼等の優劣は明らかであります。政府案は官僚による単なる看板のかけかえであるという問題点から反対を、民主党案こそが二十一世紀の「この国のかたち」を再構築する真の行革への第一歩であるという観点から賛成を表明いたしました。私の討論を終わります。

(拍手)

○議長(伊藤 一郎君) 二田孝治君。

(二田孝治君登壇)

○二田孝治君 私は、自由民主党、社会民主党・市民連合及び新党さきがけの与党三党を代表して、内閣提出の中央省庁等改革基本法案に賛成、民主党提出の行政改革基本法案に反対の討論を行います。(拍手)

我が国の行政システムは、明治十八年の太政官制の廃止と内閣制度の創設によりその基礎が築かれ、これまでもその時代時代に必要部分の改革は行われたものの、基本的には今日まで引き継がれてきました。このシステムは、近代国家の建設と豊かな社会経済の実現には貢献してまいりましたが、今日、内外の環境変化や複雑多岐にわたる行政課題に十分に対応できなくなり、もはや限界を見せつつあります。

そこで、明治以来一世紀以上続いてきた行政システムを抜本的に改め、より自由かつ公正な社会を形成するにふさわしい行政システムを構築していくこととするのが今回の大改革であります。

この改革は、これまでの改革とは次元を異にし、我が国社会経済システムの基本にかかわるような世紀の大改革であります。官僚組織を初め大きな痛みを伴うこととなりますが、産みの苦しみを経験し、歴史的な大改革に皆さんとともに参画できることを光栄に思う次第であります。

それでは、政府の基本法案に具体的に賛成する理由を申し述べます。

まず第一に、内外の情勢変化に機動的に対応し、政府の中核として総合的、戦略的な政策決定ができるようにするため、内閣の機能を高度化し、総理の指導性が明確化されます。

第二に、行政の減量、効率化のための基本方針を定めるだけでなく、郵政事業の公社化や独立行政法人制度の創設、公共事業の見直しなど、画期的な改革が盛り込まれるとともに、新たな省・ことにきめ細かく見直し事項が列挙されております。

第三に、新たな行政課題に対応した中央省庁の再編であります。中央省庁の機能を政策の企画立案に重点化し、縦割りを排した新たな政策調整システムが考案され、政策評価機能の確立や情報公開の徹底など、行政の透明化に資する措置も盛り込まれております。

なお、今回の審議の過程で、再編により巨大官庁ができるのではないかと懸念が指摘されておりますが、この点に関しては、地方分権や規制緩和・緩和などを強力に推進し、仕事の減量、効率化を行った上で再編を行うこととされており、御懸念は当たらないと考えます。

最後に、改革の実施体制やスケジュールについては、新体制への移行のための具体的作業の中核となる組織として、政府内に推進本部を設置する

こととし、二〇〇一年一月一日に新体制への移行を目指すこととされております。

これに対し、民主党の行政改革基本法案は、その内容が抽象的であまりまいであり、改革の具体案づくりは今後設置される行政改革調査会での検討にすべてゆだねられているなど、実質的に改革の先送りと言わざるを得ないものであり、反対であります。

今後の道筋を展望すると、改革を進めていく過程ではさまざまな反発や抵抗も予想されることとあります。しかしながら、政府におかれては、これらの困難を克服して、来るべき二十一世紀へ向け、中央省庁の改革を着実に推進していかなることを期待いたしました。私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤家一郎君) 若松謙維君。

(若松謙維君登壇)

○若松謙維君 私は、平和・改革を代表して、ただいま議題となりました政府提出の中央省庁等改革基本法案に反対の立場から討論を行います。

さきの総選挙では、各党がこぞって行政改革を公約に掲げました。今や日本は経済の高度成長とキャッチアップの時代を終え、成熟経済の段階に突入しております。高度成長の時代に有効であった行政運営と行政のあり方が、現在は逆に民間経済の健全な発展を阻害し、海外からは不公正なシステムとして批判を浴びる結果となっているのです。もはや、行政改革は単に現政権だけの課題ではなく、政治全体の国民に対する課題であり、約束でもあります。その意味で、橋本政権が戦後初めてとも言える中央省庁の再編を含む包括的な行政改革法案を提出したことに對しては、一定の評

価をいたします。

しかしながら、その内容について子細に検討し、委員会の審議を通じて明らかにした点を考慮すると、政府案には幾つかの重要な問題が残されています。

以下、具体的に本法案の問題点を指摘したいと思います。

第一の問題点は、今回の行革が中央省庁の再編にエネルギーを費やした結果、中央から地方へ、官から民へという分権の視点が非常に弱いものになっているということとあります。

地方分権と規制緩和という二つの柱は、理念としては本法案に盛り込まれているものの、具体的な分権の仕組みやスケジュールが盛り込まれていないため、二つの分権が単なる精神規定に終わるおそれがあります。中央官庁に過度に集中した権限を地方と民間に移譲することが行革の星であり、かなめであります。

例えば、法案の三十二条に「国の事務及び事業の見直しを行い、国の事務及び事業とする必要性が失われ、又は減少しているものについては、民間事業への転換、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を進めること」とありますが、これらの見直しはいつまでにやるのか、どの程度の減量の目標を想定しているのか。委員会の質疑の中でもこれらの点はたびたび取り上げられたにもかかわらず、政府は明確な答弁を行いませんでした。

単に省庁を一府十二省に再編しただけでは、国民にとっては役所が巨大化したにすぎません。国民生活に直接かわる地方分権と規制緩和の具体像が示されない行革では、行革会議最終報告に言

う「この国のかたち」ではなく「この国の役所のかたち」を描いたものにすぎないと言わざるを得ません。

第二点は、設置法行政のあり方の見直しについてであります。

基本法案成立後には新たな各省設置法が作成されることとなりますが、その際に、各省の設置法から権限規定を削除することが不可欠と考えます。現行の設置法には、所掌事務とほぼ対応する形で権限規定が書かれており、これがいわゆる役所の裁量行政の根拠となってきたのであります。

裁量行政は官民の果た合いを生み、また、近年相次いだ官僚汚職の温床となります。各省設置法を新たに制定するという千載一遇のチャンスをとらえ、この際、設置法から権限規定を削除すべきであります。

日本が法治国家である以上、行政の権限は個別の法律に基づいたものに限定されるべきであります。裁量を許容する行政は、国民を統治する存在として君臨する行政であり、行革会議最終報告に言うような、国民を統治の主役ではなく、対象とする行政であります。

この設置法からの権限規定削除は、我々が委員会質疑でもたびたび指摘し、参考人質疑でも有識者から提言された点でもあります。政府は十分にこの指摘を受けとめ、省庁再編を行う以上はその具体化に努力すべきであります。

第三点は、今回の行革によって、どれだけ行政のスリム化が可能になるのかが明らかにされなかつた点であります。

国民にとって最大の関心事は、今回の行革によって、どれだけ行政経費の削減が可能になるか

であります。公務員の不祥事が相次ぎ、今や行政への信頼は極度に低下する中で、国民は、我々の納めた税金が本当にむだなく有効に使われているかについて、大きな疑問を持っております。民間が血を流すような思いでリストラを進める中、政府が行政改革を掲げる以上、行政経費の削減に思い切った取り組みをこなしに、到底国民の理解が得られるものではありません。

しかしながら、この点についても、委員会審議では、政府は目標値すら明らかにしていませんでした。どれだけ削減できるかはやってみなければわからないというのでは、余りにも無責任であり、空手形を切れと言ふのに等しい。現在求められている行政のアカウンタビリティを放棄した態度と言わざるを得ません。

第四の問題点は、省庁再編に戦略的視点がないということであります。

郵政三事業の国営・一体化による郵政公社化、総務省への電気通信・放送行政の帰属、農業人口の大幅な減少にもかかわらずほぼ現状維持となった農林水産省など、今回の省庁再編には戦略的視点が欠如しております。二十一世紀の世界を見据えながら、削るべきところは削り、重点化すべきところは重点化するという柔軟な戦略的思考がなければ、大競争時代と言われる国際競争の中で、日本は埋没していく運命をたどることになります。

特に、問題点として指摘しておきたいのが、金融と財政の分離が貫徹されず、金融破綻処理及び金融危機管理が、「当分の間」という極めてあいまいな表現で財務省に残された点であります。各省庁の中でもずば抜けた権力を保持してきた大蔵省

の改革に禍根を残すことは、改革全体の成否を象徴するものであり、「当分の間」という、いかようにでも解釈できる文言をやめ、期限を明確にしなければなりません。

このほかにも、対象となる独立行政法人が明らかにされず、政治的決着の要素を残したことや、今後の改革を推進、監視する第三者機関の設置が盛り込まれていないことなどが、委員会審議で主要な論点として指摘されたにもかかわらず、政府は明確な対処方針を示しておりません。

我々としては、以上指摘したような問題点を残したままの政府原案は、このままでは到底賛成することができません。

幸い、自民、民主、社民、平和・改革を含む四会派で、第三者機関の設置及び設置法改正における裁量行政の排除を附帯決議として合意いたしました。平和・改革としても、今後の政府の起草作業に対して、この附帯決議が着実に反映されていくことをしっかりと監視してまいります。

一方、民主党提案の行政改革基本法案は、中央政府の役割を限定し、そのほかはすべて地方と民間へゆだねること、地方税財源の大幅拡充などを掲げ、理念としては、我々と立場を同じくするものであります。しかしながら、省庁等の具体的な改革像が法案に明らかにしておらず、改革が数年先に先送りされるおそれが払拭できず、残念ながら、賛成することはできません。

最後に、我々、平和・改革は、本法案が与党多数の数の力によって可決されたとしても、以上指摘した問題点の改善を今後も粘り強く主張し、真の行政改革に全力を尽くすことを明言し、私の討論といたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 佐々木洋平君。

(佐々木洋平君登壇)

○佐々木洋平君 私は、自由党の佐々木洋平です。

党を代表して、政府提出、中央省庁等改革基本法案に対して、反対の立場から討論をいたします。

二十一世紀を目の前にして、今我が国は、政治、行政、経済、社会のすべてにわたり、構造改革を断行しなければなりません。行政改革の必要性については、今さら言うまでもございません。我々は、かつて三度にわたり、特殊法人の全廃を含んだ中央省庁統廃合のための法律案を提出いたしました。政府・与党はこれを廃案といたしました。今になって、単なる機構いじり、省庁半減の数合わせの基本法ではなく、直接、各省庁設置法の改正案を提出すべきであります。この中央省庁等改革基本法案では、行政改革とは言えないのであります。

また橋本総理は、昨年末、みずから強引に成立させた財政構造改革法の改正案を提出されますが、橋本内閣は、わずか半年先のことも見通せないありさまであります。このような橋本内閣に、国家百年の大計に立った、国の仕組みの基本を考え、既得権益の強力なしがらみを打破しなければならぬこの行政改革などを、行う資格も能力もあるはずがありません。橋本内閣では、この中央省庁等改革基本法案も着実に実行されるかどうか、甚だ疑問であります。

以下、法案に反対する主な理由を申し述べます。反対する第一の理由は、この中央省庁等改革基本

本法案は肝心な中身の見直しを伴っていないこととでございます。

国、地方、民間の役割分担を見直し、官から民へ、中央から地方への考えに基づき、規制の撤廃・緩和、地方分権、官業の民間への移管など、民間経済に活力を与え、地方の活性化を図り、もって、中央省庁の仕事が減らす行政改革を断行しなければならぬにもかかわらず、その視点が欠落しております。

大きな政府か小さな政府か、この判断基準は、財政の規模や公務員の数の大小ではなく、民間活動への介入の度合いが大きい小さいかが判断の基準にならなければなりません。権限が集中する巨大官庁の誕生により、今以上にチェックが困難となるおそれがあります。この法案は、中央省庁等改革基本法案ではなく、省庁の数合わせ法案であります。

反対する第二の理由は、陳情政治や利権政治の温床となり、与党集票システムの一端と化している現在の裁量行政の仕組みや、一連の官僚による不祥事を初め、政治腐敗を生む元凶となっている仕組みを全廃するという視点がなく、ことごとくあります。

政治家の癒着を断ち切り、利権政治をなくし、フリー、フェア、オープン、すなわち公正正大、正々堂々、透明度の高い社会をつくり、政治家や役人に取り入るのではなく、自立した個人、地方自治体が、自己責任を持って正々堂々と胸を張って活動できる社会につくりかえなければならぬ、その施策が全く入っていない。

そして、反対する最大の理由は、公務員制度、政策の立案執行体制、財政投融资、公共事業のあ

り方、そして統治機構のあり方など、機構改革に一切のメスが入っていないという点であります。国と地方でどのように役割分担をするのか、そして、権限を移譲する自治体がどうあるべきなのかという観点も欠落しております。肥大化するのみの公共事業官庁で、効率よく社会資本の整備は行えません。省民優先の官僚機構の改革に大胆にメスを入れない限り、それこそ利権の巢窟になってしまうのであります。

公共事業は、国が責任を持って行う大規模事業とそれ以外に峻別をすべきであります。国の直轄事業以外の公共事業の補助金制度を廃止して、地方自治体に一括交付金として交付をし、自治体の裁量によって、自治体が真に必要な事業が自由に行えるようにしなければなりません。これによって初めて国、地方の役割分担、効率よい社会資本の整備が可能となります。

また、地方自治体も、体力をつけるために三百程度に再編することも必要と思ひます。

中央省庁の権限の縮小は、政治家の権限を断ち切るのみでなく、経済政策においても市場原理の導入ということになります。

昨今の我が国を含めたアジアの金融・通貨危機の原因の一つに、政府主導の経済運営が挙げられております。つまり、政府の過剰な市場介入によりマーケットメカニズムがゆがみ、金融危機を招いているということを言われております。にもかかわらず、与党幹部は、郵貯、簡保などの公的資金によって株価を上げたり不動産担保証券を購入することに、何のためらいもなく言及しております。政府・与党には、行政改革を行う資格などありません。

また、中央省庁改革基本法には、役所の数以外の数値目標がありません。財政構造改革法では、帳じり合わせのためではあるが、歳出一律削減を規定しておりますが、行政改革においても、歳出削減目標をはっきりと定めるべきであります。

橋本総理の六つの改革は、日本の抱えておる課題を単に羅列したにすぎず、相互にリンクしていないからであります。行政、財政一体の見直しを行い、歳出削減を行うべきであります。

今、我が国の少子・高齢化社会を目の前にして、また、グローバル化、ボーダーレス化する経済に対応するために政治、行政、経済、社会のすべてにわたる構造改革を断行しなければなりません。民間活力が最大限に発揮でき、世界とも調和を可能とする、国民が主役の社会を確立するために根本から再構築、つまり民力の回復のための政策が必要であり、改革はすべて一体のものとして行わなければならない。

肥大化した官が民からお金を吸い上げ使い道を決めるのではなく、国民がみずからの才覚と自己責任で金の使い道を決めることを可能とするような制度改革を断行するべきであります。行政改革により削減した支出は減税財源とすることにより、金の流れるルートも改革しなければなりません。

また、行政改革を成功させるためには、経済環境の整備も必要であります。

行政改革ほど、戦略的手法が必要であり、常に痛みが伴います。これまでの行政や規制で保護や利益を受けた人々にとって、厳しい試験にさらされます。したがって、病院で手術を行う場合患者さんの体力の回復を施してから手術を行うよう

に、行政改革を成功させるためには、これらの人々が対応しやすくするための経済環境の整備が不可欠であります。

財政デフレで経済を失速させ続けている橋本内閣の行政改革は、成功するはずはありません。

今取り組むべきものは、大型減税などを柱として我が国の経済を自律的成長の軌道に乗せる経済構造改革を推進すると同時に、官から民へ、中央から地方への考えに基づき、規制の撤廃・緩和、地方分権、官業の民間への移管など、民間経済に活力を与え地方の活性化を図る行政改革を断行することであり、改革はすべて一つのパッケージとして取り組まなければならない。

行政改革は、機構をいじることや、看板をかけたあたり役所の名前が長いとか短いとかという話ではございません。

中央省庁等改革基本法は、構造改革を妨げるものであり、廃案とすべきであります。

なお、民主党提出の行政改革基本法案については、一部賛成できる点がありますが、反対いたします。

以上をもって、反対の理由を申し述べ、討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 平賀高成君。

(平賀高成君登壇)

○平賀高成君 私は、日本共産党を代表して、中央省庁等改革基本法案に対する反対討論を行います。(拍手)

今国民が求めている行政改革は、政治家の癒着構造を抜本的に打ち破り、行政のゆがみを正すこととです。ところが、本法案は、統廃する汚職腐敗事件、政治家癒着をなくすことは行政改革会議でも全く審議された形跡もなく、法案では完全に欠

落をしております。法案は橋本六大改革の一環として行われるものでありますが、既に財政構造改革法は国民の大きな批判のもとで大幅修正せざるを得なくなるなど破綻をしております。既に破綻した財政構造改革の推進を盛り込んだ本法案は成り立たないものであります。

審議の中で、政府から将来の国のあり方について展望ある説明はついに聞けなかったものであります。橋本行革は国民が求めている行政改革とは無縁のものであり、史上最悪の経済状況に国民生活を追い込んでいく自民党・橋本内閣に二十一世紀を語る資格はありません。

以下、具体的に反対の理由を述べるものであります。

反対の第一の理由は、本法案は、首相権限を強化し、トップダウン的な政策の実行、新ガイドラインを推進するために内閣機能の強化を進めようとしているからです。しかも、小里総務庁長官は、法案をとにかく通してくれと繰り返しています。これは通した後で自由にやろうということであり、許されるものではありません。

トップダウン政治が国民に何をもたらすかは、九兆円の国民負担を押しつけ、不況を深刻にし、贈賄銀行に三十兆円もの税金投入を行うなど、文字どおり国民を欺く悪政の連続です。こうしたことから明らかにように、トップダウン政治は民意の無視であり、国会の行政に対するコントロール強化に逆行するものです。

さらに重大なことは、新ガイドラインに基づく対米軍事支援法によって、周辺事態での米軍への支援は、戦闘中の米軍空母に公海上で武器弾薬の輸送さえも可能になっていきます。国会の承認を得

ないまま、閣議決定だけで米軍支援計画を発動できるようなするなど、内閣機能の強化は、新ガイドラインに沿った有事に即応できる軍事優先の強権的国家体制をつくる一環であり、到底認められないものではありません。

反対理由の第二は、建設省、運輸省、国土庁、北海道開発庁を合体させ、公共事業の七割を占める巨大権官庁を出現させ、破綻した苦小牧東部開発やむつ小川原開発などゼネコン浪費型の国家的プロジェクトを進めるものであるからです。

行政改革会議の最終報告は、膨大な財政赤字に象徴される負の遺産を問題にしています。ゼネコン型の大規模公共事業の浪費とむだをなくし、公共事業の見直しを行わなければ、財政再建はできません。国土交通省をつくり六百二十兆円の公共投資の総量や道路五カ年計画など、長期計画の抜本的な見直しも行わず、従来型のゼネコン浪費型公共事業を推進し、利権と腐敗構造を二十一世紀まで温存させるものです。

橋本首相は、五全総推進の理由として、阪神・淡路大震災を持ち出していますが、阪神・淡路の教訓は、国民の命と財産を守り、人命第一の政治を実現することです。複数の国土軸が必要であるなどとして六つもの巨大な橋をかける計画はとんでもないものであります。阪神・淡路のことを言うのであれば、被災者救済のために直ちに生活再建のできる公的支援に踏み切るべきです。

反対理由の第三は、本来国の責任で行うべき公共分野を放棄し、国民生活に密着した部門を縮小しているからであります。また、政策立案機能と実施機能の分離は、政策立案が国民生活の実態から一層の乖離を招くことは明らかです。

労働省と厚生省を統合し、効率性、スリム化を図ろうとしています。行政目的の異なる行政機関を統合しても、それは到底期待できないばかりか、国民生活を守る責任の放棄につながります。

財務省の編成方針には財政構造改革の推進が明記され、労働福祉省の編成方針では社会保障制度の構造改革を推進することになっています。財政構造改革は、社会保障や医療、教育、中小企業、農業予算を容赦なく削減するものであり、社会保障制度の構造改革は、保険あって介護なしの介護保険、医療保険制度、年金制度の全般的改悪など、社会保障制度の連続切り捨てをねらったものであります。

今、深刻な不況と賃し落りで、中小企業に対する国の大きな支援が求められているもとで、経済産業省の編成方針では、中小企業対策をさらに縮小することになっています。

農水省の編成方針は、食料自給率の向上が一言も触れられていないばかりか、大規模農家に農業政策を絞り込む、いわゆる新政策を推進することになっています。農業に対する国の財政支出を削減し、新政策を進めることは、家族経営中心の日本農業を崩壊させ、ひいては食料自給率を引き下げることになります。

さらに、法案は、郵政事業の民営化にルールを敷くものであるからです。

反対理由の第四は、この法案が、独立行政法人制度を導入し、国民生活にかかわる公共の分野を、減量という名で徹底的に切り捨てる仕組みづくりを目指しているからです。独立行政法人の対象は、実施庁、国立試験研究機関、国立病院・療養所、国立大学など、公務員全体の七五%にも及

ぶものであります。

ところが、行政改革会議の中で、なぜこれらの研究機関などが独立行政法人の対象となるのか、まともに審議された形跡すらありません。

また、独立行政法人の対象になっている基礎研究や、公共的、長期的視野に立った研究などは、どれをとっても、独立行政法人が求める評価を三年から五年で出せるような単純なものではありません。しかも、国立大学まで独立行政法人の対象にするなど、国の責任を放棄し、公務員に大きな雇用不安を起すものであります。

そもそも国の行政とは、憲法でも明確なように、国民の福利と基本的人権の保障を実現するために存在するものであります。

今日、正さなければならぬ行政とは何か。それは、大銀行の不始末を国民の税金で後始末する大蔵行政のやがみであり、公共事業に年間五十兆円をつぎ込みながら社会保障には二十兆円しか使わないという、国民よりゼネコンを優先する行政のやがみであります。こうした行政のやがみに指一本触れない橋本行革は、「この国のかたち」を一層いびつにするだけであります。このやがんだ国の形を正常な形にするためには、まず国づくりを失敗した自民党橋本内閣が退陣することでありま

す。(拍手)

日本共産党は、二十一世紀に向け取り返しをつかない破局に国民を導く本法案を廃案に追い込むまで、全力で奮闘する決意であります。

なお、民主党案は、二年間かけて行政改革を議論することは積極的でありますが、基本方針の中に我が党の方向と異なっている部分があり、賛成できないことを述べて、反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第七、伊藤英成君外三名提出、行政改革基本法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第八、内閣提出、中央省庁等改革基本法案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。

——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務局長報告〕

投票總數 四百六十七

可とする者(白票)

二百六十七

否とする者(青票)

二百

○議長(伊藤宗一郎君) 右の結果、内閣提出、中央省庁等改革基本法案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

中央省庁等改革基本法案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 安倍 晋三君 | 相沢 英之君 |
| 達沢 一郎君 | 赤城 徳彦君 |
| 浅野 勝人君 | 麻生 太郎君 |
| 甘利 明君  | 荒井 広幸君 |
| 井奥 貞雄君 | 伊藤 公介君 |
| 伊吹 文明君 | 飯島 忠義君 |
| 池田 行彦君 | 石川 要三君 |
| 石崎 岳君  | 石破 茂君  |
| 石橋 一弥君 | 石原 伸晃君 |
| 稲垣 実男君 | 稲葉 大和君 |
| 今井 宏君  | 今村 雅弘君 |
| 岩永 峯一君 | 植竹 繁雄君 |
| 臼井日出男君 | 江口 一雄君 |
| 江渡 聡徳君 | 江藤 隆美君 |
| 衛藤征士郎君 | 衛藤 晟一君 |
| 遠藤 武彦君 | 遠藤 利明君 |
| 小川 元君  | 小此木八郎君 |
| 小里 貞利君 | 小澤 澤君  |
| 小野 晋也君 | 小野寺五典君 |
| 小渕 恵三君 | 尾身 幸次君 |
| 越智 伊平君 | 越智 通雄君 |
| 大石 秀政君 | 大島 理森君 |

|        |         |
|--------|---------|
| 大野 松茂君 | 大野 功統君  |
| 大原 一三君 | 大村 秀章君  |
| 太田 誠一君 | 岡部 英男君  |
| 奥田 幹生君 | 奥野 誠亮君  |
| 奥山 茂彦君 | 加藤 敏一君  |
| 加藤 卓二君 | 嘉数 知賢君  |
| 柿澤 弘治君 | 梶山 静六君  |
| 金田 英行君 | 亀井 久興君  |
| 亀井 善之君 | 鴨下 一郎君  |
| 川崎 二郎君 | 河井 克行君  |
| 河村 建夫君 | 瓦 力君    |
| 木村 隆秀君 | 木村 義雄君  |
| 岸田 文雄君 | 岸本 光造君  |
| 北村 直人君 | 久間 章生君  |
| 久野統一郎君 | 鯨岡 兵輔君  |
| 熊谷 市雄君 | 熊代 昭彦君  |
| 倉成 正和君 | 栗原 博久君  |
| 栗原 裕康君 | 栗本 慎一郎君 |
| 小泉純一郎君 | 小杉 隆君   |
| 小林 興起君 | 小林 多門君  |
| 古賀 誠君  | 古賀 正浩君  |
| 河野 太郎君 | 河野 洋平君  |
| 河本 三郎君 | 高村 正彦君  |
| 佐田玄一郎君 | 佐藤 孝行君  |
| 佐藤 静雄君 | 佐藤 信二君  |
| 佐藤 剛男君 | 佐藤 勉君   |
| 斎藤斗志一君 | 坂井 隆憲君  |
| 阪上 善秀君 | 坂井 郁三君  |
| 桜井 新君  | 桜田 義孝君  |
| 自見庄三郎君 | 実川 幸大君  |
| 島村 宜伸君 | 下地 幹郎君  |
| 下村 博文君 | 白川 勝彦君  |

|         |        |
|---------|--------|
| 新藤 義孝君  | 菅 義偉君  |
| 杉浦 正健君  | 杉山 憲夫君 |
| 鈴木 俊一君  | 鈴木 恒夫君 |
| 鈴木 宗男君  | 砂田 圭佑君 |
| 関谷 勝嗣君  | 園田 修光君 |
| 田中 和徳君  | 田中 昭一君 |
| 田中眞紀子君  | 田邊 國男君 |
| 田野瀬良太郎君 | 田村 憲久君 |
| 高市 早苗君  | 高島 修君  |
| 高橋 一郎君  | 滝 実君   |
| 竹下 登君   | 竹本 直一君 |
| 武部 勤君   | 橋 康太郎君 |
| 棚橋 泰文君  | 谷 洋一君  |
| 谷垣 禎一君  | 谷川 和徳君 |
| 谷畑 孝君   | 玉沢徳一郎君 |
| 近岡理一郎君  | 中馬 弘毅君 |
| 津島 雄二君  | 戸井田 徹君 |
| 東家 嘉幸君  | 虎島 和夫君 |
| 中尾 栄一君  | 中川 昭一君 |
| 中川 秀直君  | 中島洋次郎君 |
| 中曾根康弘君  | 中谷 元君  |
| 中野 正志君  | 中村正三郎君 |
| 中山 太郎君  | 中山 利生君 |
| 中山 成彬君  | 中山 正暉君 |
| 仲村 正治君  | 長勢 甚遠君 |
| 丹羽 雄哉君  | 西川 公也君 |
| 西田 司君   | 額賀福志郎君 |
| 根本 匠君   | 能勢 和子君 |
| 野田 聖子君  | 野田 実君  |
| 野中 広務君  | 野呂田芳成君 |
| 萩野 浩基君  | 萩山 教蔵君 |
| 橋本龍太郎君  | 蓮実 進君  |

|         |        |
|---------|--------|
| 浜田 靖一君  | 林 幹雄君  |
| 林 義郎君   | 原 健三郎君 |
| 原田昇左右君  | 松田 仁君  |
| 平沢 勝栄君  | 平沼 赳夫君 |
| 平林 鴻三君  | 深谷 隆司君 |
| 福田 康夫君  | 福永 信彦君 |
| 藤井 孝男君  | 藤波 孝生君 |
| 藤本 孝雄君  | 二田 孝治君 |
| 船田 元君   | 古屋 圭司君 |
| 保利 耕輔君  | 穂積 良行君 |
| 堀内 光雄君  | 堀之内久男君 |
| 牧野 隆守君  | 増田 敏男君 |
| 町村 信孝君  | 松岡 利勝君 |
| 松下 忠洋君  | 松永 光君  |
| 松本 和那君  | 松本 純君  |
| 三ツ林弥太郎君 | 三塚 博君  |
| 御法川英文君  | 宮路 和明君 |
| 宮下 創平君  | 宮島 大典君 |
| 宮本 一三君  | 武藤 嘉文君 |
| 村井 仁君   | 村岡 兼造君 |
| 村上誠一郎君  | 村田敬次郎君 |
| 村田 吉隆君  | 村山 達雄君 |
| 目片 信君   | 持永 和見君 |
| 望月 義夫君  | 茂木 敏光君 |
| 森 英介君   | 森 喜朗君  |
| 森田 健作君  | 森田 一君  |
| 森山 眞弓君  | 八代 英太君 |
| 矢上 雅義君  | 谷津 義男君 |
| 保岡 興治君  | 柳沢 伯夫君 |
| 柳本 卓治君  | 山口 俊一君 |
| 山口 泰明君  | 山崎 拓君  |
| 山中 貞則君  | 山本 公一君 |

否とする議員の氏名

|        |         |
|--------|---------|
| 山本 幸三君 | 山本 有二郎君 |
| 与謝野 馨君 | 横内 正明君  |
| 吉川 貴盛君 | 吉田六左門君  |
| 米田 建三君 | 渡辺 具能君  |
| 渡辺 博道君 | 渡辺 喜美君  |
| 綿貫 民輔君 | 秋葉 忠利君  |
| 伊藤 茂君  | 上原 康助君  |
| 辻元 清美君 | 土井たか子君  |
| 中川 智子君 | 中西 續介君  |
| 山田健治郎君 | 濱田 健一君  |
| 深田 肇君  | 保坂 展人君  |
| 前島 秀行君 | 村山 富市君  |
| 横光 克彦君 | 園田 博之君  |
| 武村 正義君 | 岩浅 嘉仁君  |
| 坂本 剛二君 | 笹山 登生君  |
| 中村喜四郎君 |         |
| 安住 淳君  | 赤松 広隆君  |
| 伊藤 英成君 | 伊藤 忠治君  |
| 家西 悟君  | 池田 元久君  |
| 池端 清一君 | 石井 敏基君  |
| 石井 一君  | 石毛 鏐子君  |
| 石橋 大吉君 | 岩園 哲人君  |
| 岩田 順介君 | 上田 清司君  |
| 生方 幸夫君 | 枝野 幸男君  |
| 小沢 鋭仁君 | 大畠 章宏君  |
| 岡田 克也君 | 鹿野 道彦君  |
| 海江田万里君 | 健田 節哉君  |
| 川内 博史君 | 川端 達夫君  |
| 神田 厚君  | 菅 直人君   |
| 北橋 健治君 | 北村 哲男君  |
| 北脇 保之君 | 熊谷 弘君   |

|        |        |
|--------|--------|
| 桑原 豊君  | 玄葉光一郎君 |
| 小平 忠正君 | 小林 守君  |
| 木幡 弘道君 | 古賀 一成君 |
| 五島 正規君 | 今田 保典君 |
| 近藤 昭一君 | 佐々木秀典君 |
| 佐藤謙一郎君 | 佐藤 敬夫君 |
| 坂上 富男君 | 島 聡君   |
| 島津 尚純君 | 城島 正光君 |
| 末松 義規君 | 仙谷 由人君 |
| 田中 慶秋君 | 田中 甲君  |
| 高木 義明君 | 玉置 一弥君 |
| 榑床 伸一君 | 辻 一彦君  |
| 土肥 隆一君 | 中川 正春君 |
| 中桐 伸五君 | 中沢 健次君 |
| 中野 寛成君 | 永井 英慈君 |
| 羽田 孜君  | 葉山 峻君  |
| 畑 英次郎君 | 鳩山 邦夫君 |
| 鳩山由紀夫君 | 原口 一博君 |
| 日野 市朗君 | 肥田美代子君 |
| 平野 博文君 | 福岡 宗也君 |
| 藤田 幸久君 | 藤村 修君  |
| 古川 元久君 | 細川 律夫君 |
| 堀込 征雄君 | 前田 武志君 |
| 前原 誠司君 | 松崎 公昭君 |
| 松沢 成文君 | 松本 惟子君 |
| 松本 龍君  | 山花 貞夫君 |
| 山元 勉君  | 山本 謙司君 |
| 山本 孝史君 | 横路 孝弘君 |
| 吉田 治君  | 吉田 公一君 |
| 渡辺 周君  | 青山 二三君 |
| 赤羽 一嘉君 | 赤松 正雄君 |
| 井上 義久君 | 池坊 保子君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 石井 啓一君 | 石田 勝之君 |
| 石田幸四郎君 | 市川 雄一君 |
| 上田 勇君  | 漆原 良夫君 |
| 遠藤 乙彦君 | 遠藤 和良君 |
| 小沢 辰男君 | 大口 善徳君 |
| 大野由利子君 | 太田 昭宏君 |
| 近江巳記夫君 | 長内 順一君 |
| 河合 正智君 | 河上 軍雄君 |
| 神崎 武法君 | 北側 一雄君 |
| 旭道山和泰君 | 草川 昭三君 |
| 倉田 榮喜君 | 齊藤 鉄夫君 |
| 坂口 力君  | 白保 台一君 |
| 田端 正広君 | 富沢 篤敏君 |
| 富田 茂之君 | 中野 清君  |
| 並木 正芳君 | 西川 知雄君 |
| 東 順治君  | 平田 米男君 |
| 福島 豊君  | 福留 泰蔵君 |
| 冬柴 鐵三君 | 前田 正君  |
| 丸谷 佳織君 | 宮地 正介君 |
| 若松 謙維君 | 安倍 基雄君 |
| 青木 宏之君 | 青山 丘君  |
| 東 祥三君  | 井上 喜一君 |
| 石垣 一夫君 | 一川 保夫君 |
| 江崎 鐵磨君 | 岡島 正之君 |
| 加藤 六月君 | 久保 哲司君 |
| 佐々木洋平君 | 佐藤 茂樹君 |
| 塩田 晋君  | 菅原喜重郎君 |
| 鈴木 淑夫君 | 武山百合子君 |
| 達増 拓也君 | 谷口 隆義君 |
| 中井 治君  | 中西 啓介君 |
| 中村 鋭一君 | 二階 俊博君 |
| 西 博義君  | 西川太一郎君 |

○議長(伊藤宗一郎君) 大蔵大臣から、財政につ

いて発言を求められております。これを許しま  
す。大蔵大臣松永光君。

(國務大臣松永光君登壇)

○國務大臣(松永光君) 今般、政府は、四月二十  
四日に決定した総合経済対策を実施するため、平  
成十年度補正予算を提出いたしました。その御審  
議をお願いするに当たり、当面の財政及び金融行

|        |        |
|--------|--------|
| 西田 猛君  | 西野 陽君  |
| 西村 章三君 | 西村 眞悟君 |
| 野田 毅君  | 藤井 裕久君 |
| 二見 伸明君 | 松浪健四郎君 |
| 三沢 淳君  | 吉田 幸弘君 |
| 米津 等史君 | 鰐淵 俊之君 |
| 石井 郁子君 | 大森 猛君  |
| 木島日出夫君 | 児玉 健次君 |
| 穀田 恵二君 | 佐々木憲昭君 |
| 佐々木陸海君 | 志位 和夫君 |
| 瀬古由起子君 | 辻 第一君  |
| 寺前 巖君  | 中路 雅弘君 |
| 中島 武敏君 | 中林よし子君 |
| 春名 真章君 | 東中 光雄君 |
| 平賀 高成君 | 藤木 洋子君 |
| 藤田 スミ君 | 古堅 実吉君 |
| 松本 善明君 | 矢島 恒夫君 |
| 山原健二郎君 | 吉井 英勝君 |
| 中田 宏君  | 栗屋 敏信君 |
| 伊藤 達也君 | 小坂 憲次君 |
| 左藤 恵君  | 渡部 恒三君 |

政の運営の基本的考え方を申し上げるものと、補正予算の概要を御説明申し上げます。

最近の経済情勢は、家計や企業の景況感が悪化したことを背景に、景気は停滞し、一層厳しさを増しております。

政府は、こうした経済状況に対応し、我が国経済を力強い回復軌道に乗せ、我が国経済に対する内外の信頼を回復するため、総事業規模で十六兆円を超え、国、地方の財政負担が十二兆円規模の過去最大の総合経済対策を決定いたしました。

本対策においては、国内需要の喚起を図ると同時に、豊かで活力のある経済社会の構築に向け二十一世紀を見据えて真に必要な社会資本の整備に配慮し、国、地方を合わせて総額七兆七千億円程度の事業を実施することとしております。

具体的には、環境・新エネルギー、情報通信高度化・科学技術振興、福祉・医療・教育、物流効率化、緊急防災及び中心市街地活性化等民間投資誘発のための事業を実施するほか、災害復旧等のための事業に加え、地方単独事業についても追加を要請することとしております。

また、税制面では、国、地方を合わせて二兆円規模の特別減税を既に実施中であり、これに二兆円規模の特別減税を追加し、定額方式によりできる限り早期に実施いたします。さらに、来年も二兆円規模の特別減税を継続することとしております。また、投資や住宅取得の促進を図るために、中小企業投資促進税制の創設、住宅取得促進税制の拡充等の措置を講じてまいります。

法人課税については、今後三年間のうちにできるだけ早く、国、地方を合わせた総合的な税率を国際的な水準並にするよう、検討を行うことと

しており、今後、税制調査会において、税体系全体のあり方も踏まえつつ、地方の法人事業税の外形標準課税の検討を初め、法人課税のあり方について真剣に検討してまいります。また、個人所得課税のあり方についても、税制調査会において、公正、透明で国民の意欲を引き出せるような税制を目指し、幅広い観点から腰を据えた検討を行うこととしております。

今回の総合経済対策のように、経済金融情勢の変化に機敏に対応し、臨機応変の措置を講ずることは当然のことです。それと同時に、主要先進国中最悪の危機状況にある我が国の財政構造を中長期的に改革し、さまざまな政策要請に十分対応できるようにすることも重要な政策課題であります。

こうした認識のもと、財政構造改革を推進しつつも、その時々状況に応じ、いわば緊急避難的に適切な措置を講じ得る枠組みを整備するため、財政構造改革法に修正を加えることとし、そのための所要の改正法案を提出したところであります。具体的には、特例公債発行枠の弾力化を可能とする措置を講ずるとともに、財政健全化の目標年度を平成十七年度とするほか、平成十一年度の社会保障関係費の増加額をできる限り抑制した額とすることとしております。

次に、金融上の措置について申し上げます。金融は、経済活動に必要な資金を供給するという経済全体にとって動脈ともいえるべき役割を担うものであり、金融システムの安定性確保とその活性化を図っていくことは極めて重要な課題であります。

本対策においては、債権債務関係の迅速円滑な

処理、土地の整形、集約化を行うとともに、資産担保証券市場の環境整備を図るなど、土地、債権の流動化を促進するための総合戦略を策定したところであり、不良債権問題の抜本的な解決に取り組みすることとしております。

また、中小企業、中堅企業を初めとする各経済主体への資金供給の円滑化により経済構造改革に資するとともに、最近のいわゆる貸し渋り問題にも対応していくため、金融システム改革を着実に推進していくほか、中小企業金融公庫等の政府系金融機関に対して、追加出資、融資の拡充等の措置を講じます。

一方、昨年夏以降、通貨・金融市場の変動が続いていたアジア諸国では、成長率の低下、失業者の増加といった厳しい経済状況が続いておりますが、ほとんどの国において、最近の為替市場や株式市場は小康状態にあります。これらの諸国が持続的な経済成長軌道に戻ることで、我が国の経済が国としても、本対策の中で、アジア諸国の経済安定化や構造改革支援のための措置を講ずることとしております。

以上、御説明申し上げました総合経済対策については、先日のサミット準備のための主要国蔵相会合において、私から説明をいたしました。各国からは、我が国の経済動向等に関し強い関心が示されるとともに、本対策の早期実施に期待が寄せられたところであります。

次に、今国会に提出いたしました平成十年度補正予算の概要について御説明申し上げます。

平成十年度一般会計補正予算では、歳出面において、二十一世紀を見据えた社会資本の整備の一環として、環境・新エネルギー特別対策費七千八

百四十九億円、情報通信高度化・科学技術振興特別対策費八千二百六十五億円、福祉・医療・教育特別対策費五千二百三十八億円、物流効率化特別対策費四千三百三十億円、緊急防災特別対策費四千三百七十七億円、中心市街地活性化等民間投資誘発特別対策費四千三百億円、災害復旧等事業費千七百一億円を計上しております。また、最近の経済金融情勢等にかんがみ、土地流動化対策費四千三百三十五億円、中小企業等特別対策費等二千九百七十二億円等を計上するとともに、アジア諸国の経済安定化等に必要経費三百億円を計上することとしております。

なお、今般の平成十年分所得税等の特別減税の追加実施等に関連して、臨時福祉特別給付金等二千七百二十九億円を計上しているほか、その収収の減少に伴う地方交付税交付金の減額四千七百十四億円に対し、同額の地方交付税交付金の追加を計上しております。

他方、歳入面においては、租税及び印紙収入について、本対策に盛り込まれた税制上の措置を実施することに伴う減収見込額一兆四千七百三十億円を減額するとともに、その他収入の増加を見込んで不足する歳入について、やむを得ざる措置として六兆千八百八十億円の公債の追加発行を行うこととしております。なお、追加発行する公債のうち、四兆千八百億円が建設公債、二兆百億円が特例公債となっております。今回の措置により、平成十年度の公債発行額は二兆一千六百七十億五千億円となり、公債依存度についても、平成十年度当初予算に対し六・三ポイント増加し、二六・三％となります。

これらの結果、平成十年度一般会計補正予算

の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し四兆六千四百五十五億円増加し、八十二兆三千四百四十六億円となります。

以上の一般会計予算補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととしております。

財政投融資計画については、総合経済対策を実施するため、日本輸出入銀行、中小企業金融公庫等に対し一兆五千五百六十九億円、郵便貯金特別会計に対し四兆円、合計十五機関に対し総額五兆五千五百六十九億円を追加することとしております。

以上、平成十年度補正予算の概要について御説明いたしました。何とぞ、関係の法律家とともに、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

最後に、大蔵省の不祥事をめぐる問題について一言申し上げたいと思います。

大蔵省においては、金融関連部局に在籍した職員を中心に調査を行い、その結果を去る四月二十七日に発表いたしました。多数の職員において民間金融機関等との間に公務員としての節度を欠いた関係があったことはまことに遺憾であり、改めて国民の皆様深くおわび申し上げます。

大蔵省職員一同これを契機に、綱紀の厳正な確保を図るとともに、新しい時代の要請を踏まえて、真に国民の負託にこたえられるよう全力を尽くしていく決意であります。

国民各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、平成十年度分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年度分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。大蔵大臣松永光君。

(国務大臣松永光君登壇)  
○国務大臣(松永光君) ただいま議題となりました財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び平成十年度分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、人口構造の高齢化等、財政を取り巻く環境は大きく変容しており、財政構造改革を推進する必要性は変わるものではありません。

しかしながら、昨年末に大型金融機関の破綻が相次ぎ、また、アジアの幾つかの国で、金融、経済の混乱が生じたことに伴い、家計や企業の景況感が厳しさを増すなど、内外の悪条件が一斉に重なり、我が国経済は極めて深刻な状況にありま

す。こうした状況にかんがみずと、バブル崩壊後の資産価格の下落等による企業や金融機関の財務面の悪化への対応が長引くなど、我が国経済はいまだバブルの後遺症から抜け切れていないと言えます。

こうした我が国経済の状況を踏まえれば、財政構造改革を進めつつも、その時々状況に応じた適切な財政措置を講じ得るような枠組みを整備する必要があります。

本法律案は、こうした考え方を踏まえ、所要の規定の整備を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、特例公債発行額の各年度縮減の規定について、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生あるいは経済活動の著しい停滞という状況に応じ、特例公債の発行枠の弾力化が可能となるよう所要の改正を行うこととしております。

第二に、財政構造改革の当面の目標年度を平成十七年度とすることとしております。

第三に、平成十一年度の当初予算における社会保障関係費の増加額は、できる限り抑制した額とすることとしております。

次に、平成十年度分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、当面の景気に配慮して、平成十年度の所得税について特別減税を追加実施するとともに、中小企業投資促進税制の創設等を行うほか、住宅取得促進税制の拡充等を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、今回の特別減税は、既に実施している

特別減税に加え、定額による特別減税を追加実施するものであります。この追加分の特別減税の額は、本人について二万円、控除対象配偶者または扶養親族一人について一万円としております。したがって、当初分と追加分を合わせた特別減税の額は、本人について三万八千円、控除対象配偶者または扶養親族一人について一万九千円の合計額となります。ただし、その合計額がその者の特別減税前の所得税額を超える場合には、その所得税額を限度としております。

この特別減税の具体的な実施方法に關しましては、給与所得者については、平成十年八月一日以後最初に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から追加分の特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、以後に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から順次控除することにより実施することとしております。最終的には、平成十年分の年末調整の際に、年税額から当初分と追加分を合わせた特別減税額を控除することにより精算することとしております。

次に、公的年金等の受給者については、給与等の特別減税に準じた方法により実施することとし、最終的には、来年度の確定申告の際に、当初分と追加分を合わせた特別減税の額を精算することとしております。

また、事業所得者等については、平成十年分の所得税に係る第一期の予定納税額の納期を七月から八月に一月おくらせる等の特例措置を講じた上で、原則として、その第一期の予定納税額から当初分と追加分を合わせた特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、第二期の予定納税額から控除することにより実施することとしてお

平成十年五月十二日 衆議院會議録第三十七号

ります。なお、予定納税の必要のない者を含め、最終的には、来年の確定申告の際に、当初分と追加分を合わせた特別減税の額を精算することとしております。

第二に、民間投資及び研究開発の促進のための一年限りの措置として、中小企業等が取得する機械等について税額控除と特別償却の選択適用等を認める中小企業投資促進税制の創設等を行うとともに、ベンチャー企業を含む中小企業等々の試験研究費の税額控除の特例の拡充を行うこととしております。

第三に、住宅取得促進税制について、住宅借入金等の年末残高千円以下の部分に適用される控除率を拡充し、平成十年居住分について六年間の控除限度額の総額を百七十万円から百八十万円に引き上げる等の措置を講じることとしております。

以上、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 自治大臣上杉光弘君。

(国務大臣上杉光弘君登壇)

○国務大臣(上杉光弘君) 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、当面の経済状況を踏まえ、平成十年度分の個人住民税について、定額による特別減税の額の引き上げ等を行うとともに、不動産取得税について、宅地建物取引業者による一定の住宅及びその用に供する土地の取得に係る特別措置を講じることとし、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置を講じるものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算においては、平成十年度分の所得税の特別減税措置等に伴い、平成十年度分の地方交付税が減少することとなりますが、地方財政の状況にかんがみ、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保する必要があります。このため、平成十年度分の地方交付税の総額の特例として、四千七百億円余を一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとし、さらに、総合経済対策の円滑な実施に必要な財源を措置するため、交付税総額を交付税特別会計借入金により四千億円増額することとしております。

以上が、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 通商産業大臣堀内光雄君。

(国務大臣堀内光雄君登壇)

○国務大臣(堀内光雄君) 中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

昨今の不良債権問題への対応や、本年四月から導入された早期是正措置により、いわゆる貸し渋

りという事態が深刻になっており、また、最近の金融システム改革の動きを契機として、金融機関による取引先選別強化の動きがあらわれてきていることから、間接金融に依存せざるを得ない企業の資金調達を引き続き大変厳しい状況になることが予想されております。

一方、中小企業信用保険法を初めとする中小企業金融関係法律における中小企業等々の範囲につきましては、昭和四十八年以後改定されておらず、特に卸売業、小売業及びサービス業に関する資本金基準が実態に比べて低くなり、本来であれば中小企業として扱われるべき企業が金融支援を受けられなくなっていることが問題となっております。

そこで、中小企業金融対策において、本来対象とすべき企業の資金の融通の円滑化を図る必要があることから、今般、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一は、中小企業信用保険法、中小企業金融公庫法、環境衛生金融公庫法及び中小企業倒産防止共済法における中小企業等々の範囲を改定し、卸売業の資本金基準を三千万円以下から七千万円以下に、小売業及びサービス業の資本金基準を一千万円以下から五千万円以下に引き上げるものであります。

第二は、中小企業信用保険法及び中小企業金融公庫法における中小企業者の範囲について、それぞれの業種の実態に即し、政令で特例を設けることができることとするものであります。以上が、本法律案の要旨であります。(拍手)

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案外一案についての自治大臣の趣旨説明 中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案についての堀内通商産業大臣の趣旨説明 財政に関する特別措置法の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案等の趣旨説明に対する中野寛成君の質疑

国務大臣の演説(財政について)並びに財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの国務大臣の演説及び財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外四案の趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。中野寛成君。

(中野寛成君登壇)

○中野寛成君 私は、民主党を代表し、ただいまの財政演説及び経済対策関連法案のうち、財政構造改革法及び補正予算を中心に質問を行います。まず、先ほどの蔵相の財政演説等に対する率直な感想を申し上げたいと思います。

一言で言えば、まさに臨機応変に名をかりた朝令暮改そのものであります。古来、日本には、顔を洗って出直せという言葉がありますが、私は、首を洗って早々に総辞職しろと申し上げたいと思います。(拍手)

今回改正しようとしている財政構造改革法は、わずか五カ月ほど前に政府・与党が野党の反対を押し切って強引に成立させたものであります。あれは一体何だったのでしょうか。

その結果、案の定、金融不安が高まる中でデフレ政策が個人消費や企業の投資マインドを冷え

込ませ、それらの悪循環によって、過去最高の企業倒産や失業率に象徴される、いわゆる複合政策不況の一層の深刻化を招いたことは、もはや疑う余地のない事実であります。日本発世界恐慌の危険性が国際社会から強く警告されるほど経済政策のかじ取りを決定的に間違えた責任は、極めて重大と言わざるを得ません。まさに国民にうそをついたのです。せめて、まず国民に謝罪すべきであります。

そもそも橋本内閣の政策は、脈絡がない、理念がない、計画性がない、まして反省もない、まさにはないない尽くしと言ふほかありません。あるのはスキャンダルばかりであります。景気対策も、中身が少ない、間に合わない、効果がない、もう一ついって情けない。まさに橋本内閣であります。それでもやめない、後がないとも言ふのでしょうか。

しかし、今、危機の時代だからこそ、政治家や政党はみずから信じる政治思想や哲学を堂々と提示して、国民に未来への道を示すべきだと考えます。

私たちは、去る四月二十七日に新しい民主党に統一いたしました。私たちは、これまで既得権益の構造から排除されてきた人々、まじめに働いて税金を納めている人々、困難な状況にありながら自立を目指す人々の立場、すなわち生活者、納税者、消費者の立場を代表するとの理念を明らかにしています。

民主党が掲げる民主・中道は、自由放任、弱肉強食に通ずる社会を目指す動きとは一線を画すものであります。私たちの経済政策も、市場原理を基本といたしますが、その前提として、あくまで

も適正な富の配分、公正、透明な競争確保、環境との調和、完全雇用実現等に資するシステムの確立に最重点を置いております。

前にもここで紹介しましたが、およそ七十年前の世界大恐慌の中からいち早く立ち上がった北欧諸国の例を改めて申し上げます。

社会保障制度、労使間の調整ルールを確立し、失業、老後、病気の不安を解消したことが消費を活性化させ、最終的には長期の経済的繁栄をもたらしました。もちろん時代は移り、例えば理想の国ともてはやされたスウェーデン等も、今や高い国民負担率を招き、活力を失った国との反面教師として言及されることもふえましたが、それこそ大胆に行政改革を進めております。英国のブレア労働党政権も、従来の依存の福祉から自立の福祉へと転換を進めています。

私は、これら欧州諸国を初めとする民主・中道勢力が追求してきたこの路線に、やはりこだわりの持たれたいと思えます。政府・自民党が取り組んでいる目先の財政再建や景気回復だけでは全く効果はなく、今我が国が最悪の状況にある三つの不安、すなわち、年金など老後の不安、医療費高騰等による病気になるたときの不安、そして戦後最悪、現在の失業率の最悪の状況を解消しなければ、国民の消費は回復せず、ましてや長期的な安定成長を持続させることは全く不可能だということとであります。

失業問題については、新産業・雇用創出、職業訓練、情報提供の三点セットが有機的に結びついた雇用対策を実施しなければなりません。また、人間と自然が共生し、国民一人一人が個性的、創造的に生きる次の世紀を切り開くために、今日

までの経済学に欠落していたエコロジーやノーマライゼーションを重視した新たな経済学の確立に取り組んでいかなければなりません。また、自助、公助、共助のバランスを図り、NPOを経済システムの中に取り入れていく視点も重要であります。

政府・与党の首脳は、減税をしても消費に回らない等々とぬけぬけと言いますが、今私が提起したような施策をまず実行し、積極的に減税分や貯蓄が消費に回るための方途をこそ構築するべきであります。総理の見識と方策を伺いたいと思えます。

次に、財政構造改革法の改正についてお尋ねいたします。

改正案の内容は、第一に、経済情勢に応じて特別公債発行枠の弾力化を可能とする措置、第二に、財政健全化目標年度の二年延長、第三に、経費別キャップを維持しつつ、来年度当初予算における社会保障関係費のキャップのみの緩和の三点であります。

しかし、このような中途半端な改正では、仮に恒久減税を実施しなかったとしても、いざれ違わず再改正は避けられますまい。現に、大蔵省が公表している中期財政試算では、現行法下でも、一般歳出の伸びをゼロ%と仮置きした場合に、二〇〇三年度時点でも最大五兆四角余の要調整額が生じることとなっております。二年間目標年次を延長したとしても、結局同程度の要調整額が特別公債としてそのまま残ることとなるを得ないのではありませんか。それとも、他の増税や国有財産の売却で償う予定があるのでしょうか。見通しをお示しいただきたい。

私は、総理の掲げた六つの改革のフロントランナーと位置づけられた財政構造改革法自体が、むしろ皮肉にも真の構造改革の妨げとなり、かえって財政再建すら不可能にしていると考えます。財政構造改革法の制定段階でも、当時の新進党や民主党など野党側は、この法律がいたずらに財政再建のみを急ぐ余り、官民の役割分担のあり方や公共事業や社会保障などの中期的な構造改革の視点を一切欠いた、一律歳出削減手法による構造改革なき財政赤字削減法にすぎないと強く批判をいたしました。総理は、今回もおなじ、骨格を変えないということに強くこだわっております。しかし、この五カ月間に財政構造改革法が果たした負の役割を直視し、思い切って骨格を含めて抜本的に見直す勇気こそが総理に求められていたのではありませんか。

私たちは、当面は景気回復を経済運営の最優先課題とし、場当たり的な所得税特別減税の繰り返しではなく、税率構造の見直し等による大規模な恒久減税の実施を初めとする積極的な施策をためらうことなく実施すべきであると考えます。このためには、恒久減税に対応できない政府の改正案では決定的に不十分であり、この際、財政構造改革法の施行を最低二年間停止し、その間の経済情勢の変化も踏まえつつ、財政構造改革のあり方を含め、現行法の抜本的見直しを行う必要があると考えます。御所見を承りたいと思えます。

さて、政府は、総合的な経済政策によって二十一世紀の展望を開くと銘打って、事業費ベースで総額十六兆の景気対策を決定し、その実施のために今般四・六兆円の補正を行うとしております。

平成十年五月十二日 衆議院會議録第三十七号

財政についての演説及び財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案等の趣旨説明に対する中野寛成君の質疑

二〇

我が国経済の現状は、将来の社会保障負担の増大への懸念等による消費マインドの減退、官主導から民主導への経済構造改革の視点を欠落させた硬直的な財政再建策の発動による民間設備投資の下押しなどの政策デフレと、不良債権問題にめどが立たないこと等による金融デフレの複合デフレであります。

しかしながら、こうした状況に直面して政府が今提案している景気対策の内容は、景気悪化の根底にある構造問題にメスを入れることなく、相変わらずの従来型公共事業と場当たり的な特別減税を追加するものにすぎず、一時的に実質成長率をわずかに押し上げる効果はあったとしても、民主導による景気の自律回復軌道への復帰はおよそ困難または不可能と断ぜざるを得ません。今回の政府の景気対策の総合的な評価については、既に対策決定以来のマーケットの反応の中にはっきりとあらわれているではありませんか。現に株価はほぼ下がりがっぱなしであります。

総理は、いつまで構造改革を先送りしようというのでしょうか。今回の補正で追加される事業費総計六兆円の公共事業について、環境、情報、福祉等の分野が六割、物流、防災、中心市街地活性化等の従来型の分野が四割と説明しておりますが、環境対策といいつつ下水道整備、情報通信といいつつ共同溝整備というぐあいに、要するに全体の七、八割が土木型の公共事業というのが実態ではありませんか。総理はどうお考えなのでしょう。

いかに景気対策といえども、また経済統計上の乗数が減税より公共投資の方が高いという理屈を用いようとも、国民のニーズに無関係な土木事業

を固定的な省庁別シェアに従って続ける限り、後には国に膨大な不良資産の山、そして国民には借金が残るだけでありま。我が国では、生産性の低い不効率分野ほど多額の国費が付きまされ、しかも、その結果生産性が上がって経済構造改革につながったためではないというのが常であります。

補助事業にしても一・五兆円の地方単独事業の追加にしても、地方公共団体からは、押しつけはもういいかげんにしてくれという声が強くなっております。現在の地方団体の深刻な財政状況からすれば、事業の消化率は従来よりも相当に低下するとも考えられますが、いかがお考えでしょうか。

この際、私は、地方分権推進の先導的な試みとして、追加分の公共投資をすべて包括補助金や第二交付税というような形で地方公共団体に資金を交付し、住民のニーズや地方の特性に合った事業をそれぞれ自主的に実施できるようにすることを改めて提起いたします。総理の御所見を伺います。

以上、私の考えを申し上げつつ、総理にお尋ねしてまいりました。

しかし、橋本内閣のもとで数度にわたって景気対策が発表されましたが、そのたびに例外なく株価が下がり、いっそのこともう余計なことはいでくれという皮肉な悲鳴が上がっています。

最後に一言申し上げるならば、総理は、今こそやめどきを誤るべきではないと思います。そろそろ案になさったらいかがでしょうか。このままでは、あなたは、日本の政治史上、無能、無策、厚顔無恥、最悪の総理として悪名を残すことになり

ましよう。これまでの犯罪的経済失政の罪と責任を認め、国民に対して謝罪した上で深く身を引くことが、せめて橋本総理の後世の評価を高め、また国民に安堵と幸福をもたらすものであることを申し上げ、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 中野議員にお答えを申し上げます。

冒頭と終わりに、友情にあふれた御忠告をいただきました。しかし、私の責任は、国政を停滞させずに、構造改革を進めながら一刻も早く景気を回復させることにあると考えており、今後とも、全力を尽くして適切な経済運営に努めてまいります。

次に、新産業・雇用創出、職業訓練、情報提供が結びついた雇用対策が必要というお尋ねをいただきました。

総合経済対策や、その一環として実施することとしております緊急雇用開発プログラムの内容には、新産業・雇用創出対策、職業能力開発の推進、勤労者への情報提供の充実等が含まれており、これらの施策を有機的に推進することにより、国民の雇用不安を解消し、雇用の安定を図ってまいりたいと考えます。

また、NPOを経済システムの中に取り入れることについても御意見をいただきました。

国際化や高齢化が進展する中で、環境に配慮し、障害者にも開かれた経済社会を確立するためには、政府部門、企業部門に次ぐ第三の部門ともいべきNPOが重要な役割を果たすと思っております。そのため、先般成立した特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法の円滑な施行を初め、NP

〇の活動を促進するための環境整備を行ってまいりたいと考えております。

また、老後や病氣、失業等の国民の不安を解消すべきではないかという御意見をいただきました。

少子・高齢化の進展や経済の低迷の続く中において、セーフティネットとしての社会保障制度等の役割はますます重要になると私は思います。将来にわたって安定した制度を構築するために、制度の効率化などの改革を進めながら、必要な給付は確実に保障するなど、これらの不安の解消に努めてまいります。

また、財政構造改革の見通しについてもお尋ねをいただきました。

本日国会に提出いたしました財政事情の試算におきまして、目標年次を二年延長したことにより、要調整額が減額された財政の姿が示されております。いずれにいたしましても、財政構造改革を着実に推進し、試算に示された要調整額を公債金収入以外で解消し、目標達成に向け全力を尽くしてまいりたいと考えております。

また、財政構造改革法の基本的な骨格を抜本的に見直すべきであったという御指摘をいただきました。

内外の経済金融情勢の変化に応じ臨機応変の措置を講ずることは当然ではあります。我が国の財政の現状にかんがみれば、二十一世紀に向けて、安心して豊かな福祉社会や健全で活力のある経済の実現等に十分対応できる財政構造を実現することは喫緊の課題であることから、財政構造改革法の基本的骨格は維持すべきだと私は考えてま

いりました。

このため、改正案におきましては、財政構造改革法の基本的な骨格である主要な経費に係る量的縮減目標の仕組みと財政健全化目標は堅持しているところでありまして、今般の改正は、その時々状況に応じ、いわば緊急避難的に適切な措置を講じ得る枠組みを整備するために必要最小限の修正と考えております。

次に、大規模な恒久減税を実現するためにも財政構造改革法を二年間停止し、財政構造改革のあり方全般を見直すべきではないのかという御指摘をいただきました。

今、財政構造改革の推進が喫緊の課題だということをお願いしてまいりましたけれども、そうした考えをとりまします限りにおきまして、施行を二年間停止するというのは、私は適切ではないと考えております。

なお、個人所得課税につきましては、諸外国と比較して低い個人所得課税負担の水準、あるいは税率構造、各種の控除などのあり方、資産性所得課税や年金課税など、さまざまな論点がございまして、こうした論点について幅広くきちんとした検討を行い、公正、透明で、国民の皆様のご意見を聞き出せるような制度改正を目指してまいります。次に、政府の景気対策についても御批判をちょうだいをお願いいたします。

政府が行おうとする総合経済対策は、当面の景気の回復のための内需拡大、景気回復の足かせとなっておりまして不景気問題の本質的な処理を目指すものであります。同時に、私自身やり遂げたいという強い決意を込めて、構造改革を見据えて、それに沿う内容としておるつもりであります。従

来からも民需主導の経済運営に努めてまいりますが、今後とも、構造改革を進めながら一刻も早く景気を回復してまいりたいと思っております。

また、今回の景気対策及び補正予算における社会資本整備についても御意見がございました。

総合経済対策及び補正予算の第一の柱は社会資本の整備等による国内需要の拡大であり、また、その中でも経済構造改革、社会保障制度改革、教育改革などを念頭に置きながら、二十一世紀を見据えた我が国社会の発展にとって真に必要な社会資本を整備することといたしております。

補助事業あるいは地方単独事業の消化の見込みについてもお尋ねがございました。

総合経済対策により追加される公共事業及び地方単独事業の円滑な実施が図られますように、地方交付税を増額することとしているなど、地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切に対処することとしているところであります。地方公共団体におかれてもできるだけの協力をいただければ、努力してまいれる所存であります。

追加分の公共投資に関して御意見がございましたが、地方公共団体に財源を包括補助金等として一括して交付することには、国が一定の行政水準を維持するため、あるいは特定の政策を推進するための政策手段である補助金等の重要な機能を損なう等の問題があると考えております。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(渡部恒三君) 前田正君。

(前田正君登壇)

○前田正君 私は、平和・改革を代表して、ただいま議題となりました財政演説に対し、総理並び

に関係大臣に質問いたしたいと思っております。

日本の経済はますます深刻の度を増してきており、三月の完全失業率は史上最悪の三・九％となり、実質賃金も八カ月連続の減少、株価、長期金利とも低迷など、ありとあらゆる経済の指標は日本経済の厳しい現実をはっきりとあらわしております。

こうした事態を招いたのは、これまで再三にわたって指摘してきたとおり、橋本内閣の経済の見通しの甘さと政策の転換のおくれにあるということと、言うまでもありません。もっと早く総理が経済の認識を改め、政策の転換をしていれば、これほど日本の経済が重い病に陥ることも、中小零細企業の相次ぐ倒産も、そしてさらには一億二千万人の国民が将来の不安におびえながら生活の防衛に走ることもなかったはずであります。

ところが、こうした深刻な不況に国民を陥れておきながら、平成十年度予算成立直後に橋本総理が行った総合経済対策を発表した記者会見では、いとも簡単にみずから主張を脱ぎ捨て政策の大転換をしたにもかかわらず、政治責任の追及ということを恐れて必要な政策を実施できないということだったから、その方が政治責任だと思ふと聞き直り、みずからの政策の誤りを国民に対し謝罪の言葉すらなかったものであります。不況にあえぐ中小企業の皆さんや、働く意欲がありながらも失業に追いやられた方々、また将来の不安におびえている国民のことを総理は一体どうお考えになっておられるのか、責任を感じておられないのか、率直な御意見を伺いたいと思っております。

総理は、当初予算の審議の中で我が党が予算の修正、組み替えを迫った折に、平成十年度予算は最善であると言っておられました。当初の予算成立からわずか三十四日しかたっていないこの時点で補正予算を提出してこられたということは、当初の予算は最善ではなく欠陥であったということなのですか、明確な答弁を求めます。

次に、補正予算の編成の理由について伺いをいたします。

補正予算の編成については、財政法第二十九条には補正の理由として、当初予算の作成後に生じた理由に基づき特に緊急となった経費の支出というのが原則となっております。四月の九日の総理の記者会見では、私は今、国民の景気をよくしてほしいという強い要請と期待にこたえるために、構造改革を推進しながら我が国の経済及び経済運営に対する内外の信頼を回復するのに必要かつ十分な規模の経済対策を講じることと決意しましたと述べておられますが、国民の景気をよくしてほしいという強い要請と期待というのが予算作成後に生じた理由になるということでしょうか。私は、本予算の作成前に起きた橋本内閣の経済政策の選択とその失敗こそが補正編成の最大の理由だと考えておりますが、このたびの補正予算の編成の理由、すなわち予算作成後に生じた理由とは一体何なのか、明確に御答弁を願います。

また、平成十年度の実質経済成長率について、橋本内閣は平成十年度本予算だけで一・九％を達成するかと考えておられますが、これはほとんど不可能であろうと考えます。このたびの補正予算の編成によって名目GDPを二％程度押し上げるといふ試算もあるようですが、補正後の平成十年度

平成十年五月十二日 衆議院會議録第三十七号

財政についての演説及び財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案等の趣旨説明に対する前田正君の質疑

二二

における実質経済成長率の見通しについて、経済企画庁長官の答弁を求めます。

さて、政府がまとめた総合経済対策は、十六兆円と見かけの数字、規模は厚化粧したもの、実態は小出しの特別減税の積み増しと従来型の社会資本の整備が中心であり、その効果のほどは疑うところであります。手法たるや、七月の国政選挙を前にして、族議員の主張に屈した、まさにばらまき型財政支出と言わざるを得ません。これでは、昨年来の九兆円の財政デフレの分を相殺できるとは到底考えられないのであります。

その証拠に、国内において市場は全く反応せず、国外においても、先日行われましたG7蔵相会議では、総合経済対策への評価はそこそこに、各国からは日本の構造改革の断行と不良債権問題の早期解決を強く求められているというありさまでございます。また、アメリカのゴア副大統領も、日本の経済対策は問題解決には十分でないことを表明しております。

本番のバーミingham・サミットの主要議題は日本の経済問題であると言われており、我が国の経済の危機について海外では相当深刻に受けとめられているという実態を総理は強く認識すべきであります。この点について総理の答弁を求めたいと思います。

また、サミットにおいては、総合経済対策はお土産としてはむしろ喜ばれず、かえって大きな宿題を持って帰ってくることになりそうですが、総理はバーミingham・サミットにどのように臨まれようと思われているのか、明快に御答弁を願います。

次に、減税についてお伺いをいたします。

本年二月に実施した二兆円規模の特別減税と合わせ、追加的に四兆円の特別減税を行うとしておられますが、実態は、平成十年においては二兆円が追加されるだけであり、残りの二兆円は来年のいつ行っても全く不明確であります。このような、小出しで、しかも規模も小さく、実施の時期もばらばら、さらには特別減税が終われば次の年からは増税になるというのであれば、将来、不安の解消するどころか、国民はかえって生活防衛に走って貯蓄に回すということになりかねません。このような減税案では余りにも中途半端であり、消費マインドを決定的に高めることはほとんど不可能であります。

また、追加的な特別減税では、一つ、既に前回の特別減税で課税最低額が引き上げられ、その恩恵を受けられない世帯が出ることで、二つ、所得税については減税が八月以降になること、この二点からも、減税の効果は極めて限定的と言わざるを得ませんが、総理の御所見をお伺いをいたします。

私は、国民の将来の不安を解消し、消費マインドを高めるのであれば、ますます進む少子・高齢社会の明確なビジョンとそのための構造改革の処方せんを示し、思い切った税制改正、すなわち恒久減税に踏み込むべきであると考えます。減税規模は、少なくとも所得税、法人課税合わせて六兆円規模とすべきと考えます。総理は、法人課税は三年以内に国際的な水準並みにするとしておられますが、そんなのききなことを言わず、今すぐにでも実行に移す決意と意気込みを示すことが内外の不安の解消につながり、ひいては我が国の経済構造改革と景気の回復につながってくるのではあ

りませんか。本年中に恒久減税の実施を決めるお気持ちには全くないのか、総理の明快な答弁を求めます。

総合経済対策においては、十六兆円のうち、地方単独事業が何と一兆五千億円を占めております。これは、この不況下で税収は伸び悩み、地方債の起債もままならない地方公共団体が、単独事業などできるはずはありません。財政状況の厳しい地方公共団体が全国に数多くあります。借金をしてまで単独事業をやるくらいなら、借金を少しでも返したいというのが本音ではないでしょうか。この一点を見ても、総合経済対策がいかに見せかけだけのものが明白であると言えるのであります。地方単独事業が果たして総理の思いどおりに実行されると本気で考えなのか、答弁を求めます。

社会資本整備については、環境・新エネルギー、情報通信高度化・科学技術振興、福祉・医療・教育の新社会資本整備に重点的に六割の配分を行ったと総理は胸を張っておられますが、その事業内容は、結局のところ建設国債を中心とした一般公共事業がそのほとんどを占めており、いわゆる従来型の域を抜けておりません。このことは、公共事業のあり方を見直さない限り、新しい投資分野やソフト面への公共投資は不可能であります。これまでの建設国債や公共事業の考え方は、二十一世紀に本当に必要とされる社会資本の効率的な整備はできず、この際、建設国債と赤字国債の区別の見直しなど、公共事業のあり方を抜本的に見直すべきであると考えますが、総理の見解を求めたいと思います。

次に、財政構造改革法案改正案に関連して質問を

いたします。

総理、昨年末の財政構造改革法案審議のときには、既に金融不安を初めとして我が国の経済に暗い影が差しつつありました。その時点で、財政法の制定を見送るという判断は当然あり得たわけでありました。それを我々野党の反対を押し切って強引に成立をさせたほどでありますから、総理にとって、この法律は橋本内閣の経済政策の根源、まさに魂とも言えるものであったのでありましよう。

しかし、今般、この財政法を、わずか五カ月で、一回の予算すらクリアできずにあえなく改正することになったこと自体、橋本内閣の経済財政政策の失敗を示しているものであり、もはや魂が抜けてしまったものと言わざるを得ません。さらに申し上げるならば、財政構造改革会議において総理は基本的な骨格は維持すると言っていたのが、目標年次は先延ばしにし、キャップ制も一部外すでは、ずたずたの状態ではありませんか。

総理、私は、財政構造改革法案改正案の基本的な骨格は、これでは維持されているとは到底考えられません。この原因は総理のリーダーシップの欠如にあると言わざるを得ないのでありますが、総理、いかがお考えでしょうか、答弁を求めます。具体的な改正内容について、端的にお伺いをいたします。

第一に、特例公債発行枠の弾力化を可能とする措置、すなわち弾力条項についてであります。『経済活動の著しい停滞』という極めて抽象的な表現があります。すなわち、国会のチェックもなく、やろうと思えば、時の内閣の裁量や作為的な判断でいともたやすく弾力条項が適用となつてし

まうことがありませんか。当初予算の審議の中で、我が党の議員から弾力案項について提案があったときに真剣にこの問題に取り組んでいけば、展開はもっと変わったものになったと思います。すなわち、後手後手に回る経済対策のツケが回ってきているのであり、今となつては、小手先だけではなく、一歩進んだ恒久減税など思い切った政策を考えるべきではありませんか。

第二に、キャップ制について、社会保障関係費に限り平成十一年度だけキャップを外すとしておられますが、これは、なし崩し的に他の分野のキャップの形骸化を招くおそれがあると言わざるを得ません。この際、社会保障に限らず、キャップ制全体のあり方を議論することが重要であると考へますが、いかがでしょうか。

社会保障関係費については、その性格上他の分野と一律に論じることには困難であることから、キャップが外れることについては基本的に歓迎いたします。しかし、社会保障の分野においても構造改革を進め、むだを省き効率化すべき点は多くあります。キャップが外れたのをよいことに、やみくもに、無原則にすべての分野横並びの配分をするのではなく、社会保障関係費の中でもきつちりと優先順位をつけ、例えば、介護の基盤整備、保育、子育て支援、難病対策など重点的に配分するといったことを考へるべきであります。厚生大臣の御所見を賜ります。

また、厚生大臣は、財政構造改革について、かねてから後世にツケを残さないよう血を流してでも改革に取り組むべきだとの考えをお持ちと認識しております。今回政府が出されました改革案とは少し考え方が異なるのではないかと考へ

ていますが、この点につきましてもあわせて御所見をお伺いしたいと思います。

第三に、目標年次の二〇〇五年への先延ばしについてであります。これは、そもそも方針を橋本総理自身が二〇〇三年に前倒しした経緯があり、まさに総理の失態であります。何より総理は、将来にわたる経済状況を勘案して二〇〇三年としたはずであり、今般の十六兆に及ぶ総合経済対策によって景気が回復すると考へるのであれば、あえて目標年次を先延ばす必要はなかったのではありませんか。

以上三点について、総理の明確な答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕  
前田議員にお答えを申し上げます。

まず、失業など国民生活の不安への対応、また予算成立直後の政策転換についてのお尋ねがございました。私としては、中小企業の方々あるいは国民の暮らしの状況、雇用情勢などに常に注意を払っており、その経済情勢を的確に判断しながら一刻も早く景気を回復させていくことが私の責任であると考えております。今後ともに、全力を尽くして国民生活の安定に努力してまいりたいと考えております。

また、当初予算成立から直ちに補正予算を出したのには欠陥予算だという御指摘をいただきました。

平成十年度当初予算は、予算作成時点における内外の経済金融情勢を踏まえながら、財政、金融両面にわたる措置を講じたものであり、現在、そ

の早期執行に全力を尽くしているところであります。

また、補正予算の編成理由についてお尋ねがございましたが、インドネシアなどアジアの経済金融情勢の影響やいわゆる貸し渋りなどによる家計や企業の景況感の悪化の影響などが本年に入ってから実体経済全体にまで影響を及ぼし、景気は一層厳しさを増していることなどが、十一月のQ.Eや日銀短観、さらには失業率といった新たな経済指標により判明をしたことから、政府としては、さらなる追加措置を講ずる必要があると判断し、我が国経済を力強い回復軌道に乗せるために、先般、総合経済対策を決定し、このたびそのための補正予算を提出させていただきました。

また、バーミンガム・サミットにどう臨むのか、我が国経済の海外での深刻な受けとめ方に対する認識をというお尋ねをいただきましたが、私自身、我が国の景気は、内外の悪条件が重なったことから引き続き停滞し、厳しい状況にあると認識しておりますし、そうした雰囲気は、先般行われましたASEMの席上でも率直に受けとめて帰り、同時に、説明の努力もしてまいりました。そして、だからこそ総合経済対策を策定し、補正予算なども提出させていただいております。

サミットでは、当然ながら、参加各国が自国の経済あるいは世界経済について意見交換をするのが常であります。日本経済は、米国、欧州と並んで世界経済の中で重要な役割を占めるものであり、我が国の経済運営についての考え方は十分説明をしております。ただ、それだけが今回のサ

ミットのテーマではありません。国際組織犯罪、あるいは麻薬、覚せい剤といったテーマは、今回非常に大きなテーマになっておりまして、こうした点については、ぜひこの機運のための御協力を院に対してもお願いを申し上げたいと考えております。

次に、特別減税の効果についてお尋ねがございました。

既に実施している特別減税に加えて、今回の特別減税の追加、継続を行うこと、これは、豊かで活力ある経済社会の構築に向けて、真に必要な社会資本の整備など、各般の施策と相まって消費者や企業のマインドを高め、景気に効果的に作用するものと考えております。

また、所得課税、法人課税の恒久減税の実施を本年中に決めるつもりはないかというお尋ねがありました。もう一度同趣旨の御発言を後半でもいただいておりますけれども、あわせてここでお答えをさせていただきますと思います。

まず、所得課税、法人課税ということでありまして、所得税及び個人住民税につきましては、諸外国と比較して低い個人所得課税負担の水準、あるいは税率構造、各種の控除のあり方など、あるいは資産性所得課税や年金課税、さまざまな論点について幅広い検討を、きちんとした検討を行い、公正、透明で、国民の意欲を引き出せるような制度改正を目指してまいります。

また、法人課税につきましては、今後三年の間にできるだけ早く総合的な税率を国際的な水準並みにしたいと考えております。今後、税体系全体のあり方も踏まえながら、地方の法人事業税の外

平成十年五月十二日 衆議院會議録第三十七号

財政についての演説及び財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案等の趣旨説明に対する前田正君 一四

形標準課税の検討を初め、法人課税のあり方について真剣な検討を行っていかねばならないと考えております。

また、地方単独事業についての御質問をいただきました。

総合経済対策におきましては、地方単独事業について、地域の実情に即しながら住民に身近な社会資本の整備が図られますように、一兆五千億円の事業費の追加を要請しているところであります。地方単独事業の追加規模につきましては、種々の機会を通じて地方の状況を把握した上で決定したものであります。総合経済対策の円滑な実施に必要な財源を措置するために、地方交付税を増額することとしておりまして、地方団体においてできる限り協力をいただけますように努力してまいりたいと考えております。

また、公共事業のあり方についても御意見をいただきました。

公共事業については、二十一世紀を見据えた豊かで活力ある経済社会の構築に向けて、真に必要な社会資本を重点的に整備するとともに、コストの削減、費用対効果分析の活用及び再評価システムの導入などを通じて、効果的、効率的な実施を図る必要があると考えております。

なお、国債のあり方につきましては、その対象となる経費などにつきましてもさまざまな議論がありますが、いずれも財政運営の根幹に係る大きな課題であり、幅広く深い議論をしていただきたいと考えております。

次に、財政構造改革法の基本的な骨格は維持されていくという御指摘をいただきました。

しかし、改正案におきましては、財政構造改革

法の基本的な骨格である主要な経費に係る量的削減目標の仕組みと財政健全化目標は堅持しているところであります。今般の改正は、その時々状況に応じて、いわば緊急避難的に適切な措置を講じ得る枠組みを整備するための必要最小限の修正であると考えております。

特例公債発行枠の弾力化を可能にする措置につきましては、「経済活動の著しい停滞」という状況につきましても、その基準を政令で定め、法体系の中で明確にすることにいたしております。また、そうした経済状況において所要の施策の実施のために特例公債に財源を求めることが適切かどうかにつきましては、予算の姿によって国会に御判断をいただくものと考えております。

恒久減税につきましては、先ほど所得税、また個人所得課税及び法人課税についてお答えを申し上げたとおりでありまして、税体系全般のあり方も踏まえながら考えてまいることであると思っております。

次に、社会保障関係費に限らず、キャップ制全体のあり方を議論すべきではないかというお尋ねもありました。

改正案におきましては、主要な経費ごとに量的削減目標を設定するという仕組みそれ自体は財政構造改革法の基本的な骨格として維持することとしております。社会保障関係費のキャップにつきましても、現下の経済情勢を踏まえ、その歳出削減のために新たな国民負担を求めることがないよう配慮する必要がある、こうしたことからこれを見直しまして、平成十一年度限り、その増加額を極力抑制することとしたしております。

また、財政健全化の目標年度の延期についても

お尋ねをいただきましたが、現在の特別な経済状況にかんがみて、財政構造改革を進めながら特例公債発行枠の弾力化措置を設け、同時に速やかに緊急避難的な財政措置を講ずることを踏まえ、目標達成の道のりは一層険しいものとなりまされども、他方、中期的に整合性のとれた安定的な財政運営を行う姿勢を示すことが我が国の政策に対する内外の信頼を確保する上で重要なことと考えられることから、目標年度につきましては平成十七年度とすることが適当と判断をいたしました。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣松永光君登壇)

○国務大臣(松永光君) 補正予算の編成事由となる財政法二十九条にある予算編成後に生じた事由とは何かという御質問でございますが、インドネシアなどアジアの経済金融情勢の影響、大型金融機関の破綻やいわゆる貸し流し等による家計や企業の景況感の悪化の影響等が本年に入ってから実体経済全体にまで影響を及ぼし、景気は停滞して一層厳しさを増していることなどが、十一月のQEや日銀短観、さらには失業率といった新たな経済指標により判明したことがこれに当たるものと考えております。(拍手)

(国務大臣尾身幸次君登壇)

○国務大臣(尾身幸次君) 平成十年度の実質経済成長率の見通しについてのお尋ねがございまして、今回の総合経済対策は、景気停滞から一日も早く抜け出すとともに、二十一世紀の活力ある我が

国経済社会を実現するため、中長期的に我が国経済の体質を改善強化することを目的に策定したものであります。

この経済対策の波及効果も含めた効果を試算をいたしますと、かた目に見まして、向こう一年間で名目GDPの二程度程度の効果を持つものと見込まれます。したがって、既に実施している財政、金融両面からの諸施策等に加え、本対策の着実かつ速やかな実施により、消費者や企業の経済の先行きに対する信頼感が回復し、経済は順調な回復軌道に乗るものと考えられます。

こうしたことから、十年度の実質経済成長率の政府経済見通し一・九程度は実現可能であると考えております。(拍手)

(国務大臣小泉純一郎君登壇)

○国務大臣(小泉純一郎君) 社会保障関係費の重点配分についての御質問ですが、社会保障関係費の上限枠が外れても、私は、無原則な、むちゃな要求をするつもりはありません。財政構造改革の趣旨ののっとって、重点化、効率化を図って、予算編成を行いたいと考えております。

財政構造改革の考え方について御質問がありました。

確かに、当初は、社会保障関係費の上限枠を外せという私の主張と食い違いがありました。最終的に、平成十一年度の社会保障関係費について、上限枠を外すということに対しての私の考え方について、大方の理解が得られたと思っております。そして、現在提案されております改正案が取りまとめられたと私は思っております。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 上田清司君。

(上田清司君登壇)

○上田清司君 私は、民主党を代表し、ただいまの財政演説及び経済対策関連五法案の趣旨説明に對して質問を行います。

先ほど、民主党から中野寛成代表代行が、財政構造改革改正案及び補正予算案を中心に質問されましたので、私は、それ以外の部分に絞って、総理及び大蔵大臣に質問をいたします。

まず、特別減税の追加について、総理にお尋ねいたします。

政府の提案では、平成十年分所得税特別減税、同個人住民税特別減税を計二兆円、定額控除方式で追加実施し、これにより、夫婦子供二人の場合、減税額は、当初分六・五万円から十三・七五万円に引き上げられるとのことです。

景気回復のためにはGDPの約六割を占める個人消費の回復が不可欠であり、所得税減税は、そのためにとり得る対策としては、最も有効な対策の一つであると考えます。しかし、このような特別減税の小出しの繰返しでは、効果も半減と言わざるを得ません。殊に、定額減税を繰返すことについては、総理御自身も、予算委員会での海江田議員の問いに答えて、愚の骨頂であると認めておられたではありませんか。今でも愚の骨頂であるとお思いでしょうか。

私は、既にことしの初め、統一会派民友連の時期から、税率構造の見直し等による三兆円の所得税恒久減税と法人税率の主要先進国並みの水準への引き下げ等、総額六兆円の減税を主張してまいりました。それは、単に消費をふやすということからだけでなく、中央政府のスリム化を実現する

という行政改革の側面からも極めて有益であると考えたからであります。

政府の失敗がさまざまな分野で明らかになり、規制緩和を進めている今日、中央政府が民間から租税として多くの富を吸い上げ、それを中央政府が必要とする分野に分配するという仕組み自体も、当然に縮小していくべきものと考えざるを得ない。この意味から、恒久減税こそ日本経済の活力を取り戻す最善の方法であると考えます。

恒久減税については、私たちの提案にとどまらず、今や、多くの民間エコノミスト、有識者、外国政府要人等が異口同音にその必要性を論じております。こうした声に押され、政府は、今回の経済対策の中でこれらの恒久減税を今後の検討課題に掲げたことは承知しておりますが、いずれにしても、当面の景気への効果という意味からすれば、またもやツートレイト、遅過ぎるというほかありません。

私たちの提案している三兆円の所得税恒久減税については、総理はこれまで、我が国では課税最低限が諸外国よりも高く、国民の租税負担率が低いこと等を理由に拒絶するような発言を繰返してこられました。現時点では前向きに考えているのか、それともやはり消極的なのか、その理由を含め、明確にさせていただきたいと思っております。

もう一つ強調しておきたいのは、私たちが提案している所得減税の考え方は、すべて国税である所得税だけについて実施すべきだという点であります。

個人住民税は、もともと地方公共団体の行政サービスに対する広域的課税の性格が強いもので

あり、高度の累進税率構造を持ち所得再分配やビルトインスタビライザーの機能を求められている国の所得税と同列に扱うべきではないと考えます。

景気回復の果実は地方も享受するから特別減税は国、地方が車の両輪でという説明はもっともらしく聞こえますが、実際のところ、この五年間の経済対策の繰返しの中で地方に残ったのは膨大な借金にすぎず、何の果実も生じておりません。多くの地方公共団体や地方議会から住民税減税に反対する声が上がってきていることを総理はどのように受けとめておられるか、お聞きしたいと思っております。

ところで、総務庁の公表した昨年一年間の家計調査報告速報を見ますと、世帯主二十歳代から四十歳代の世帯と六十歳以上の無職世帯で、可処分所得と消費支出の落ち込みが顕著となっております。これらは、子育て世帯と年金暮らし世帯と見て差し支えないだろうと思えます。これらの階層については、今回の特別減税の追加分の効果も限定的か、または全くないという方々も少なくないと思われ、少子・高齢化対策という観点も踏まえ、何らかの別途の対策を講じる必要があると考えます。

特に、私が必要と思うのは、税制面よりも給付面の対策です。例えば、子育て世帯に対する税制上の扶養控除は所得控除であるために、所得が多く高い限界税率が適用される人ほど税の控除額が大きくなるという欠点を持っています。

一方、給付面で実施されている児童手当については、制度発足以来の幾度かの法改正を経て、現在では、三歳未満児のみを対象とし金額も第二子

までは月額五千円と、極めて貧弱なものになっております。次代の社会を担う児童の健全育成を目標に創設され、当時の調査でも児童の扶養に要する平均的経費の半額を給付するといった画期的な制度でありましたが、今や貧弱な制度になってしまっています。

他方、諸外国の児童手当制度の現状を見ますと、英、独、仏では、対象児童年齢はおおむね十六歳未満、学生の場合には二十歳未満あたりまで、給付額も、最近のレート換算で、児童一人当たり月額一万円から二万五千円であり、親の所得による給付制限もないというのが平均的な姿と言っていると思えます。

若い世代の国民が安心して出産し子育てをできる経済環境を整備することは、これからの国づくりの基本中の基本であります。私は、このような観点から、児童手当制度を諸外国並みに大幅に拡充し、せめて義務教育終了までの児童一人に月額一万円程度の給付を行うようにすべきではないかと考えます。諸外国と比較した我が国児童手当制度の現状の評価、今後のあり方について、総理の御所見をお聞かせください。

次に、貸し渋り対策について、総理にお尋ねいたします。

現在、民間金融機関による貸し渋りがいかに厳しい状況であるかが各種調査からも明らかにとなっております。貸し渋りに遭った経営者が何人も自殺するという痛ましい事件も起きており、ただでさえ景気の悪化で暗い世相がますます沈み込んでいくような気がいたします。

平成十年五月十二日 衆議院會議録第三十七号

財政についての演説及び財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案等の趣旨説明に対する上田清司君の質疑

二六

用保険等の適用対象となり得ることなど、一定の効果は期待できるものと思ひます。しかし、問題は、先般野党の反対を押し切つて成立させた金融機能安定化緊急措置法による公的資金の投入の効果というものを、一体どのように評価するかという点であります。

もともと、この公的資金による優先株等の引き受けは、貸し流し対策のためと称して提唱されたものであつたはずで、それがいつの間にか、貸し流し対策にもなるとトーンダウンし、結局、現在も貸し流しは解消してないというのでは、まるで詐欺のような話ではありませんか。この点については、堀山前官房長官も、月刊文芸春秋六月号で、「政府がこの間打ち出してきた対策は、貸し流しの解消には何の効果もない彌縫策に過ぎなかつたことがわかります」と述べておられます。

公的資金という国民のお金を何と考えるのか、総理はこの点についてどのように評価されるのか、明確にお答えをいただきたいと思ひます。

(拍手)

最後に、私は、先般大蔵省が行つた金融関連部局職員等に対する省内調査結果を踏まえた処分に關連してお尋ねいたします。

今回の一連の金融不祥事の過程で、中途半端な処分、遅過ぎる処分によって、国民の不信と相まって、職員の士気、モラルにも悪影響を与えております。大蔵委員会野党理事のしつこい要求、失礼、粘り強い要求によって実現した実名公表の処分者三十二名の五年間の接待の合計数が、二千二百回以上と判明しております。一人七十回以上という恐るべき事実です。

国民のだれ一人、大蔵行政が公平、公正であつ

たと思う者はいないでしょう。これが行政をねじ曲げなかつたこととすれば、これらの人は全く恩知らずと言えます。まさに、行政のクレディビリティクライシスであります。

こうした事態に終止符を打つためには、国民にわかりやすい明快なはじめをつけ、今後の金融行政機関のあり方を明確にし、再出発を期すべきであります。その意味で、先般の省内調査の範囲、資料の公表や処分内容が十分であつたのかどうか。改めて総理及び大蔵大臣にお伺ひしたいと思います。

この調査結果を踏まえて停職処分を受けた杉井元審議員、減給処分を受けた長野元証券局長の二名は、同日中に辞職を申し出て受理されておりますが、その退職金の取り扱いについては、今日もお、宙に浮いたままであります。厳密には、退職後一カ月の間、つまりあと半月の間に本人から辞退の申し出がない限り、法律の規定に従つて退職給与を支給せざるを得ないため、現在は本人らの自発的申し出を待っているにすぎないという状態ではなからうかと思ひます。

総理として、国民感情等に照らして、どのような解決が望ましいとお考えでしょうか。大蔵大臣としては、この二名が辞退すべきか否かについてどう思つておられますか、お伺ひをしたいと思います。

また、これら二人に比べて内規に基づく軽い処分とはいへ、内閣総理大臣秘書官事務取扱である坂篤郎氏が訓告処分対象になつたことについては、あるいは総理官邸内の機密事項が接待相手に筒抜けになつていたのではと、内閣の危機管理についても懸念が残ります。総理としては、このよ

うな接待だけで処分を受けるような者を秘書官として身辺に置いてきたことをどのようにお感じになり、また今後現職にとどめるつもりなのか、明らかにしていただきたい。

このように総理並びに大蔵大臣に御質問をして、終わります。ありがとうございます。

(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 上田議員にお答えを申し上げます。

まず、所得減税についてのお尋ねがございました。

これまで、現在実施している特別減税の効果について、政府としては、この減税を含む財政、金融両面にわたるさまざまな措置が相まって我が国経済の回復に役立つものと考えていると申し上げてまいりました。

今回の経済対策では、所得税、個人住民税について四兆円の特別減税の追加、継続を行うこととしており、こうした措置は各般の施策と相まって消費者マインドを高め、景気に効果的に作用するものと考えております。

個人所得課税については、諸外国と比較して低い個人所得課税負担の水準、税率構造、各種控除等のあり方、資産性所得課税や年金課税などさまざまな論点について幅広くきちんとした検討を行い、公正、透明で国民の意欲を引き出せるような制度改正を目指してまいります。

また、個人住民税における特別減税の実施について御意見をいただきました。

特別減税の追加については、我が国経済及び経済運営に対する内外の信頼の回復のために必要な

措置として、国を挙げて対処する必要があるものと考えております。国の財政と地方財政は車の両輪であり、個人住民税につきましては、所得税と共通する税源により国民に負担していただいているものでもありますので、国全体の政策として必要がある場合には、一体として減税を行うこともあるものと考えております。

次に、児童手当についてのお尋ねがございました。

政府としても子育て支援は重要だと考えておりまして、今回の補正予算でも子育て支援基金の創設等を行ったところでありますけれども、児童手当の拡充につきましては、人間形成の基礎となる三歳未満の時期に給付を重点化した制度の改正経緯、あるいはさまざまな御意見があることを考えますと、慎重な検討が必要ではないかと思ひます。

また、今回の自己資本充実策で貸し流しが解消されていないという御指摘をいただきました。

今般の対策は、金融の危機的な状況に対処し、金融システムの安定化を図ることを目的としたものであり、同時に貸し流しの解消にも資することを期待しているものであります。

今般の対策などにより金融システム不安が遠のいたこともあり、貸し流しの状況はある程度緩和しつつあるとは認識していますが、いずれにせよ、金融機関の融資動向については引き続き注視していく必要があるのは御指摘のとおりであります。

次に、大蔵省の省内調査の範囲、資料の公表等についての御意見をいただきました。

今回の調査は、金融検査部の職員が逮捕されたこと等により、金融行政そのものに対する不信感

も高まりかねない状況にありましたことから、金融関連部局に在籍した職員を対象に行ったものであると聞いております。

調査の結果、厳正な処分が行われましたが、これはかつて例を見ない厳しいものであり、調査結果については全体の姿がわかるような形で公表されたところであると私は承知をしております。

大蔵省職員一同が、これを契機に、松永大臣の指揮のもとに厳正な綱紀の確保を図りつつ、新しい時代の要請を踏まえて、本心に国民の負託にこたえられるよう全力を尽くしてやることを期待しております。

また、特定人の名前を挙げて退職金の取り扱いについてのお尋ねがございました。

国家公務員退職手当法上、議員が名を挙げられました阿氏に対し退職手当を支給することに法律上なっておりますが、任命権者である大蔵大臣が、それぞれの方から気持ちを感じた上で適正に判断されるものと思います。

最後に、私の秘書官についてお尋ねがありました。

秘書官の就任前、七年五月以前のことですけれども、本人は深く反省をいたしております。今内閣の一員でありますので、私から厳しく訓告をいたしたところでありますが、官邸の機密云々と言われましたことについては、大変恐縮であります。処分事由は平成七年五月以前、秘書官就任前のことでありまして、秘書官としての部分についてお触れいただいたところだけは、これはちょっと事実と反しますので、御理解をいただきたいと思っております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。

ます。(拍手)

〔国務大臣松永光君登壇〕

○国務大臣(松永光君) 上田議員にお答えいたします。

まず、大蔵省の省内調査及び処分との関係でございますが、総理から御答弁がございました。

調査の対象が実は千五十人にも及んだわけでありました。したがって、遅かったというのはいささか酷い言い方じゃないか、こういうふうに思います。

また、処分の内容につきましても、国家公務員法に基づく処分、前例に従い、あるいはまた過去のいろいろな役所の処分の内容等も参考にしながら、それと比較して数段重い処分をしたつもりであります。

なお、この処分を契機といたしまして、私も大蔵省職員一同、心を新たに、特に綱紀の厳正な確保を図り、新しい時代の要請を踏まえて、真に国民の負託にこたえられるように全力を尽くしてまいりたいと思っております。

それから、退職した二人の退職金の話もございました。

総理からも話ございましたけれども、国家公務員退職手当法上は、退職した人は退職手当の支給を受ける資格を有するのでありますけれども、事務上の性質上、まず本人の気持ちを聞いた上で適正に対処したい、そういうふうを考えております。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 谷口隆義君。

○谷口隆義君 私は、自由党を代表いたします。

て、ただいまの財政演説及び提出法案に対し、橋本総理並びに大蔵大臣に質問を行うものであります。

平成十年度を迎えても、日本経済はいまだ深刻な危機を脱し得ず、株価、為替の低迷が続いております。総理自身が、我々の主張を一顧だにせず、自信満々に行ってきた九兆円国民負担増を初めとする財政硬じり合わせの結果が今日の危機をもたらしたことは、今や明白な事実であります。

橋本総理は、平成十年度予算案審議の際、本予算案が最善のものであると断言してまいりました。与党も補正予算など一切検討してまいりました。答えておりました。我々野党が提出した予算組み替え要求も否決したのであります。総理は、国会を欺いておられたのでしょうか。本予算成立の次の日に記者会見で補正予算編成を言うなど、本予算が欠陥予算であったことをみずから露呈するものであります。また、みずから招いたこの不況に反省も謝罪もいまだありません。なぜ、本予算が不十分であったなら、撤回の上再提出をしなかったのでしょうか。総理は、この国の行く末、国民生活よりも、みずからのメンツ、政権の方が大切なのではないでしょうか、明確にお答えをいただきたいのであります。

橋本総理は、予算委員会において、二枚舌であると指摘され気色ばんでおられたが、これを二枚舌と言わずして何を二枚舌と言うわけでありましょうか。橋本総理の六つの改革の中には教育改革が含まれております。みずから他人を欺いて恬として恥じないこのありさまを子供たちが見たときに、どのように感じるとお考えでしょうか。また、みずから強引に成立させた財政構造改革

法についても改正案が提出されております。もはや論外であります。財政構造改革法を成立させたときでさえ、我が国経済は危機的状況にありまして、山一証券、三洋証券は破綻し、アジアの通貨危機は深刻となっていたのであります。我々の反対を押し切つて強引に成立させたのはだれですか。橋本総理、あなたではないのですか。

前国会における財政構造改革法審議の際、予定されていた経済政策について、直ちにそのことが補正要因になるとは考えるべきでないと繰り返し答弁をし、特に集中三カ年においては景気対策としての補正予算を編成しないことが財政構造改革法にかなう原理であると答弁をしているのであります。財政法改正案審議以前に平成十年度補正予算案、関連法案を提出することは、政府の言う財政構造改革法の原理に反しないのでしょうか。

補正予算と関連法案を提出する前に財政構造改革法を徹底審議するべきであり、その議論を反映した上で補正予算を提出するべきであります。財政構造改革法は十年前にできた法律ではありません。昨年十一月、我々の反対を押し切つて成立させたのは橋本総理であります。橋本総理に財政構造改革法改正を言う資格はありません。橋本内閣は、みずから決めた財政構造改革法さえ、たったの数カ月も守れないではありませんか。臨機応変とか緊急避難ではなく、何でもありと言うべきであります。半年先のことを見通すことのできない橋本総理に、我が国の命運を託すわけにはいきません。

以上、橋本総理の明確な答弁を求めます。次に、財政演説について質問をいたします。平成十年度予算は財政構造改革法による史上空

平成十年五月十二日 衆議院會議録第三十七号

財政についての演説及び財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案等の趣旨説明に対する谷口隆義君の質疑

二八

前のデフレ予算であり、ほとんどの歳出項目について対前年比マイナスとなっております。公共事業については七割のカットとなっていたにもかかわらず、補正予算において六兆円強を計上するのであれば、本予算の査定に何の意味があるのでしょうか。

また、経済対策として一兆五千億の地方単独事業を計上しております。過去行った経済対策による地方負担もいまだ完全に消化できず、地方財政事情も大変厳しい中、橋本内閣はいつまで旧態依然とした手法をとり続けていくのか。地方負担を強要する方式の地方単独事業の追加は、地方財政の自己責任原則と逆行するものであります。

確かに我が国の社会資本整備は他の先進国と比べて進んでいるとは言えませんが、政府・与党は公共事業を景気対策としかとらえておらず、選挙目当てのばらまきの批判を免れ得ません。また、我が国の置かれた危機的状況、経済危機の要因が構造問題にあることを少しも理解しておらず、根本問題はすべて先送りにされております。今回の減税、公共事業も今までの手法の延長線上のものであり、規模、内容ともに構造改革の一環では全くありません。

今日の日本の経済危機は、日本の産業、経済の構造的要因にあるのであり、その改革をしなければ日本経済の再生はあり得ません。過去最大を売り物にするなど、みずからの無能を世界にアピールするのと全く同じであります。公共事業中心の経済対策であれば、再来年度以降の民需主導型の持続的成長につながる期待が持てないため、公共部門から民需へのバトンタッチのための施策がな

ければ、九九年度以降の反動減が深刻となるのは当然であります。公共事業による景気対策は麻薬のようなものであり、一度実施すれば、景気を維持するため次々と追加していかなければならないものであります。

以上について、大蔵大臣の答弁を求めるものであります。

次に、特別減税について伺います。

政府・与党は、いまだに特別減税でこの日本の危機的状況が救えると考えておられるのでしょうか。特別減税は、期間限定、減税が終われば増税が待ち構えている増税予告つき減税であり、しかも財源はみずから否定していた赤字国債であります。米国の格付会社は、我が国の格付をネガティブに変更いたしました。経済成長と財政収支の改善を図るための政策を一致できるかどうか、不確実性が高まっているのがその理由であります。

内外からの我が国に対する先行き不安は、特別減税では解消することができません。むしろ、赤字国債を財源とする特別減税は将来の大増税につながるという懸念から、消費に回らず、景気浮揚効果もなければ、財政の悪化を招くのみであり、かえって先行き不安をおおっているものであります。何回延長しても、景気浮揚効果はありません。

また、九八年度は計四兆円の特別減税、九九年度も二兆円の特別減税継続というものの、九八年度分の二兆円は、九七年度の特別減税を年度初めに一度打ち切った後、九八年度にずれ込み復活したのも同然であります。定額方式、定率方式の差異はあるにせよ、結局九四年から始まった二兆

円の特別減税を九九年まで続ける、つまり、二〇〇〇年まで増税はしないという程度のことではありませんか。九四年から九九年まで六年間も継続しては、もはや特別はもうろく、減税という名にすら値しないのであります。

また、なぜ特別減税の方式を、定率控除方式ではなく定額控除方式、つまり課税最低限引き上げという方式をとったのか。公共事業と同様、減税を景気対策としかとられない橋本内閣は、望ましい税制に対する理念も哲学もなく、税制をゆがめ続けており、まことに無責任きわまりない。

この特別減税は、臨時福祉給付金とあわせて選挙目当ての迎合主義、ばらまき以外の何物でもなく、必ずやすべての税率の緩和を中心とする抜本税制改革の阻害要因になるに違いないと見做します。

また、自民党幹部は減税に懐疑的な発言を繰り返しております。このような政府・与党の不一致こそが、政策の信頼性を失わせているのではありませんか。大蔵大臣の答弁を求めます。

次に、財政構造改革法改正案について伺います。

そもそも財政構造改革法は、目先の財政の帳じり合わせのみを主眼に置き、構造改革という視点は一切なく、歳出の一律削減を定めただけのものであり、財政構造改革の名に値しません。そして、それさえ、今するるとなし崩しにしようとしていくではありませんか。基本方針は変更しないといふ度々おっしゃるが、橋本総理の財政構造改革に基本方針などあるのですか。取りやすいくところから金を取って、財政を帳じり合わせするのみではありませんか。つまり、根本の発想が間違っ

ているのであり、目標年次を繰り延べてみたり特例公債発行枠を弾力化したりしても、財政再建など不可能であります。

今回の改正により、社会保障関係費のみ特別扱いしていただけるが、高齢化が進展するのはことしや来年だけではなくあります。社会保障制度にせよ、公共事業にせよ、構造改革に切り込まないで歳出削減をするなら、国民負担がふえるだけの話であります。歳出削減を構造改革とすりかえ、ごまかしてきた結果が、このありさまであります。財政構造改革法は廃止するべきであります。

また、総理は、恒久減税にも言及されました。財政構造改革法をどのように改正すれば恒久減税が実施できるのでしょうか。恒久減税検討発言も、いつもの口先介入人のですか。恒久減税を実施するなら、今財政構造改革法を凍結、廃止すべきであります。

以上、総理の明確な答弁を求めます。自由党は、民間活力が最大限に発揮でき、世界経済とも調和を可能にする経済を根本から再構築すること、つまり民力の回復のための政策として、所得課税六兆円、法人課税四兆円、計十兆円の大幅減税を要求いたしております。政府の経済対策は、我々の所得税、法人税の直接税減税十兆円という考えとは全く相入れないものであり、国が国民から金を吸い上げてばらまくといういびつな構造を温存しているものであります。もはや、我が国経済は、政府の提出する小手先の景気対策により立ち直るような状況ではありません。官が民から金を吸い上げ、使い道を決めるのではなく、国民がみずからの判断と自己責任で金の

使い方を決めることを可能にする税制改革を行い、経済のあり方を民間中心として、国民が主役の社会へと改革していかなければなりません。

二十一世紀までの残された三年間は、経済構造改革、経済再建のための三年間とするべきであります。経済再建なくして財政再建はあり得ません。増税しなければ収収はふえないといった考えは捨て去らなければなりません。増税と歳出一律削減によって経済を失速させていて、財政再建など実現するわけはないのであります。財政再建は、民力中心のたくましい経済から得られる租税の自然増収と規制の撤廃・緩和など、民間経済に活力を与え、地方の活性化を図る、政府の仕事減らしにつながる行財政一体の歳出構造の改革によって達成できるものであります。

総理は、果たすべき責任を果たすことが責任のとり方だと言われております。これは開き直り、居直り、責任逃れの論理であります。株式市場は半年先の経済を予見すると言いますが、政府の総合経済対策発表後も株価は一万五千円台であり、先行き不安を如実に示しております。財政法の小手先の改革、ばらまきの景気対策など、中途半端な対応では済まされないものであります。財政構造改革法は凍結あるいは廃止にして、明確に路線転換をし、抜本的経済構造改革を行わなければなりません。

もはや、橋本内閣が続けば続くほど日本がだめになっていくのは、揺るぎのない事実であります。まず橋本内閣の退陣、次に大胆な政策転換こそが経済再建の道であり、日本再構築の第一歩であります。総理の御所見をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 谷口議員にお答えを申し上げます。

平成十年度当初予算は、予算作成時点における内外の経済金融情勢を踏まえながら、財政、金融両面にわたる適切な措置を講じたものであり、現在、その早期執行に全力を尽くしております。

さらに、今般、現下の極めて深刻な経済状況にかんがみて、我が国経済及びその運営に対する内外の信頼を回復するに必要かつ十分な規模の総合経済対策を講じて、そのために必要な補正予算を編成し、提出をしたところであります。これらは必ずや皆様にご理解をいただけるものと考えております。いずれにせよ、今後とも、責任を持って構造改革を進めながら景気回復に努めてまいります。

次に、財政法改正法案の審議以前に十年度補正予算案、関連法案を提出することは不適当ではないか、そういう御指摘をいただきました。

今回、我が国経済を力強い回復軌道に乗せるために総合経済対策を決定し、そのための補正予算を提出したところでありますが、あわせて、我が国経済がバブルの後遺症から抜け切れていないという状況を踏まえ、財政構造改革を進めつつも、緊急避難的な措置を講ずる枠組みを整備すべく財政構造改革法をも御提案を申し上げているところであり、これらの十年度補正予算及び関連法案の一刻も早い成立に心から御協力をお願い申し上げます。

次に、財政構造改革法は構造改革の名前に値せず廃止すべきという御意見をいただきました。財政構造改革法は、財政赤字対GDP比を三%

以下とするなどの財政健全化目標を定め、その目標達成に向けて主要な経費ごとに量の削減目標を設定しております。また、財政運営の方針として、官と民、国と地方の役割の見直し、歳出全般の見直しに当たっての具体的な観点を決めており、単なる歳出削減にとどまらず、硬直した財政構造に直接切り込むものになっております。

また、恒久減税を実施するなら財政法を凍結、廃止しろという御意見をいただきました。内外の経済金融情勢の変化に対応し臨機応変の措置をとることは当然ですが、主要先進国中最悪の危機的状況にある我が国財政の現状を考えれば、将来を考えると、財政構造をさまざまな課題に十分対応できるものにしていくことは当然必要なことであり、こうした財政構造改革の必要性からして、御指摘のような考え方は適切ではないと考えております。

次に、財政再建には行財政一体の改革が必要だというお尋ねもございました。将来に向けてさらに効率的で信頼のできる行政を確立し、安心で豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現するために、行財政改革あるいは財政構造改革に取り組む必要があることは当然であります。そして、行政の各分野において、国及び地方公共団体と民間が負担すべき役割を見直すこと、国と地方公共団体が分担すべき役割を見直すこと、そうした観点を踏まえつつ改革を進めてまいることは当然なことだと考えております。

残余の質問は、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔副議長退席、議長着席〕

〔国務大臣松永光君登壇〕

○国務大臣(松永光君) 谷口議員にお答えいたします。

今回の経済対策と構造的問題との関係についてのお尋ねであります。政府としては、これまでもしばしば申し上げておりますように、財政構造改革の必要性はいささかも変わるものではありません。同時に、内外の経済金融情勢の変化に対して臨機応変の措置をとることも当然であると考えております。こうした考えのもとで、二十一世紀の活力ある我が国経済社会を実現するため、今般、総事業規模十六兆円を上回る過去最大規模の経済対策を策定したところであります。今後我が国経済を一日も早く順調な回復軌道に乗せていくため、今回の経済対策を強力に推進していく必要があると考えております。

減税についてのお尋ねですが、今回の経済対策では、所得税、住民税について四兆円の特別減税の追加、継続を行うほか、住宅、投資促進についていわゆる政策減税を実施することとしており、こうした措置は、各般の施策と相まって、消費者や企業のマインドを高め、景気に効果的に作用するものと考えております。

今回の特別減税の実施方法については、最近の深刻な経済情勢を踏まえて、減税の効果をできるだけ早期に発揮させるために定額方式で行うことにしたものであります。

政府・与党としては、今後とも、我が国経済及び経済運営に対する内外の信頼の確保を念頭に置きながら、適時適切に政策を遂行していく必要があると考えておるところであります。(拍手)

平成十年五月十二日 衆議院會議録第三十七号

財政についての演説及び財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案等の趣旨説明に対する矢島恒夫君の質疑

三〇

○議長(伊藤宗一郎君) 矢島恒夫君。

(矢島恒夫君登壇)

○矢島恒夫君 私は、日本共産党を代表して、橋本総理に質問いたします。

今、日本経済は大変な状態に陥っています。どの商店街を歩いてても、売り上げはさっぱりと中小業者の嘆きのため息ばかりが聞こえてきます。大学生は卒業を迎えたのに就職の行き場がなく、前途多難そのものです。我が国の完全失業率は過去最悪の三・九%を記録しました。このままではアメリカとの比較で逆転も必至であります。国民の消費生活はどうか。昨年度の全世帯消費支出が二・一%減少し、三十五年前の調査開始以来最悪という結果であります。

橋本総理、一年前の予算審議を覚えておりますか。橋本内閣が打ち出したのは九兆円の国民負担増でした。日本共産党は、これは国民の消費購買力を奪い経済不況を招くものとして、重大な警告を発し、撤回を迫りました。

これに対して、橋本総理、あなたがとった行動は、数の力で予算を通し、六大改革といって、教育だ、行革だ、金融改革だと突っ走り、急激な消費不況のさなかの昨年度、財政構造改革法案をこり押ししました。それに基づく社会保障の削減と国民生活の全面的破壊型となった九八年度予算は、景気後退をさらに加速させました。四月、予算成立直後に経済対策を発表すると同時に、出発したばかりの財政法の破綻を宣言しました。

日本経済と国民生活をここまで窮地に追い込んだのは、橋本内閣の経済失政であり、その責任は、総理、あなた自身にあることはや明かな事実であります。しかるに、あなたはこうした指

橋には一顧だにせず、国民生活に一層の将来不安を持ち込み、消費不況をさらに悪化させ、経済再建に逆行する補正予算を国会に提出したのであります。私は、橋本首相の経済失政を初めとするみずからの責任について、まず冒頭に見解を求めるとともに、厳しくその責任を問うものであります。(拍手)

今度の経済対策とそれに基づく補正予算案は、消費不況の克服など必要な対策はやらずに、既に破綻した公共事業費の積み増しや大銀行支援の対策など、やるべきでない対策ばかり並べたのが、政府が言う史上最大規模の実体にはかなりません。

まず、総額十六兆円を超える事業費の約半分を占める公共事業費です。政府は新社会資本などと新味を出そうと苦勞しましたが、結局のところ、従来どおりのゼネコン向けの積み増ししかありません。下からの積み上げで住民の生活に直結した真に必要な公共事業を予算化するのなら、国民の理解も得られます。ところが、先に総額ありき方式で、大手ゼネコンと関連業界だけが潤うだけの積み増しであっては、事業のための事業でしかありません。政府は、七・七兆円という公共投資をどのように積算したのか、下からの積み上げで国民生活に真に必要なという観点をもとに見積もったのですか。総理の責任ある答弁を求めます。

肝心の問題は、財政投入による消費購買力への波及効果であります。国と地方合わせた財政支出は今回分で約十兆円、うち国費は六兆円ですが、一体、国民の懐を暖める効果がどれだけ期待できますか。国民の消費に回る力は大変弱いと言わね

ばなりません。私は、結局のところ、むだと浪費を積み重ね、どう転んでもゼネコン奉仕に回るだけという意味で、従来型公共事業の転換を求めているのであります。こうしたあり方を抜本的に変える意思があるかどうか、橋本総理の態度をただすものであります。

公共事業の積み増しは、財政難に苦しむ地方自治体をさらに苦しめることとなります。地方自治体による財政支出は、地方単独の公共事業一兆五千億円を含め四兆円規模に達します。他方、自治体の借金は、この六年間で倍増し、国を上回るテンポでふえています。その主たる原因が、国による地方単独事業の押しつけなのであります。地方単独事業を追加できるのは半数の自治体どまりと見込み額の半分というのがマスコミの報道です。地方財政の実態を無視した押しつけはやるべきではありませんか。政府が対応できるという確かな裏づけがあるというのなら、その根拠は何ですか。具体的な答弁を要求するものであります。

政府の対策の中身で、直接に国民の懐を温める対策は二兆円の特別減税だけであります。来年も二兆円継続するというので計四兆円というふれ込みですが、昨年十二月突如とした政策変更でことし二月に実施した特別減税も、遅過ぎ、小さ過ぎるため、その効果が薄いことは既に実証済みであります。来年継続した後はもとに戻ることがわかっていて、消費に回らないのではありませんか。所得税を納税していない高齢者や低所得者には恩恵は何もありません。

九兆円負担増の悪影響を打ち消し、消費不況を打開する道は、もはや消費税の減税しかありません。

橋本首相は、我が党の志位書記局長の質問に答えて、消費税が消費に直結した税であること、それを減税するのが消費に直結しているのはそのとおりと認めました。これはすなわち、消費税減税が消費不況打開につながるという、だれも否定できない自明の原理を示した答弁であったこととあります。総理、景気回復にとって何が必要か、原点に立ち返った答弁を要求するものであります。

消費税の減税は、実施さえすればすぐその瞬間からでも消費刺激となり、二%減税で約五兆円の直接的効果があり、生産活動への波及効果も含めればさらなる景気刺激が期待できるのではありませんか。こうした景気刺激効果を計算したことがありませんか。私は、この際、公共事業偏重の景気対策ではなく、社会保障対策や消費向上を中心とした景気対策とし、消費税減税に踏み出すことを改めて求めるものであります。答弁を求めます。

財政構造改革法が国民生活にいかん被害をもたらしたか、九八年度予算で既に実証済みであります。橋本首相は、昨年六月三日の記者会見で、パブル崩壊後、経済状況に対応するため景気対策として大型の補正を今回も編成し、その結果、ある程度景気は立ち直った、そういう局面もありましたけれども、公債残高は非常にふえて、財政状況は本当に危機的な状況にありますと述べました。

今度の補正予算の公共投資額の積み増しは約三兆四千億円、この結果、補正後総額は十三兆四千億円、この数字は前年当初比で何と二五%もの増加ではありませんか。財政法で言う七%カットなどはどこに吹っ飛んだのですか。橋本総理、あなたは、わずか七カ月前に退けた手法を、さらに規

機を拡大して進めようとするのですか。その理由は何ですか。明確な答弁を求めます。

公共投資とは全く正反対に、社会保障は削減一方で、国民生活に犠牲を強いるのが財政法の本質そのものです。総理は、財政構造改革の骨格は維持いたしますと本会議で答弁しましたが、これは、社会保障削減を盛り込んだ最悪の部分はそのまま残すということを示したのですか。今度提案された改正案では、キャップ制を停止するのは九九年のみです。すなわち、財政構造改革法に盛り込まれている医療、年金の抜本的な大改革を二〇〇〇年度には計画どおり強行するということにはなりません。このような悪政の継続を国民のだれも決して許さないと。その破綻が明白な財政構造改革法は、改正でなく、廃止こそ最善の措置であります。答弁を求めます。(拍手)

財政の構造改革を言うなら、今やるべきは、財政危機の真の原因である公共投資や軍事費の浪費に思い切ってメスを入れ、国及び自治体の社会保障費負担は二十兆円、公共投資は五十兆円という、欧米諸国には例のないぐんだ財政構造を根本的に改めることではありませんか。このことによつて、国民生活の向上と景気回復を図り、財政再建を進めることです。総理の見解を求めます。

大銀行への三十兆円支援や大手ゼネコン奉仕の財政政策ではなく、国民経済の主役である個人消費や中小企業が真に豊かに成長できる経済政策に転換することが、今こそ必要であることを強調するものであります。

ここまで暮らしを追い詰め、景気を落ち込ませた橋本内閣の責任、この責任も痛感しないで、明確な景気対策も打ち出せない内閣の延命こそ、最大の害悪にはなりません。私は、橋本内閣の退陣、そして解散・総選挙によって国民の信を問う道こそが最もふさわしい選択であることを強調して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕  
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 矢島議員にお答えを申し上げます。

まず、今回の補正予算を含めた私の責任についての御意見をいただきました。

今回、政府が行おうとする総合経済対策及びこれを実施するための補正予算は、当面の景気回復と、景気回復の足かせとなっておりません不良債権問題の本質的な処理を目指すもので、今後、日本経済がバブル崩壊後の後遺症から抜け出すために必要な措置を盛り込んだものであります。我が国経済及び経済運営に対する内外の信頼を回復するためにも、この十年度補正予算及び関連法案の一刻も早い成立に心から御協力をお願いを申し上げます。

次に、今回の景気対策及び補正予算における社会資本整備について御意見をいただきました。

総合経済対策及び補正予算の第一の柱は、社会資本の整備等による国内需要の拡大であり、また、その中でも経済構造改革、社会保障構造改革、教育改革などを念頭に置いて、二十一世紀を見据えた我が国社会の発展にとり真に必要な社会資本を整備することとしております。

その際、特に緊急性の高いダイオキシン、環境ホルモン対策や新エネルギー対策、将来の発展基盤となる科学技術の振興や情報通信の高度化への対応、少子・高齢化の進展等に対応するための福祉、医療、教育などに事業費を重点配分し、国と地方を合わせ七兆七千億円の事業を実施することとしたしております。

公共事業のあり方についても御意見をいただきました。

公共事業につきましては、二十一世紀を見据えた豊かで活力のある経済社会の構築に向けて、真に必要な社会資本を重点的に整備するとともに、コストの削減、費用対効果分析の活用及び再評価システムの導入などを通じ、効率的、効果的な実施を図ってまいるところであります。

次に、地方公共団体の公共事業への積み増しへの対応について御意見をいただきました。

総合経済対策により追加される公共事業等の円滑な実施が図られるよう、地方交付税の増額、地方債の増発を行うなどにより、地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切に対処することとしていくところであります。地方団体においてもできる限り協力していただくよう努力してまいるところであります。

次に、消費税率及びその景気刺激効果についての御質問がありました。

地方消費税率を含む消費税率五％への引き上げを含む税制改革は、少子・高齢化の進展という我が国の構造変化に税制面から対応するもので、真に必要な改革であったと考えておりまして、消費税率の引き下げは考えておりません。

志位書記局長とのやりとりを引用されましたが、関連する部分全部を引用していただければ誤解を生じないようなやりとりになっております。

なお、消費税率の景気に与える影響につきましては、税率引き下げ実施までの間に相当の買い控えが発生するであろう、そのほかにも、社会経済的コストが生じ価格にはね返るといった問題があると思っております。

公共投資に対してまたお尋ねがありました。政府としては、これまでも申し上げてまいっておりますように、財政構造改革の必要性はいささかも変わるものではありませんけれども、同時に、内外の経済金融情勢の変化に対し臨機応変の措置をとることも当然だと考え、こうした考えのもとに今回の経済対策を策定したところであります。今後、我が国経済を一日も早く順調な回復軌道に乗せていくため必要な措置だと考えております。

社会保障関係費のキャップ停止に関連して、財政構造改革法を廃止しろという御意見をいただきました。

私も、我が国財政の現状にかんがみれば、二十一世紀に向けた財政構造改革の必要性は変わりはないと考えております。

なお、平成十二年度の社会保障関係費につきましては、医療保険制度の抜本的な改革、介護保険制度の施行等の社会保障構造改革により効率化が期待できることから、現行の財政構造改革法の規定が適用されることとしております。

障構造改革を推進し、制度の効率化、合理化を進めながら、必要な給付を確保していこうと考えております。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて國務大臣の演説及び財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外四案の趣旨の説明に対する質疑は終了いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十五分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君  
法務大臣 下稻葉耕吉君  
外務大臣 小淵 恵三君  
大蔵大臣 松永 光君  
文部大臣 町村 信孝君  
厚生大臣 小泉純一郎君  
農林水産大臣 島村 宜伸君  
通商産業大臣 堀内 光雄君  
運輸大臣 藤井 孝男君  
郵政大臣 自見庄三郎君  
労働大臣 伊吹 文明君  
建設大臣 瓦 力君  
自治大臣 上杉 光弘君  
國務大臣 小里 貞利君  
國務大臣 尾身 幸次君  
國務大臣 大木 浩君  
國務大臣 亀井 久興君

出席政府委員

大蔵大臣官房総務審議官 溝口善兵衛君  
大蔵省主計局長 涌井 洋治君  
大蔵省主税局長 尾原 榮夫君  
中小企業庁長官 林 康夫君  
自治省財政局長 二橋 正弘君  
自治省税務局長 成瀬 宣孝君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。  
社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく平成九年度社会保障制度審議会報告書

(政府委員承認)

一、去る八日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省欧亜局長事務代理 飯村 豊  
外務省経済局長事務代理 渋谷 實  
一、昨十一日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省北米局長 高野 紀元  
外務省欧亜局長 西村 六善  
外務省経済局長 大島正太郎

(政府委員任命)

一、去る八日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あ

て、八日議長において承認した飯村豊外一名を、同日第百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、十一日議長において承認した高野紀元外二名を、同日第百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る八日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(外務省欧亜局長)西村六善及び(外務省経済局長)大島正太郎の第百四十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨十一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日 官職名

外務省北米局長事務代理 田中 信明 (解職) 平〇〇・二  
外務省欧亜局長事務代理 飯村 豊 (同) 同  
外務省経済局長事務代理 渋谷 實 (同) 同  
外務省北米局長事務代理 飯村 豊 (同) 同  
外務省欧亜局長事務代理 飯村 豊 (同) 同  
外務省経済局長事務代理 渋谷 實 (同) 同

(理事補欠選任)

一、去る八日、文教委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。  
理事 遠藤 利明君(理事田中真紀子君去る八日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

大蔵委員

辞任

補欠

文教委員

辞任

補欠

加藤 紘一君 佐藤 勉君  
木村 義雄君 武部 勲君  
古賀 誠君 小野寺五典君  
谷畑 孝君 石崎 岳君  
中川 秀直君 安倍 晋三君  
渡辺 喜美君 大石 秀政君  
安倍 晋三君 中川 秀直君  
石崎 岳君 谷畑 孝君  
小野寺五典君 古賀 誠君  
大石 秀政君 渡辺 喜美君  
佐藤 勉君 加藤 紘一君  
武部 勲君 木村 義雄君  
村井 仁君 仲村 正治君  
吉田六左門君 能勢 和子君  
渡辺 博道君 飯上 善秀君  
小池百合子君 武山百合子君  
阪上 善秀君 渡辺 博道君  
仲村 正治君 村井 仁君  
能勢 和子君 吉田六左門君  
武山百合子君 小池百合子君

金子 一義君 岸田 文雄君  
小杉 隆君 御法川英文君  
佐田玄一郎君 滝 実君  
田中真紀子君 遠藤 利明君

安住 淳君  
松浪健四郎君  
三沢 淳君  
岸田 文雄君  
滝 実君  
御法川英文君  
北村 哲男君

補欠

大島 理森君  
森田 一君  
今田 保典君  
福留 泰蔵君  
久保 哲司君  
連増 拓也君  
河本 三郎君  
山本 公一君  
玉置 一弥君  
河合 正智君

補欠

玉置 一弥君  
岡島 正之君  
中川 正春君  
武山百合子君  
安全保障委員

補欠

山崎 拓君  
小此木八郎君  
決算行政監視委員

辞任

宮島 大興君

補欠

田中真紀子君

議院運営委員

辞任

棚橋 泰文君  
島 聡君  
富田 茂之君  
江崎 鐵磨君  
大村 秀章君  
平野 博文君  
西野 陽君  
斎藤 鉄夫君  
富田 茂之君  
江崎 鐵磨君

補欠

一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

小林 多門君  
川内 博史君  
中川 正春君  
富田 茂之君  
川崎 二郎君  
岩田 順介君  
上田 清司君  
赤羽 一嘉君  
富田 茂之君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任

補欠

大野 松茂君  
金田 英行君  
谷 洋一君  
戸井田 徹君  
牧野 隆守君  
宮島 大興君

池田 元久君

田中 慶秋君

大口 善徳君

石垣 一夫君

榎井 郁三君

山本 孝史君

家西 悟君

河野 太郎君

鈴木 恒夫君

田中 和徳君

田野瀬良太郎君

滝 実君

山口 泰明君

石毛 鑊子君

今田 保典君

西川 知雄君

西田 猛君

石垣 一夫君

岩永 峯一君

池田 元久君

田中 慶秋君

佐々木洋平君

西川 公也君

石井 紘基君

枝野 幸男君

佐藤 茂樹君

岡部 英男君

岡部 英男君

岡部 英男君

岡部 英男君

岡部 英男君

岡部 英男君

岡部 英男君

石毛 鑊子君

山本 孝史君

西川 知雄君

西田 猛君

山口 泰明君

家西 悟君

今田 保典君

宮島 大興君

牧野 隆守君

金田 英行君

谷 洋一君

戸井田 徹君

大野 松茂君

池田 元久君

田中 慶秋君

大口 善徳君

石垣 一夫君

岩永 峯一君

池田 元久君

田中 慶秋君

佐々木洋平君

岡部 英男君

岡部 英男君

岡部 英男君

岡部 英男君

岡部 英男君

岡部 英男君

岡部 英男君

岡部 英男君

岡部 英男君

岡部 英男君

岡部 英男君

岡部 英男君

りである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出)

政党助成法を廃止する法律案(松本善明君外一名提出)

国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案(松本善明君外一名提出)

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出)

証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出)

行政監視院による行政監視の手続等に関する法律案(松本善明君外一名提出)

審議会等の委員等の構成及び審議等の公開等に関する法律案(松本善明君外一名提出)

一、昨十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成十年度一般会計補正予算(第1号)

平成十年度特別会計補正予算(特第1号)

平成十年度政府関係機関補正予算(機第1号)

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

平成十年五月十二日 衆議院會議録第三十七号

議長の報告 道路運送車両法の一部を改正する法律案及び同報告書

三四

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(内閣提出第九二号)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(内閣提出第九三号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

以上三件 法務委員会 付託

一、昨十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

特定家庭用機器再商品化法案(内閣提出第九七号)

以上二件 商工委員会 付託

平成十年度一般会計補正予算(第一号)

平成十年度特別会計補正予算(特第一号)

平成十年度政府関係機関補正予算(機第一号)

以上三件 予算委員会 付託

(議案送付)

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

種田法案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

市中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律案

大規模小売店舗立地法案

(質問書提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「介助犬」の公的認定と普及促進に関する質問主意書(大野由利子君提出)

「子ども」の権利に関する条約についての質問主意書(石井郁子君外四名提出)

小田急小田原線(東北沢)和泉多摩川間の複々線化事業に関する質問主意書(北村哲男君提出)

道路運送車両法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成十年三月三日 内閣総理大臣 橋本龍太郎

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第三項第二号中「六月を」運輸省令で定める期間に改める。

第四十九条(見出しを含む)中「定期点検整備記録簿」を「点検整備記録簿」に改め、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 自動車(第五十八条第一項の検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。)の使用者は、当該自動車について分解整備(原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であつて運輸省令で定めるものをいう。以下同じ。)をしたときは、遅滞なく、前項の点検整備記録簿に同項第三号から第五号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前条第二項において準用する第四十七条の二第三項の規定による必要な整備として当該分解整備をしたとき及び第七十八条第四項の自動車分解整備事業者が当該分解整備を実施したときは、この限りでない。

第五十四条第四項中「定期点検整備記録簿」を「点検整備記録簿」に改める。

第六十一条第三項中「第六十四条第三項を削る。

第六十二条第五項を削り、第六項を第五項とする。

第六十三条第七項中「分解整備検査」を削る。

第六十四条及び第六十五条を次のように改める。

第六十四条及び第六十五条 削除

第六十六条第二項第二号中「第六十四条第三項を削り、同条第五項中「分解整備検査」を削る。

第七十一条第五項中「第六十二条第六項」を「第六十二条第五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同条第七項中「同条第三項及び第四項並びに第六十四条」を「第三項及び第四項」に、「第六十三条第三項」を「同条第三項」に改め、及び第六十四條第三項を削る。

第七十一条の二第二項中「継続検査又は分解整備検査」を「又は継続検査」に改め、同条第二項中「又は分解整備検査」を削り、同条第四項中「又は分解整備検査」及び「若しくは分解整備検査」を削り、同条第五項中「又は分解整備検査」を削る。

第七十五条第三項中「自動車」の下に「の構造、装置及び性能」を、「かつ」の下に「当該自動車が」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次条第一項の規定によりその型式について指定を受けた装置は、保安基準に適合しているものとみなす。

第七十五条第四項中「当該自動車」の下に「の構造、装置及び性能」を加え、同条第五項中「受けた自動車」の下に「の構造、装置若しくは性能」を加え、同条第六項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「次条」を「第七十六条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(装置の指定)

第七十五条の二 運輸大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止を図るため、申請により、第四十一条各号に掲げる装置のうち運輸省令で定めるもの(以下「特定装置」という。)をその型式について指定する。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される特定装置について、外国において当該特定装置を製作することを業とする者又はその者から当該特定装置を購入する契約を締結している者であつて当該特定装置を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。

3 第一項の指定は、申請に係る特定装置が保安基準に適合し、かつ、均一性を有するものであるかどうかを判定することによつて行う。

4 第一項の指定は、当該特定装置を取り付けることができる自動車の範囲を限定して行うことができる。

5 運輸大臣は、その型式について指定を受けた特定装置が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において

て、運輸大臣は、取消しの日までに製作された装置について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

6 前項の規定によるほか、運輸大臣は、指定外国装置製作者等(第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する特定装置の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国装置製作者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外国装置製作者等が第七十六條の規定に基づく運輸省令の規定(第一項の指定に係る部分に限る。)に違反したとき。

二 運輸大臣が第一條の目的を達成するため必要があると認めて指定外国装置製作者等に対しその業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 運輸大臣が第一條の目的を達成するため特に必要があると認めてその職員に指定外国装置製作者等の事務所その他の事業場又はその型式について指定を受けた特定装置の所在すると認める場所において当該特定装置、帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

7 特定装置のうち運輸省令で定めるものは、運輸省令で定めるところによりその型式について外国が行う第一項の指定に相当する認定その他の証明を受けた場合には、前条第三項後段の規定の適用については、第一項の規定によりその型式について指定を受けた装置とみなす。

(特定装置の表示)  
第七十五條の三 前条第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた特定装置につき、運輸省令で定めるところにより、同項の指定を受けたものであることを示す運輸省令で定める方式による特別な表示を付することができ

る。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、特定装置に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 特定装置を輸入することを業とする者は、第一項の規定により表示が付けられている場合を除くほか、同項の表示又はこれと紛らわしい表示が付けられている特定装置を輸入したときは、これを譲渡する時までにその表示を除去しなければならぬ。

第七十六條中「前条第一項を」を「第七十五條第一項に改め、」完成検査終了証の様式の下に、第七十五條の二第一項の指定の手續を加える。

第七十六條の三第二項中「第八十八條及び」検査主任者を削る。

第七十七條中「小型特殊自動車及び二輪の軽自動車」を「検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車に、」左に「を」次に改め、同条第二号及び第三号中「三輪以上の軽自動車」を「検査対象軽自動車」に改める。

第七十八條第一項中「第九十條の検査」を「分解整備」に改める。

第八十條第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とする。

第八十五條から第八十八條までを次のように改める。

第八十五條から第八十八條まで 削除  
第九十條を次のように改める。

(自動車分解整備事業者の義務)  
第九十條 自動車分解整備事業者は、分解整備を行う場合においては、当該自動車の分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

第九十一條第一項中「前条の検査」を「分解整備」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 登録自動車にあつては自動車登録番号、第六十條第一項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号

第九十一條第一項第三号中「検査の」を「分解整備を完了した」に改め、同項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項中「使用者の請求があつたときは」を「使用者に」に改める。

第九十一條の二中「第八十條第一項第二号」を「第八十條第一項第一号」に改める。

第九十一條の三「第八十五條」を「第八十九條」に改める。

第九十二條中「第八十條第一項第二号」を「第八十條第一項第一号」に改める。

第九十三條中「各号の一」を「各号のいずれかに」改め、同条第三号中「第八十條第一項第四号」を「第八十條第一項第二号」に改める。

第九十四條の二第二項中「同項第四号」を「同項第二号」に改める。

3 指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

第九十四條の四第五項中「第七十六條の三十二第四項又は第八十八條を」又は第七十六條の三十二第四項に、軽自動車検査員又は検査主任者を「又は軽自動車検査員」に改める。

第九十四條の五第一項中「検査対象外軽自動車」の下に「及び小型特殊自動車」を加え、同条第六項中「又は分解整備検査」及び「及び第六十四條」を削る。

第九十四條の五の二第三項中「第六十四條を削る。

第九十四條の八第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同項第四号中「第八十條第一項第四号」を「第八十條第一項第二号」に改める。

第九十七條の四第一項中「第六十四條第三項」を削る。

第一百條第一項中「左の各号」を「次に」に改め、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 第七十五條の二第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者

第一百二條第一項第七号中「分解整備検査」を削り、同項第十号中「自動車」の下に「又は特定装置」を加える。

第一百三條第二項中「第八十八條」を「第七十五條の二第五項若しくは第六項」に改める。

第一百七條第一号中「第六十四條第三項(第七十

一条第七項において準用する場合を含む。を削る。

第一百零一条第一項第一号中、第六十四条第一項(第七十一条第七項において準用する場合を含む。を削り、第七十一条第八項において準用する場合を含む。の下に、第七十五条の三第二項若しくは第三項を加え、第八十五条第一項及び第九十条を削り、同項第三号中、第八十七条(第九十四条の四第三項において準用する場合を含む。を第九十四条の四第三項に改め、同項第六号中、第八十八条を削る。

第一百零一条ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

第一百零一条の二 第六十三條の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の過料に処する。

第一百零一条第一項を次のように改める。

第二十七條第三項、第二十八條第一項(第二十八條の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三條第四項後段、第六十九條第一項、第七十五條第四項、第八十九條第一項(第九十四条の九において準用する場合を含む。)、又は第九十四条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七條第三項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 自動車(検査対象外軽自動車及び小型特

殊自動車を除く。)の使用者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前十五日以内にこの法律による改正前の道路運送車両法(以下「旧法」という。)第六十四条第一項の分解整備をし、施行日の前日までに同項の規定による分解整備検査を受けなかったときは、この法律の施行後遅滞なく、この法律による改正後の道路運送車両法(以下「新法」という。)第四十九條第一項の点検整備記録簿に同項第三号から第五号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、旧法第四十八條第二項において準用する旧法第四十七條の二第三項の規定による必要な整備として当該分解整備をし、かつ、旧法第四十九條第一項の規定により同項の定期点検整備記録簿に記載をしたとき又は旧法第七十八條第四項の自動車分解整備事業者が当該分解整備を実施し、かつ、旧法第九十條の規定による検査をしたときは、この限りでない。

第三条 旧法第四十九條第一項の定期点検整備記録簿の保存については、なお従前の例による。

第四条 旧法第六十三條第一項の規定によりされた公示であつて同項の規定により定められた期間の末日が施行日以後の日であるものに係る自動車であつて、当該公示があつた日以後施行日の前日までに旧法第六十四條第一項の規定による分解整備検査を受けたもの及びこれに係る自動車検査証については、新法第六十三條第二項及び第四項の規定は、適用しない。

第五条 この法律の施行前に受けた旧法第六十四條の規定による分解整備検査の結果、自動車検査証の返付を受けることができなかった自動車についての検査標準の表示については、新法第

六十六條第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前に旧法第八十八條の規定による命令により検査主任者の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、新法第七十六條の三十一第五項及び第九十四条の四第五項の規定にかかわらず、軽自動車検査員及び自動車検査員となることができない。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律の一部改正)

第八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中、第六十四條を削る。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第九条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中、第六十四條第三項及び

「同法第六十四條第三項において準用する場合を含む。」を削る。

(道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律の一部改正)

第十条 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、第六十四條を削る。

(自動車重量税法の一部改正)

第十一条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中、第六十四條第三項及び「分解整備検査」を削る。

理 由

最近における自動車の装置の共通化等に対応して自動車の型式指定制度を合理化するため、自動車の装置の型式指定制度を創設するとともに、自動車の使用者の負担を軽減するため、分解整備検査を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送車両法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における自動車の装置の共通化等に対応して自動車の型式指定制度を合理化するため、自動車の装置の型式指定制度を創設するとともに、自動車の使用者の負担を軽減するため、分解整備検査を廃止する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 自動車の型式指定制度の合理化

- (一) 運輸大臣は、申請により自動車の装置をその型式について、指定することとする。
- (二) 型式について指定を受けた装置は、自動車の型式の指定に際し、保安基準に適合するものとみなすこととする。
- (三) 外国が行う指定に相当する認定その他の証明を受けた特定の装置については、自動車の型式の指定に際し、運輸大臣の指定を受けたものとみなすこととする。
- (四) 装置の型式の指定の申請をした者は、指定を受けた装置に、当該指定を受けた旨を示す表示を付すことができることとする。
- (五) 運輸大臣による指定を受けた型式の装置以外には、当該指定を受けたものであることを示す表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととする。

2 分解整備検査の廃止

- (一) 自動車の使用者が分解整備を行ったときに受けなければならない分解整備検査を廃止することとする。
- (二) 自動車の使用者は、当該自動車について分解整備をしたときは、遅滞なく点検整備記録簿に整備の概要等を記載しなければならないこととする。

3 自動車分解整備事業の認証基準等の見直し

- (一) 自動車分解整備事業の認証に係る基準のうち、経理的基礎に関する基準を廃止することとする。
- (二) 自動車分解整備事業者は、分解整備を行う場合においては、当該自動車の分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにし

なければならないこととする。

- (三) 自動車分解整備事業者は、分解整備をしたときは、自動車の使用者に分解整備記録簿の写しを交付しなければならないこととする。
- (四) その他
- (五) 完成検査終了証の有効期間を、六月から運輸省令で定める期間に改めることとする。
- (六) 自動車の改善措置の届出の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対する過料の上限額を引き上げることとする。その他の所要の罰則を整備することとする。
- (七) その他所要の改正を行うこととする。

5 附則関係

- (一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、4(一)の改正は、公布の日から施行することとする。
- (二) この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとする。
- (三) 自動車損害賠償保障法その他の関係法律について、所要の規定の整備を行うこととする。

二 議案の可決理由

本案は、自動車の型式指定制度の合理化及び自動車の使用者の負担軽減を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成十年五月八日

運輸委員長 大野 功統  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案  
(第百四十回国会衆議院提出)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

平成十年三月二十日

参議院議長 斎藤 十朗  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(小字及び一は参議院修正)

スポーツ振興投票の実施等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第三条)
- 第二章 スポーツ振興投票の対象となる試合(第四条・第五条)
- 第三章 スポーツ振興投票の実施(第六条・第二十条)
- 第四章 スポーツ振興投票に係る収益の使途(第二十一条・第二十二条)
- 第五章 スポーツ振興投票対象試合開催機構(第二十三条・第二十九条)
- 第六章 雑則(第三十条・第三十一条)
- 第七章 罰則(第三十二条・第三十七条)

第一章 総則

第一条 この法律は、スポーツの振興のために必要な資金を得るため、スポーツ振興投票の実施

等に関する事項を定め、もってスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「スポーツ振興投票」とは、サッカーの複数の試合の結果についてあらかじめ発売されたスポーツ振興投票券によって投票をさせ、当該投票とこれらの試合の結果との合致の割合が文部省令で定める割合(以下「合致の割合」という。)に該当したスポーツ振興投票券を所有する者に対して、合致の割合ごとに一定の金額を払戻金として交付することを行う。

(スポーツ振興投票の施行)

第三条 日本体育・学校健康センター(以下「センター」という。)は、この法律で定めるところにより、スポーツ振興投票を行うことができる。

第二章

スポーツ振興投票の対象となる試合

(対象試合)

第四条 スポーツ振興投票の対象となる試合は、第二十三条第一項の規定による指定を受けた法人(次条、第十条第三号及び第四号並びに第十二条において「機構」という。)が開催する第二十四条第一号に規定するサッカーの試合(次条、第七条第一項及び第十条第六号において「対象試合」という。)とする。

(登録)

第五条 対象試合に出場する選手、監督及びコーチ(専ら競技に関し指導及び助言を行う者をいう。以下同じ。)並びに対象試合の審判員は、文部省令で定めるところにより、機構に登録された者でなければならない。

2 機構は、対象試合の公正な実施を確保するため必要があると認めるときは、文部省令で定めるところにより、前項の規定による登録を抹消することができる。

### 第三章 スポーツ振興投票の実施

#### (スポーツ振興投票の実施回数)

第六条 センターは、文部省令で定める年間の実施回数の範囲を超えてスポーツ振興投票を実施してはならない。

#### (試合の指定等)

第七条 センターは、文部省令で定めるところにより、実施するスポーツ振興投票(以下、あらかじめ、対象試合のうちからそのスポーツ振興投票の対象となる試合を指定するものとする。2 センターは、前項の指定をしたときは、文部省令で定めるところにより、指定の内容その他必要な事項を公示しなければならない。

#### (スポーツ振興投票券の発売等)

第八条 センターは、券面金額百円のスポーツ振興投票券を券面金額で発売することができる。2 センターは、前項のスポーツ振興投票券一枚分以上を一枚で代表するスポーツ振興投票券を発売することができる。

3 スポーツ振興投票券に記載する事項その他スポーツ振興投票券に関し必要な事項は、文部省令で定める。

#### (スポーツ振興投票券の購入等の禁止)

第九条 十九歳に満たない者は、スポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、スポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

- 一 スポーツ振興投票に関係する政府職員
- 二 センターの役員及びスポーツ振興投票に係るセンターの職員
- 三 機構の役員及び職員
- 四 第二十四条第一号に規定するサッカーチームを保有する機構の社員(その社員が法人である場合には、その法人の役員)
- 五 第五条第一項の規定による登録を受けた選手、監督、コーチ及び審判員
- 六 天候の悪化その他やむを得ない事由により対象試合の中止を決定し、又はその決定に関する権限を有する者(前三号に掲げる者を除く。)

#### (スポーツ振興投票券の再交付)

第十一条 スポーツ振興投票券は、再交付しない。

#### (試合の結果の通知)

第十二条 機構は、文部省令で定めるところにより、第七条第一項の規定により指定された個々の試合(以下「指定試合」という。)の結果を確定し、そのすべてが確定した日から十日以内に、それをセンターに通知しなければならない。

#### (払戻金の交付)

第十三条 センターは、前条の規定による通知を受けたときは、文部省令で定めるところにより、スポーツ振興投票券の売上金額(スポーツ振興投票券の発売金額から第十七条第三項の返還金の総額を差し引いた金額をいう。以下同じ。)に二分の一を超えない範囲内において政令で定める率を乗じて得た金額を合致の割合に応じて配分し、当該配分した金額にそれぞれ次条の加算金を加えた金額(以下「配分金額」という。)

を合致の割合ごとに各合致投票券(合致の割合に該当するスポーツ振興投票券をいう。以下同じ。)にあん分した金額(当該あん分した金額がスポーツ振興投票券の券面金額に満たない場合にあっては当該券面金額とし、当該あん分した金額が合致の割合ごとに政令で定める金額(以下この条及び次条第二項において「払戻金の最高限度額」という。)を超える場合にあっては払戻金の最高限度額とする。)を、合致投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

(スポーツ振興投票券の発売の特例)  
第十七条 指定試合の開催が文部省令で定める数に満たなかったときその他文部省令で定める事由に該当することとなったときは、その指定試合に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

#### (加算金)

第十四条 前条の規定により配分金額を算出した場合において、いずれかの合致の割合について合致投票券がないときは、その合致の割合に係る配分金額は、次回のスポーツ振興投票におけるその合致の割合に係る加算金とする。

#### (業務の委託等)

第十八条 センターは、文部省令で定めるところにより、スポーツ振興投票に係る業務のうち次に掲げる業務を銀行その他の政令で定める金融機関(以下この条において「銀行等」という。)に委託することができる。

- 一 スポーツ振興投票券の売りさばき
  - 二 合致投票券及び前条第一項又は第二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の受領
  - 三 第十三条の払戻金及び前条第三項の返還金の支払
  - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行うことが課さない。

#### (端数処理)

第十五条 第十三条の払戻金を交付する場合において、その金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

#### (所得税の非課税)

第十六条 第十三条の払戻金については、所得税を課さない。

できる。

3 銀行等が行う前項の業務の運営に關し必要な事項は、○總務省令、文部省令で定める。  
（警察署長の措置等）

第十九条 遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）の規定により合致投票券又は第十七条第一項若しくは第二項の規定により発売されなかつたものとみなされたスポーツ振興投票券（以下この条において「合致投票券等」という。）を保管している警察署長は、その合致投票券等に係る第十三条の払戻金又は第十七条第三項の返還金（以下この条及び次条において「払戻金等」という。）の債権が時効により消滅するおそれがあるときは、センターに対し、払戻金等の交付を請求しなければならない。

2 センターは、前項の規定による請求があつたときは、第十三条又は第十七条第三項の規定にかかわらず、その請求をした警察署長に対し、合致投票券等と引換えに、払戻金等を交付しなければならない。

3 前二項の規定により警察署長が交付を受けた払戻金等に対する遺失物法及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百四十条の規定の適用については、その払戻金等は、その警察署長が保管していた合致投票券等とみなす。  
（払戻金等の債権の時効）

第二十条 払戻金等の債権は、一年間行わないときは、時効によつて消滅する。

第四章 スポーツ振興投票に係る収益の使途  
（収益の使途）  
第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部省令で定めるところにより、○地方公共団体又はスポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体）を用い、以下この条において同じ。）が行う次の各号に掲げる事業に要する資金の支給に充てることができる。

一 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設（設備を含む。以下この項において同じ。）の整備

二 スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする国際的又は全国的な規模の事業を行うための拠点として設置する施設の整備

三 前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業（その一環として行われる活動が日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号。以下「センター法」という。）第二十条第一項第一号の二及び第一号の四に該当する事業を除く。次号において同じ。）

四 前号に掲げるもののほか、スポーツの指導者の養成及び資質の向上、スポーツに関する調査研究その他のスポーツの振興を目的とする事業

2 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部省令で定めるところにより、○地方公共団体又はスポーツ団体が我が国で国際的な規模においてスポーツの競技会を開催する事業であつて文部省令で定めるもの（以下この項において「特定事業」という。）に要する資金の支給に充てること

とができる。この場合においては、センターは、センター法第三十五条の二第一項に規定するスポーツ振興基金の運用利益金をもつて、特定事業に要する資金の支給に充ててはならない。

3 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部省令で定めるところにより、スポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行うことができる。

4 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部省令で定めるところにより、その行う第一項第二号から第四号までに規定する事業に要する経費に充て、及びセンター法第三十五条の二第一項に規定するスポーツ振興基金に組み入れることができる。

5 センターは、第二項又は第三項の規定により地方公共団体又は地方公共団体の出身若しくは拠出に係るスポーツ団体に対する資金の支給の業務を行うに当たっては、その支給に充てる金額の総額がセンター法第三十条の二に規定する収益の三分の一に相当する金額となるようにするものとする。  
（国庫納付金）

第二十一条 センターは、センター法第三十条の二で定めるところにより、スポーツ振興投票に係る収益金の一部を国庫に納付しなければならない。

第五章 スポーツ振興投票対象試合開催機構  
（機構の指定）  
第二十三条 文部大臣は、サッカーの試合を通じ

てスポーツの振興を図ることを目的として設立された民法第三十四条の社団法人であつて、次条に規定する業務を公正かつ円滑に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、スポーツ振興投票対象試合開催機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 文部大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 第二十九条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、第一号に該当する者があること。

3 文部大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部大臣に届け出なければならない。

5 文部大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）  
第二十四条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 機構の社員の保有するサッカーチーム(選手としての役務の提供に対し報酬を得る者)その他の構成員とすることが出来るものに限り、相互間におけるサッカーの試合を計画的かつ安定的に開催すること。

二 第十二条の規定による試合の結果の確定及びその通知を行うこと。

三 第一号のサッカーチームの選手、監督及びコーチ並びに同号のサッカーの試合の審判員について第五条の規定による登録及び登録の抹消を行うこと。

四 第一号のサッカーの試合の競技規則を定めること。

#### (業務規程)

第二十五条 機構は、あらかじめ、前条に規定する業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、文部省令で定める。

3 文部大臣は、第一項の認可をした業務規程が前条に規定する業務の公正かつ円滑な実施上不適当なものとなったと認めるときは、その変更を命ずることができる。

#### (事業計画等)

第二十六条 機構は、毎事業年度開始前に(第二十三条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、文部省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、文部大臣に提出しなければならない。こ

れを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、文部省令で定めるところにより、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、文部大臣に提出しなければならない。

#### (役員を選任及び解任)

第二十七条 機構の役員を選任及び解任は、文部大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 文部大臣は、機構の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは業務規程に違反したとき、若しくは第二十四条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により機構が第二十三条第二項第三号に該当することとなるときは、機構に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第二十八条 文部大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、機構に対し、第二十四条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

(指定の取消し等)

第二十九条 文部大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第二十三条第二項第一号に該当するに至ったとき。

二 第十二条、第二十三条第四項、第二十五条第一項又は第二十六条の規定に違反したとき。

三 第二十五条第一項の認可を受けた業務規程

によらないで第二十四条に規定する業務を行ったとき。

四 第二十五条第三項、第二十七条第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十三条第一項の規定による指定を受けたとき。

2 文部大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

#### 第六章 雑則

##### (国民の理解を深めるための措置等)

第三十条 センターは、毎事業年度のスポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書を作成し、当該事業年度の決算完了後一月以内に文部大臣に提出しなければならない。

2 文部大臣は、前項の報告書を受領したときは、これに意見を付けて、国民に報告しなければならない。

3 センターは、国民に対し、スポーツ振興投票の実施及びその収益の使途に関する情報を提供し、及び必要に応じ、スポーツ振興投票に係る収益から資金のすることにより、スポーツ振興投票がスポーツ支給を受けたスポーツ団体に対し、その資金の使途に関する情報の振興に寄与していることについての理解を

報の公開を求める。  
深めるとともに、スポーツ振興投票に関する世論の動向等を的確に把握するものとする。

##### (スポーツ振興投票の実施の停止)

第三十一条 文部大臣は、センターがこの法律(この法律に基づく命令を含む。)若しくはスポーツ振興投票に係るセンターの二の規定の実施等に当たっては、地方公共

団体の出資又は拠出に係るスポーツ団体が行う法(この法律に基づく命令又は処分を含む。)に違反し、又は団体の出資又は拠出に係るスポーツ団体が行う事業及び地方公共団体が自主的に行うスポーツ

するおそれのある行為をしたときは、センターに対し、スポーツ振興事業の円滑な実施等への支援に努めるもの

とし、当該支援に充てる金額の総額については、センター法第三十条の二の規定による国庫

納付金のおおむね三分の一に相当する金額となるようにするものとする。

2 文部大臣は、スポーツ振興投票の実施が児童、生徒等の教育に重大な悪影響を及ぼしていると認めるときは、センターに対し、スポーツ振興投票の実施の停止を命ずることができる。

3 文部大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

#### 第七章 罰則

第三十二条 第三条の規定による場合を除き、不特定又は多数の者に財産上の利益を提供させ、又は提供することを約させて指定試合の結果の予想をさせ、当該予想と当該指定試合の結果との合致に応じて財産上の利益を提供することを約して利益を図った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条各号のいずれかに該当する者であつて前条の違反行為の相手方となつたもの

二 業としてスポーツ振興投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもって不特定多数の者からスポーツ振興投票券の購入の委託を受けた者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。



は、スポーツ振興投票の券面金額を下らず、かつ、政令で定める払戻金の最高限度額を超えないものとする。

(六) 加算金

合致投票券がないときにおける配分金額及び配分金額を各合致投票券にあん分した金額が払戻金の最高限度額を超える部分の総額は、次回のスポーツ振興投票における加算金とすること。

(七) 所得税の非課税

払戻金については、所得税を課さないものとする。

(八) 業務の委託等

センターは、その業務の一部を銀行その他の金融機関に委託することができるものとする。

5 スポーツ振興投票に係る収益の使途

(一) センターは収益をもって、地方公共団体又はスポーツ団体が行う次に掲げる事業に要する資金の支給に充てることができるものとする。

(1) 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設(設備を含む。以下同じ。)の整備

(2) スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする国際的又は全国的な規模の事業を行うための拠点として設置する施設の整備

(3) (1)及び(2)の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興

を目的とする事業

(4) スポーツの指導者の養成及び資質の向上、スポーツに関する調査研究その他のスポーツの振興を目的とする事業

(二) センターは収益をもって、地方公共団体又はスポーツ団体が我が国で国際的な規模においてスポーツの競技会を開催する事業に要する資金の支給に充てることができるものとする。

(三) センターは収益をもって、スポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行うことができるものとする。

(四) センターは収益をもって、(一)の(2)から(4)までの事業に要する経費に充てることができるものとする。また、スポーツ振興基金に組み入れることができるものとする。

(五) センターは、地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係るスポーツ団体に對する資金の支給総額を毎事業年度の収益の三分の一に相当する金額となるようにするものとする。

(六) センターは、収益金の一部を国庫に納付しなければならないものとする。

6 スポーツ振興投票対象試合開催機構

(一) 文部大臣は、サッカーの試合を計画的かつ安定的に開催する等の業務を公正かつ円滑に行うことができるものと認められる団法人を、全国を通じて一に限り、スポーツ振興投票対象試合開催機構として指定するこ

とができるものとする。

(二) 機構に係る業務規程、事業計画、役員を選任及び解任、監督命令、指定の取消し等に関し所要の規定を整備すること。

7 国会への報告等

(一) 文部大臣は、センターから毎事業年度のスポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書を受領し、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないものとする。

(二) センターは、国民に対し、スポーツ振興投票の実施及びその収益の使途に関する情報を提供し、必要に応じ、資金の支給を受けたスポーツ団体に對し、その使途に関する情報の公開を求めることにより、スポーツ振興投票がスポーツの振興に寄与していることについての理解を深めるとともに、スポーツ振興投票に関する世論の動向等を的確に把握するものとする。

8 スポーツ振興投票の実施の停止

文部大臣はセンターに対し、センターが本法等に違反し、又はスポーツ振興投票の実施につき公益に反する等の行為をしたときは、投票の実施の停止を命ずることができるものとする。

また、投票の実施が児童、生徒等の教育に重大な悪影響を及ぼしていると認めるときは、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴いて、投票の実施の停止を命ずることができるものとする。

9 罰則

(一) いわゆるノミ行為、購入制限違反、偽計又は威力を用いた指定試合の公正を害すべ

き行為等に対し所要の罰則を規定すること。

(二) 機構の役員又は登録を受けた選手、監督、コーチ及び審判員等の収賄及び贈賄を処罰するものとともに、指定試合の公正を害すべき行為をした者も処罰するものとする。

10 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) この法律の施行後七年を経過した場合においては、この法律の実施状況に照らして、スポーツ振興投票制度の在り方について見直しを行うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、スポーツの振興に寄与するため、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十年五月八日

文教委員長 高橋 一郎  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、スポーツが心身の健全な発達と、明るく豊かな社会の形成に寄与するものであることにかんがみ、スポーツ振興投票の実施等に当たっては、その適正な運営に万全を期すことと

もに、次の事項について特段に配慮すべきである。

一 スポーツ振興のための予算措置について今後もその充実を図るとともに、各省庁にまたがるスポーツ関係予算の有機的連携に努めること。

二 スポーツ振興のための適切な施策を講ずるため、スポーツ振興法第四条に規定するスポーツの振興に関する基本的計画を策定するよう検討すること。

三 スポーツ振興投票券の発売に当たっては、十九歳未満の者に対する購入等の禁止が徹底されるよう販売場所、販売方法等について青少年が入手し難い方策を講じるなど適切な配慮をすること。

四 スポーツ振興投票の収益の配分に当たっては、スポーツ指導者の養成など人材養成に配慮するとともに、国民が自主的、自発的に行うスポーツ活動の振興のために地域のスポーツクラブなど民間スポーツ団体の果たす役割の重要性に十分留意すること。

また、地方公共団体等においても、スポーツ振興投票の収益を活用し、スポーツ指導員の養成や地域スポーツクラブ等の育成が促進されるように十分配慮すること。

五 本法における贈収賄罪の規定の趣旨は、スポーツ振興投票の公正な運営を確保するため、不当な行為等の対価としての賄賂の收受を防止しようとするものであることにかんがみ、その適用については、厳正を期すとともに、サポーター等の選手に対する応援の関係を損なうことがないように留意すること。

六 障害のある人のニーズに対応したスポーツ環境の充実のため、関係各省庁の連携を十分図る

とともに、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっても十分に配慮すること。

七 保健体育審議会の委員の選任について本委員会に報告するなど、スポーツ振興投票制度の運営全般にわたって公正及び透明性を十分確保すること。

八 文部大臣が、法第三十一条第二項に規定する停止命令を判断する上で、児童・生徒等に係る十分な調査、状況把握をするための態勢を早急に整備すること。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(第百四十回国会衆議院提出)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よって国会法第八十三条の四により送付する。  
平成十年三月二十日

参議院議長 斎藤 十朗  
衆議院議長 伊藤 一郎殿

(小字及び一は参議院修正)  
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律  
正する法律

日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条」を「第四十九条の二」に改める。

第一条中「スポーツに関する競技水準の向上等」を「スポーツの振興」に改める。

第十二条中「政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二 この法律又はスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成九年法律第 号。以下「投票法」という。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

三 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

第二十条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 センターは、前項に規定する業務のほか、投票法に規定する業務(以下「スポーツ振興投票等業務」という。)を行うことができる。

第二十五条の次に次の一条を加える。  
(スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限)  
第二十五条の二 次に掲げる業務に係る運営費の金額は、スポーツ振興投票券の発売金額に比して当該発売金額の百分の十五を超えない範囲内において文部省令で定める金額(スポーツ振興投票券の発売金額が文部省令で定める金額に達しない場合にあつては、文部省令で定める期間内に限り、別に文部省令で定める金額)を超えてはならない。

一 スポーツ振興投票券の発売  
二 投票法第十三条の払戻金の交付

三 投票法第十七条第三項の返還金の交付  
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務  
第二十六条中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第二十九条に次の一項を加える。

2 文部大臣は、前項の認可をしようとするときは、同項の事業計画、予算及び資金計画のうちスポーツ振興投票等業務に係る部分については、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。  
(国庫納付金)  
第三十条の二 センターは、政令で定めるところにより、投票法第二条に規定するスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益(当該事業年度の次に掲げる金額の合計額からスポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額を控除した金額をいう。)の二分の一に相当する金額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

一 投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票券の売上金額に一から同条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額  
二 投票法第十五条第二項の規定によりセンターの収入とされた金額  
三 投票法第二十条の規定による債権の消滅に係る払戻金等の額  
四 発売金額のうち第三十二条の規定によりスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定に属するものの管理により生じた運用利益金に相当する金額

第三十二条中「第二十条第一項第一号の二から第一号の四までの業務及びこれらに附帯する業務に係る経理」を「第二十条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務であつて投票法第二十一条第一項第二号から第四号までに規定する事業を施行するものに係る経理、第二十条第一項第一号の二から第一号の四までの業務及びこれらに附帯する業務に係る経理、スポーツ振興投票等業務に係る経理」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(特別積立金)

第三十三条の二 センターは、毎事業年度、第三十二条の規定によりスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定に係る損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その残余の額の一部を、政令で定めるところにより、特別積立金として整理することができる。

2 前項の特別積立金の処分については、政令で定める。

第三十五条の二「第一項中」と基金を、基金に改め、「出えんされた金額」の下に「及び投票法第二十一条第四項の規定により基金に組み入れられた金額」を加える。

第三十九条第二項及び第四十条第一項中「この法律の下に」及び投票法を加える。

第四十一条第一項中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改める。

第四十九条第一号中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に、「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、第七章同条の次に次の一条を加

える。

(国庫納付金の教育事業等に必要経費への充當)

第四十九条の二 政府は、第三十条の二の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、教育及び文化の振興に関する事業、自然環境の保全のための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経費に充てなければならぬ。

2 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

第五十条及び第五十一条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第五十二条中「五万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成九年法律第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(第四十回国会案法第二二二号、衆議院送付に関する報告書)

一 議案の目的及び要旨

本案は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行に伴い、新たにスポーツ振興投票の実施及びその収益によるスポーツの振興を目的

とする事業に要する資金の支給等の業務を日本体育・学校健康センターの業務とする等所要の規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

日本体育・学校健康センター(以下「センター」という。)の目的のうち、「スポーツに関する競技水準の向上等のために必要な援助」を「スポーツの振興のために必要な援助」に改めること。

2 業務

(一) センターの業務として、スポーツ振興投票の実施等に関する法律に規定する業務(以下「スポーツ振興投票等業務」という。)を追加すること。

(二) スポーツ振興投票券の発売、払戻金の交付、返還金の交付等の業務に係る運営費の最高限度額を定めること。

3 事業計画等の認可

文部大臣は、センターの事業計画等の認可をしようとするときは、スポーツ振興投票等業務に係る部分については、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならぬものとする。

4 国庫納付金

(一) センターは、スポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益の三分の一に相当する金額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならないものとする。

(二) 政府は、(一)の金額に相当する金額を、教育及び文化の振興に関する事業、自然環境

の保全のための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経費に充てなければならないものとする。

5 施行期日等

(一) この法律は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行の日から施行すること。

(二) 経過措置その他所要の規定を整備すること。

二 議案の可決理由

本案は、スポーツの振興に寄与するため、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十年五月八日

文教委員長 高橋 一郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、スポーツが心身の健全な発達と、明るく豊かな社会の形成に寄与するものであることにかんがみ、スポーツ振興投票の実施等に当たっては、その適正な運営に万全を期すとともに、次の事項について特段に配慮すべきである。

一 スポーツ振興のための予算措置について今後

もその充実を図るとともに、各省庁にまたがる

スポーツ関係予算の有機的連携に努めること。  
二 スポーツ振興のための適切な施策を講ずるため、スポーツ振興法第四条に規定するスポーツの振興に関する基本的計画を策定するよう検討すること。

三 スポーツ振興投票券の発売に当たっては、十九歳未満の者に対する購入等の禁止が徹底されるよう販売場所、販売方法等について青少年が入手し難い方策を講じるなど適切な配慮をすること。

四 スポーツ振興投票の収益の配分に当たっては、スポーツ指導者の養成など人材養成に配慮するとともに、国民が自主的、自発的に行うスポーツ活動の振興のために地域のスポーツクラブなど民間スポーツ団体の果たす役割の重要性に十分留意すること。

また、地方公共団体等においても、スポーツ振興投票の収益を活用し、スポーツ指導員の養成や地域スポーツクラブ等の育成が促進されるように十分配慮すること。

五 本法における贈収賄罪の規定の趣旨は、スポーツ振興投票の公正な運営を確保するため、不当な行為等の対価としての賄賂の收受を防止しようとするものであることにかんがみ、その適用については、厳正を期すとともに、サポーター等の選手に対する応援の関係を損なうことがないように留意すること。

六 障害のある人のニーズに対応したスポーツ環境の充実のため、関係各官庁の連携を十分図るとともに、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっても十分に配慮すること。

七 保健体育審議会の委員の選任について本委員

会に報告するなど、スポーツ振興投票制度の運営全般にわたって公正及び透明性を十分確保すること。

八 文部大臣が、法第三十一条第二項に規定する停止命令を判断する上で、児童・生徒等に係る十分な調査、状況把握をするための態勢を早急に整備すること。

スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第百四十回国会衆議院提出)

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。  
平成十年三月二十日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 参議院議長 高橋 十朗

スポーツ振興法の一部を改正する法律

スポーツ振興法(昭和三十一年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

2 国は、前項に定める措置のうち、財団法人日本オリンピック委員会が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関する措置を講ずるに当たっては、財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡に努めるものとする。

第十八条の次に次の一条を加える。

(プロスポーツの選手の競技技術の活用)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、スポーツの振興のための措置を講ずるに当たっては、プ

ロスポーツの選手の高度な競技技術が我が国におけるスポーツに関する競技水準の向上及びスポーツの普及に重要な役割を果たしていることにかんがみ、その活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

スポーツ振興法の一部を改正する法律案

(第百四十回国会衆議院第二三三号、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

一 本案は、最近におけるスポーツに関する情勢の変化等にかんがみ、スポーツの振興のための措置を一層適切に講ずるため、国と財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡並びに国及び地方公共団体によるプロスポーツ選手の競技技術の活用への適切な配慮について定めることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 スポーツの水準の向上のための措置

2 国は、スポーツの水準の向上のための措置のうち、財団法人日本オリンピック委員会が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関する措置を講ずるに当たっては、財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡に努めるものとする。

2 プロスポーツ選手の競技技術の活用

国及び地方公共団体は、スポーツの振興のための措置を講ずるに当たっては、プロスポーツの選手の高度な競技技術の活用につい

て適切な配慮をするよう努めなければならないものとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、スポーツの振興に寄与するため、妥当なもの認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十年五月八日

文教委員長 高橋 一郎  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

スポーツ振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、スポーツが心身の健全な発達と、明るく豊かな社会の形成に寄与するものであることにかんがみ、スポーツ振興投票の実施等に当たっては、その適正な運営に万全を期すとともに、次の事項について特段に配慮すべきである。

一 スポーツ振興のための予算措置について今後ともその充実を図るとともに、各省庁にまたがるスポーツ関係予算の有機的連携に努めること。

二 スポーツ振興のための適切な施策を講ずるため、スポーツ振興法第四条に規定するスポーツの振興に関する基本的計画を策定するよう検討すること。

平成十年五月十二日 衆議院會議録第三十七号

スポーツ振興法の一部を改正する法律案及び同報告書 保護司法の一部を改正する法律案及び同報告書

四六

三 スポーツ振興投票券の発売に当たっては、十九歳未満の者に対する購入等の禁止が徹底されるよう販売場所、販売方法等について青少年が入手し難い方策を講じるなど適切な配慮をすること。

四 スポーツ振興投票の収益の配分に当たっては、スポーツ指導者の養成など人材養成に配慮するとともに、国民が自主的、自発的に行うスポーツ活動の振興のために地域のスポーツクラブなど民間スポーツ団体の果たす役割の重要性に十分留意すること。

また、地方公共団体等においても、スポーツ振興投票の収益を活用し、スポーツ指導員の養成や地域スポーツクラブ等の育成が促進されるように十分配慮すること。

五 本法における贈賄罪の規定の趣旨は、スポーツ振興投票の公正な運営を確保するため、不当な行為等の対価としての賄賂の收受を防止しようとするものであることにかんがみ、その適用については、厳正を期すとともに、サポーター等の選手に対する応援の関係を損なうことがないように留意すること。

六 障害のある人のニーズに対応したスポーツ環境の充実のため、関係各省庁の連携を十分図るとともに、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっても十分に配慮すること。

七 保健体育審議会の委員の選任について本委員会に報告するなど、スポーツ振興投票制度の運営全般にわたって公正及び透明性を十分確保すること。

八 文部大臣が、法第三十一条第二項に規定する

停止命令を判断する上で、児童・生徒等に係る十分な調査、状況把握をするための態勢を早急に整備すること。

保護司法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。  
平成十年四月十七日  
参議院議長 斎藤 十朗  
衆議院議長 伊藤 一郎殿

保護司法の一部を改正する法律

保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(職務の遂行)

第八条の二 保護司法は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司法の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

一 犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動

二 犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力

三 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力

四 その他犯罪をした者の改善及び更生を助け

又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの  
第十四条の見出しを「(省令への委任)」に改め、同条を第十八条とする。

第十三条中「保護司法」の下に、「保護司法及び保護司法連合会」を加え、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の協力)

第十七条 地方公共団体は、保護司法、保護司法及び保護司法連合会の活動が、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる保護司法、保護司法及び保護司法連合会の活動に対して必要な協力をすることができ、第十二条の次に次の三条を加える。

(保護司法)

第十三条 保護司法は、その置かれた保護区ごとに保護司法会を組織する。

2 保護司法は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 第八条の二に規定する計画の策定その他保護司法の職務に関する連絡及び調整

二 保護司法の職務に関し必要な資料及び情報の収集

三 保護司法の職務に関する研究及び意見の発表

四 その他保護司法の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(保護司法連合会)

連合会を組織する。ただし、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

2 保護司法連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 保護司法の職務に関する連絡及び調整

二 保護司法の職務に関し必要な資料及び情報の収集

三 保護司法の職務に関する研究及び意見の発表

四 その他保護司法の職務又は保護司法の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(保護司法等) に関し必要な事項の省令への委任

第十五条 この法律に定めるもののほか、保護司法及び保護司法連合会に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(犯罪者更生法の一部改正)

2 犯罪者更生法(昭和二十四年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「受けて」の下に、「同法の定めるところに従い」を加える。

保護司法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書  
議案の目的及び要旨  
本案は、保護司法制度の充実強化を図るため、

保護司の職務の遂行に関する規定を整備するとともに、保護司組織を法定化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、当該保護観察所の所掌に属する一定の事務に従事するものとする。

2 保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織するものとし、保護司会は、原則として都道府県ごとに保護司会連合会を組織するものとする。

3 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができ、そのものとする。

4 この法律は、平成十一年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するとともに、保護司組織を法定化する等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十年五月八日

法務委員長 笹川 堯

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

行政改革基本法案  
右の議案を提出する。  
平成十年五月七日

提出者

伊藤 英成 枝野 幸男

伊藤 忠治 北脇 保之

賛成者

池田 元久外二十四名

行政改革基本法

(目的)

第一条 この法律は、行政改革について、基本理念及び国の責務を明らかにするとともに、行政改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに国会に行政改革調査会を置くものとする。並びに、行政改革を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(行政改革に関する基本理念)

第二条 行政改革は、行政の公正の確保と透明性の向上並びにその簡素化及び効率化を旨とし、住民参加を真に実現するための地方分権の推進、市場原理及び市民の自立的な活動を尊重して行う国の規制の撤廃等による国の役割の限定等により、戦後の我が国の社会経済構造の転換を促し、もってより自由かつ公正で国民が安心して暮らすことのできる社会の形成に資することを基本として行われるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、行政改革を推進する責務を有する。

(地方分権の推進)

第四条 国と地方公共団体との役割分担について

は、地方分権を推進する観点から国の役割を限定することとし、これを踏まえ、国の行う事務は、次に掲げるものとする。

一 国際社会における国家としての存立にかかわる事務

二 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務

三 全国的な規模で又は全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施に関する事務

2 地方公共団体は、地方自治の本旨に基づいて、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うものとする。

3 国は、前二項に定める国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するものとする。

4 国は、地方公共団体に対する関与を原則として行わないものとし、これを行う場合にあっては、法律で定める明確な基準に適合し、かつ、その定める手続によらなければならないものとする。

5 国は、地方公共団体の事務の自主的かつ自立的な執行を図るため、国と地方公共団体がそれぞれ事務を行うために要する経費の割合に見合うよう、地方税財源を確保するために必要な税制上その他の措置を講ずるものとする。

(国の規制の撤廃等)

第五条 国は、市場原理にゆだねることができる場合における経済活動に対する規制については、廃止するものとする。

2 前項に規定する規制以外の規制については、

その目的に照らして必要最小限のものとするとともに、当該規制の必要性を不断に見直すため、当該規制に関する法律には、原則として有効期限を付するものとする。

(国と民間とが分担すべき役割の見直し)

第六条 国は、国と民間とが分担すべき役割について、民間事業への転換、民間への事務の移譲その他民間の能力及び人材の活用等による国の事務の減量、効率化等を図る観点から見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(市民活動の促進)

第七条 国は、市民の自立的な活動の一層の促進を図る観点から、営利を目的としない団体一般に対し法人格を付与する制度の創設について総合的に検討を加え、その結果に基づき必要な税制上の措置を含む法制上の措置を講ずるものとする。

(公共事業の見直し)

第八条 国は、次に掲げる方針に従い、公共事業の見直しのために必要な措置を講ずるものとする。

一 公共事業に関し、国が直接行うものは、全国的な政策及び計画の企画立案並びに全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業の実施に限定し、その他の事業については、地方公共団体にゆだねるものとする。

二 次に掲げるところにより、公共事業の決定過程の透明化及び評価の適正化を図ること。  
イ 社会資本の整備に関する計画等において主要な事業の実施場所等その具体的内容を

できる限り明らかにすること及び事業の実施の前後において、それぞれ、できる限り客観的な費用効果分析を行い、その結果を公表すること。

ロ イに掲げる計画等は、国会の承認を受けなければならないものとする。

(内閣機能の強化)

第九条 内閣総理大臣その他の國務大臣に対する補佐体制の充実を図るため、別に法律で定めるところにより、各省に副大臣三人及び政務補佐官五人以内を、法律で國務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁に副長官二人及び政務補佐官五人以内を置くとともに、内閣に、副大臣及び副長官をもって構成し、国政上の重要事項について政府全体を通ずる調整を行う副大臣等会議を置くものとする。

第十条 内閣官房は、基本的に内閣総理大臣により直接選任された者によって運営されるべきものとし、このため、行政組織の内外から人材を機動的に登用することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 内閣官房の組織については、内閣総理大臣の判断において、その時々の方針課題に応じ、柔軟かつ弾力的に編成することができるよう仕組むものとする。

(国の行政機関の見直し)

第十一条 国は、国の行政機関(その内部組織を含む。)について、地方分権の推進、国の規制の撤廃等の行政改革の進展の状況を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

(行政改革調査会)

第十二条 国会に、この法律に定める行政改革の

実施に必要な立法について検討を行い、案を示して両議院に勧告する機関として、別に法律で定めるところにより、各議院においてその議員の中からそれぞれ選挙された委員をもって構成する行政改革調査会を置くものとする。

2 行政改革調査会は、この法律の施行後二年以内に、前項の検討を終えたものから順次同項の勧告を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

行政改革について、基本理念及び国の責務を明らかにするとともに、行政改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに国会に行政改革調査会を置くことにより、国会の主導の下に、行政改革を総合的かつ効果的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政改革基本法案(伊藤英成君外三名提出)  
に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、行政改革について、基本理念及び国の責務を明らかにするとともに、行政改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに国会に行政改革調査会を置くものとする。ことにより、国会の主導の下に、行政改革を総合的かつ効果的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 行政改革は、行政の公正の確保と透明性の

向上並びにその簡素化及び効率化を旨とし、住民参加を真に実現するための地方分権の推進、市場原理及び市民の自立的な活動を尊重して行う国の規制の撤廃等による国の役割の限定等により、戦後の我が国の社会経済構造の転換を促し、もってより自由かつ公正で国民が安心して暮らすことのできる社会の形成に資することを基本として行われるものとし、国は、この基本理念にのっとり、行政改革を推進する責務を有すること。

2 国は、地方分権を推進する観点から国の役割を限定することとし、これを踏まえ、国際社会における国家としての存立にかかわる事務等を行うものとする。ことに、地方公共団体は地方自治の本旨に基づき、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うものとし、このため、国と地方公共団体それぞれの事務に要する経費の割合に見合う地方税財源の確保等の措置を講ずるものとする。

3 国は、市場原理にゆだねることができる経済活動に対する規制については廃止し、その他の規制については、その目的に照らして必要最小限のものとするとともに原則として有効期限を付するものとする。

4 国と民間が分担すべき役割を見直し、市民活動の促進のための措置を講ずるものとする。

5 公共事業に関し、国が直接行うものは、全国的な政策及び計画の企画立案等に限定し、その他は、地方公共団体にゆだねるものとする。

6 内閣総理大臣その他の國務大臣に対する補佐体制の充実を図るため、別に法律で定めるところにより、各省庁に副大臣又は副長官三人及び政務補佐官五人以内を置くとともに、内閣に、副大臣及び副長官をもって構成する副大臣等会議を置くものとする。

7 国は、地方分権の推進等の行政改革の進展状況を踏まえて、行政機関の見直しを行うものとする。

8 国会に、この法律に定める行政改革の実施に必要な立法について検討を行い、案を示して両議院に勧告する機関として、別に法律で定めるところにより、各議院においてその議員の中からそれぞれ選挙された委員をもって構成する行政改革調査会を置くものとする。

9 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の否決理由

本案は、行政改革について、基本理念及び国の責務を明らかにするとともに、行政改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに国会に行政改革調査会を置くものとする。ことにより、国会の主導の下に、行政改革を総合的かつ効果的に推進しようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決

した次第である。  
右報告する。

平成十年五月十一日

行政改革に関する  
特別委員長 高島 修  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

中央省庁等改革基本法案

右  
国会に提出する。

平成十年二月十七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

中央省庁等改革基本法

目次

|                                 |                              |
|---------------------------------|------------------------------|
| 第一章 総則(第一条 第五条)                 | 第二章 内閣機能の強化(第六条 第十四条)        |
| 第三章 国の行政機関の再編成(第十五条 第三十一条)      | 第四章 国の行政組織等の減量、効率化等          |
| 第一節 国の行政組織等の減量、効率化等の推進方針(第三十一条) | 第二節 現業の改革(第三十三条 第三十五条)       |
| 第三節 独立行政法人制度の創設等(第三十六条 第四十二条)   | 第四節 その他の見直し(第四十三条 第四十七条)     |
| 第五章 関連諸制度の改革との連携(第四十八条 第五十一条)   | 第六章 中央省庁等改革推進本部(第五十二条 第六十三条) |
| 附則                              |                              |

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、平成九年十二月三日に行われた行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり、行われる内閣機能の強化、国の行政機関の再編成並びに国の行政組織並びに事務及び事業の減量、効率化等の改革(以下「中央省庁等改革」という。)について、その基本的な理念及び方針その他の基本となる事項を定めるとともに、中央省庁等改革推進本部を設置すること等により、これを推進することを目的とする。  
(中央省庁等改革に関する基本理念)

第二条 中央省庁等改革は、内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、かつ、有効に遂行するにふさわしく、国の行政組織並びに事務及び事業の運営を簡素かつ効率的なものとするともに、その総合性、機動性及び透明性の向上を図り、これにより戦後の我が国の社会経済構造の転換を促し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。  
(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、中央省庁等改革を推進する責務を有する。  
(中央省庁等改革の基本方針)

第四条

政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中央省庁等改革を行うものとする。  
一 内閣が日本国憲法の定める國務を総理する任務を十全に果たすことができるようにするため、内閣の機能を強化し、内閣総理大臣の國政運営上の指導性をより明確なものとし、並びに内閣及び内閣総理大臣を補佐し、支援

する体制を整備すること。

二 国の行政が本来果たすべき機能を十全に發揮し、内外の主要な行政課題に的確かつ柔軟に対応し得るようにするため、次に掲げるところに従い、新たな省の編成を行うこと。  
イ 国の行政が担うべき主要な任務を基軸として、一の省ができる限り総合性及び包括性をもった行政機能を担うこと。  
ロ 基本的な政策目的又は価値体系の対立する行政機能は、できる限り異なる省が担うこと。

ハ 各省の行政機能及び権限は、できる限り均衡のとれたものとする。  
三 国の規制の撤廃又は緩和を進め、国と民間とが分担すべき役割を見直し、及び国と地方公共団体との役割分担の在り方に即した地方分権を推進し、これに伴い国の事務及び事業のうち民間又は地方公共団体にゆだねることが可能なものはできる限りこれらにゆだねること等により、国の行政組織並びに事務及び事業を減量し、その運営を効率化することにも、国が果たす役割を重点化すること。

四 国の行政機関における政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能を分離することを基本とし、それぞれの機能を高度化するとともに、組織上の分担体制を明らかにし、及びそれらに係る責任の所在を明確化すること。

この場合において、政策の企画立案に関する機能を担う組織とその実施に関する機能を担う組織との緊密な連携の確保を図ること。

五、国の行政機関の間における政策についての

協議及び調整の活性化及び円滑化並びにその透明性の向上を図り、かつ、政府全体として総合的かつ一体的な行政運営を図ること。

六 国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策評価機能を強化するとともに、評価の結果が政策に適切に反映されるようにすること。

七 行政運営の透明性の向上を図るとともに、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるものとする。

八 国の行政機関(その内部組織を含む。)の編成に当たっては、内外の社会経済情勢の変化並びに行政需要及び政策課題の変化に柔軟かつ弾力的に対応し得る仕組みとすること。  
(新体制への移行目標時期)

第五条 政府は、中央省庁等改革の重要性にかんがみ、遅くともこの法律の施行後五年以内に、できれば平成十三年一月一日を目標として、中央省庁等改革による新たな体制への移行を開始するものとする。

第二章 内閣機能の強化

(内閣総理大臣の発議権)

第六条 内閣総理大臣が、内閣の首長として、国政に関する基本方針(対外政策及び安全保障政策の基本、行政及び財政運営の基本、経済全般の運営及び予算編成の基本)並びに行政機関の組織及び人事の基本方針のほか、個別の政策課題であつて国政上重要なものを含む。以下同じ。)について、閣議にかけることができることを法制上明らかにするものとする。  
(國務大臣の数)

第七条 内閣総理大臣以外の國務大臣について、

平成十年五月十二日 衆議院會議録第三十七号  
中央省庁等改革基本法案及び同報告書

複数省に關係する案件に關する総合調整等を担当する國務大臣が果たすべき役割にかんがみ、その総数を十五人から十七人程度とするよう必要な法制上の措置を講ずるものとする。

#### (内閣官房の基本的性格及び任務)

第八条 内閣官房は、内閣の補助機関であるとともに、内閣の首長としての内閣総理大臣の職務を直接に補佐する機能を担うものとする。

2 内閣官房は、内閣及び内閣総理大臣を補佐する機関として、閣議に係る事務等を処理するほか、国政に關する基本方針の企画立案、国政上の重要事項についての総合調整、情報の収集及び分析、危機管理並びに広報に關する機能を担うものとし、これらの機能を強化するため必要な措置を講ずるものとする。

3 内閣官房の任務に、国政に關する基本方針の企画立案を行うことが含まれることを法制上明らかにするものとする。

#### (内閣官房の組織の在り方)

第九条 内閣官房は、基本的に内閣総理大臣により直接選任された者によって運営されるべきものとし、このため、行政組織の内外から人材を機動的に登用することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 内閣官房の組織については、その時々々の政策課題に応じ、柔軟かつ弾力的な運営が可能な仕組みとするものとする。

3 内閣総理大臣の職務を直接に補佐する体制を整備するため、内閣総理大臣補佐官及び内閣総理大臣秘書官の定数の在り方を弾力的なものとすると、内閣官房の定数管理を柔軟なものとすることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

のとする。

#### (内閣府の基本的な性格及び任務)

第十条 内閣府は、内閣に、内閣総理大臣を長とする行政機関として置かれるものとし、内閣官房を助けて国政上重要な具体的事項に關する企画立案及び総合調整を行い、内閣総理大臣が担当することがふさわしい行政事務を処理し、並びに内閣総理大臣を主任の大臣とする外局を置く機関とするものとする。

2 内閣府の任務及び機能(外局に係るものを除く)は、おおむね次に掲げるものとする。

一 経済財政政策、総合科学技術政策、防災、男女共同参画その他の各省の事務に広範に關係する事項に關する企画立案及び総合調整  
二 皇室、榮典及び公公式制度に關する事務その他の内閣総理大臣が担当することがふさわしい事務の処理  
三 沖繩対策(企画立案及び総合調整のほか、沖縄振興開発計画に關する事務及びその關係予算の一括計上に係る事務を含む。以下同じ。)

四 北方対策  
五 消費者行政、物価行政及び市民活動を行う団体一般に關する行政  
六 青少年健全育成行政に關する総合調整

3 各省庁が所掌している消費者行政に關する事務については、できる限り内閣府に統合するものとする。  
4 官内庁は、内閣府に置くものとする。  
5 防衛庁及び国家公安委員会、内閣府に、その外局として置くものとし、國務大臣をこれらの長とするものとする。

6 金融庁は、内閣府に、その外局として置くものとし、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえ、金融監督庁を改組して編成するものとする。

一 国内金融に關する企画立案(第二十条第八号に定めるところにより財務省が担うものを除く)を担うこと。

二 金融については、基本的に市場の自主性及び自律性にゆだね、行政の関与は必要最小限のものに限ること。

三 金融監督庁が各省と共同で所掌している金融に關する検査及び監督の業務については、金融庁に一元化すること。

四 関係法律に基づく命令の立案に關する事務で金融監督庁と大蔵省等とが共同で所掌しているものについては、できる限り単独で所掌すること。

五 金融庁の地方組織の在り方について検討すること。

7 防衛施設庁は、防衛庁に、その外局として置くものとする。

8 内閣官房長官は、内閣府(防衛庁及び国家公安委員会を除く)の事務を統轄し、その職員の服務を統轄するものとする。  
(担当大臣)

第十一条 内閣府の任務のうち国政上重要な特定の事項に關する企画立案及び総合調整について、國務大臣に、これを担当させることができるものとする。この場合において、当該國務大臣に強力な調整のための権限を付与するとともに、併せて、当該國務大臣がその任務を円滑に遂行することができるようにするため、關係する

る国の行政機関の間における協議及び調整の仕組みを整備するものとする。

2 沖繩対策及び北方対策については、前項の國務大臣に担当させるものとする。

3 金融庁が所掌する事項については、第一項の國務大臣に担当させるものとする。

#### (内閣府の組織の在り方)

第十二条 内閣府の内部部局は、第十条第二項に規定する任務及び機能に係る事務を的確に処理できるよう組織するものとする。この場合において、沖繩対策については、その担当部局を設け、かつ、その任務及び機能を果たすため必要かつ十分な体制を整備するものとする。

2 内閣府の内部部局には、国政上重要な具体的事項に關する企画立案及び総合調整を行うため、必要に応じ、広く行政組織の内外から人材を登用するものとする。

3 内閣府に、経済財政政策、総合科学技術政策、防災及び男女共同参画に關し、國務大臣、学識経験を有する者等の合議により審議し、必要な意見を述べるための合議制の機関として、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議及び男女共同参画会議を置くものとし、その任務及び構成員は、別表第一のとおりとする。

4 金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に關する重要事項を審議するため、内閣府に、内閣総理大臣、財務大臣、前条第三項の担当大臣、金融庁長官、日本銀行總裁等によって構成される合議制の機関を置くものとする。

5 原子力委員会及び原子力安全委員会は、内閣府に置き、その機能を継続するものとする。

6 経済企画庁に置かれていた試験研究機関は、内閣府に移管し、内閣府の内部部局と連携して機能するようにするものとする。

7 沖縄総合事務局は、内閣府に置き、その機能を継続するものとする。

(国の行政機関の幹部職員の任免についての内閣承認)

第十三条 国の行政機関の事務次官、局長その他の幹部職員については、任命権者がその任免を行うに際し内閣の承認を要することとするため、措置を講ずるものとする。

(内閣機能の強化に関するその他の措置)

第十四条 政府は、第六条から前条までに規定するもののほか、第四條第一号の基本方針の趣旨にのっとり、内閣機能を強化するため、内閣及び内閣官房の運営の改善を図るものとする。

### 第三章 国の行政機関の再編成

(新たな省の名称等)

第十五条 第四條に規定する基本方針に従い新たに編成される省(以下「新たな省」という。)の名称、主要な任務及び主要な行政機能は、別表第二のとおりとするものとする。

(内部部局及び外局)

第十六条 内閣府及び新たな省(第四條第一号の委員会及び庁を含む。以下「府省」という。)の内部部局は、主として政策の企画立案に関する機能を担うものとする。

2 政府は、府省の内部部局の組織の編成に当たっては、その任務及び機能に即して、総合的かつ機能的な行政運営が可能となるようにする

とともに、状況に応じて所掌事務を分掌して機動的に遂行する職の活用を図るものとする。

3 政府は、府省の内部部局の組織の編成に当たっては、一の府省の内部部局として置かれる局の数を基本として十以下とすることを目標とするものとする。

4 外局として置かれる委員会及び庁は、次に掲げるものを除き、主として政策の実施に関する機能を担うものとする。

一 内閣府の外局として置かれる委員会及び庁であって、法律で、国務大臣をもってその長に充てることとされるもの

二 特段の必要があり、主として政策の企画立案に関する機能を担うため、内閣府又は新たな省の外局として置かれる庁

5 新たな省に、その外局として置かれる委員会及び庁は、別表第三のとおりとする。

6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁(以下この条において「実施庁」という。)について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの(当該府省の企画立案に関する事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。)を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。

二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標

を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

三 前二号の場合における府省の長の実施庁の業務についての監督は、前号に規定するものの範囲に限定することを基本とする。

四 実施庁の長において、その内部組織をより弾力的に編成することができるとする仕組みとすること。

7 政府は、第四條第二号の庁が政策の実施に関する事務を行う場合には、実施庁に準じて、その運営の効率化を図るものとする。

(総務省の編成方針)

第十七条 総務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 人事管理機能について、国家公務員制度に関する企画立案並びに内閣官房が策定する人事運用の基本方針を踏まえた政府全体を通ずる人事管理の方針、計画等に関する企画立案及び総合調整、各行政機関における人事管理施策の統一その他中央人事行政機関としての内閣総理大臣を補佐する機能を担うこと。

二 行政の評価及び監視の機能について、府省の関係部門との連携、客観的かつ公正な評価方法の確立、評価の迅速化、評価結果の公開及び府省の政策への反映、調査対象の拡充及び権限の明確化等その充実を図るとともに、当該機能を公共事業における費用効果分析の仕組みの確立及び実効性の確保のために活用すること。

三 統計行政について、次に掲げるところによること。

イ 統計について、政府全体を通ずる調整を

行い、府省の行う統計行政の重複を是正するほか、それぞれの調査結果の共有化を推進すること。

ロ 府省が行う大規模統計で全数調査として行われるものについて、分野ごとの専門性を踏まえ、その実施について必要な一元化を行うこと。

ハ 統計事務について、できる限り民間への委託を進めること。

四 国の地方自治に関する行政機能の在り方については、地方自治が国の基本的な制度であり、かつ、地方自治を維持し、及び確立することが国の重要な役割であることを踏まえるとともに、地方分権の推進に伴い国の地方に対する機能を縮小することを基本とし、地方分権の推進の状況を勘案しつつ、中期的な観点にも立って、各省の関連する行政の見直しと併せて、次に掲げるところにより、国の地方公共団体に対する関与を必要最小限のものとするよう、その見直しを行うこと。

イ 地方公共団体の組織運営に関する事務については、基本的に地方公共団体の自主性を尊重しつつ、国は、広域行政制度その他の地方自治に関する制度の整備、国と地方公共団体との間の調整等地方自治に関する制度の企画立案及び管理を行う立場から必要な範囲のものをを行うこと。

ロ 自治省から引き継ぐ地域振興に関する事務については、地方公共団体の創意工夫を尊重した政策の企画立案を行うことを基本とする。

ハ 地方公共団体の歳入及び歳出に関する個

別の関与については、財政収支が著しく不均衡な状況にある団体等に関するものを除き、地方公共団体の自主性を尊重したものとすること。

二 地方税制について、地方公共団体の課税権の自主性を尊重したものとすること。

ホ 地方公共団体間の財政の調整については、財源の均衡化を図り、行政の標準的な水準を確保するという本来の目的に照らして必要な範囲に限定し、その算定事務について一層の簡素化及び透明化を進めること。

五 消防行政について、次に掲げるところによること。

イ 消防制度の企画立案及び全国的見地から広域的に対応する必要がある事務にその機能を集中させること。

ロ 個別の地方公共団体に対する関与及び補助については、真に必要な範囲にとどめること。

ハ 検査、検定その他の安全の確保のための規制については、その目的に照らして必要最小限のものとすほか、民間の能力の活用を進めること。

六 電気通信行政及び放送行政については、当該行政に係る郵政省の機能を通商産業省との分担を要しない引き継ぐとともに、当該行政を担当する局を一局に再編して内部部局に置くこと。

七 郵政事業について、次に掲げるところによること。

イ 郵政事業に係る企画立案及び管理を所掌

する一局を内部部局に置くこと。

ロ 郵政事業の実施に関する機能を担う外局として置かれる郵政事業庁は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日（その日が郵政事業庁の設置の日から起算して二年を経過する日より前である場合は、同日）の属する年において、第三十三条第一項に規定する国営の新たな公社に移行すること。

ハ 公正取引委員会については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の厳正な執行を確保することの重要性にかんがみ、その審査体制等の充実を図ること。

九 日本学術会議については、総務省に置くものとするが、総合科学技術会議において、その在り方を検討すること。

（法務省の編成方針）  
第十八条 法務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 人権擁護行政について、その充実強化を図ること。

二 司法機能の充実強化の方策について更に検討するとともに、関係機関に対し必要な協力を行うこと。

三 行政審判機能の充実強化の方策及びこれを担う組織の在り方についての検討の支援を行うこと。

四 公安調査庁について、内外における諸情勢の変化に対応し、組織の減量を図るとともに、相当数の人員を在外における情報収集活動の強化及び内閣における情報の収集、分析

等の機能の充実のために充てるものとするほか、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に基づく破壊的団体の規制の実効性を確保するなど、同庁の機能を見直すこと。

五 出入国管理機関について、税関、検疫機関及び動植物検疫機関との密接な連携を確保すること。

（外務省の編成方針）

第十九条 外務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 総合的な外交政策の策定に関する機能を充実強化すること。

二 情報の収集、分析及び報告に関する機能を充実強化すること。

三 国際社会に広く影響を及ぼす国際約束等の策定に主体的に参画すること。

四 政府開発援助について、次に掲げるところによること。

イ 政府開発援助のより効果的かつ効率的な推進を図るとともに、その推進に当たって民間の人材を活用すること。

ロ 対象国に関する総合的な援助方針の策定その他の政府開発援助に関する全体的な企画及び有償資金協力に関する企画立案について、政府全体を通ずる調整の中核としての機能を担うこと。

ハ 海外経済協力基金と日本輸出入銀行の統合を踏まえ、海外経済協力基金に係る事務については外務省が中心となり関係省との関係を緊密化するとともに、日本輸出入銀行に係る事務については財務省が担当し外

務省等との関係を緊密化すること。

二 技術協力に関する企画立案について、政府全体を通ずる二元的な調整の中核としての機能を担うこと。ただし、留学生に係るものについては、教育科学技術省の主導性を確保すること。

ホ 技術協力については、国際協力事業団を中心として実施するものとし、関係府省は、同事業団と緊密な連携を確保しつつ、協力すること。

ヘ 国際機関を通じた協力については、大蔵省等との間の分担の在り方を基本として財務省等との間でこれを分担することとする。とともに、相互の連携を緊密化すること。

五 対外経済政策について、通商政策機能等を担う関係省との間において、人事交流その他の協力体制の充実及び役割分担の明確化を図ること。

六 国際文化交流について、教育科学技術省との連携を更に緊密化すること。

七 安全保障について、外交政策と防衛政策を始めとした関係府省の政策との密接な連携を確保することにより、総合的な安全保障政策の構築を図ること。

八 地域に関するよりきめ細かな外交政策を推進するため、これを担当する局を適切な分担に再編すること。

（財務省の編成方針）

第二十条 財務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 財政構造改革を推進すること。

二 財政投融資制度を抜本的に改革することとし、郵便貯金として受け入れた資金及び年金積立金(厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金をいう。)に係る資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条に基づく資金運用部への預託を廃止し、並びに資金調達について、既往の貸付けの継続にかかわる資金繰りに配慮しつつ、市場原理にのっとりたものとし、並びにその新たな機能にふさわしい仕組みを構築すること。

三 国際金融及び為替管理を担当する部門については、当面、財務省に置き、日本銀行の役割を含め、当該部門の在り方について検討し結論を得ること。

四 国と地方を通じた徴税の一元化については、地方自治との関係及び国と地方を通ずる税制の在り方を踏まえて更に検討すること。

五 徴税における中立性及び公正性の確保を図るため、税制の簡素化を進め、通達への依存を縮減するとともに、必要な通達は国民に分かりやすい形で公表すること。

六 税関について、出入国管理機関、検疫機関及び動植物検疫機関との密接な連携を確保すること。

七 財政投融資制度の改革及び国有財産管理事務の減量に伴い、これらを担当する局を整理する等内部組織を見直すこと。

八 金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案については、その範囲を明確に定めるとともに、これに配置する職員の数には、必要最小限のものとすること。

(経済産業省の編成方針)

第二十一条 経済産業省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 経済構造改革を推進すること。  
二 産業政策について、次に掲げるところによること。

イ 個別産業の振興又は産業間の所得再配分を行う施策から撤退し、又はこれを縮小し、市場原理を尊重した施策に移行すること。  
ロ 市場における経済取引に係る準則の策定及び整備、工業所有権等の保護、技術開発等の産業構造的な政策に重点化するとともに、円滑な産業構造の転換を推進すること。

三 通商政策及び貿易政策について、地域的又は多国間の枠組みによる新たな国際経済秩序の形成に積極的に貢献するとともに、産業に関する国際的な調整のための施策を展開すること。

四 中小企業政策について、中小企業の保護又はその団体の支援を行う行政を縮小し、地域の役割を強化するとともに、新規産業の創出のための環境の整備への重点化を図ること。

五 地域の経済及び産業を振興する施策について、地域の役割を強化し、国の関与を縮小すること。

六 エネルギー政策について、次に掲げるところによること。

イ 省エネルギー及び新エネルギーに関する施策に重点的に取り組むこと。  
ロ 事業者に対する需給調整のための規制を大幅に廃止し、又は緩和すること。

ハ 危機管理に係る政策及び環境政策との連携を強化すること。

二 原子力の開発及び利用に関し、適切な方向付けを行うこと。

七 技術開発について、国が政策的に行う必要がある重要なものへの重点化を図ること。

八 経済財政諮問会議における経済全般の運営の基本方針の審議に関し、産業政策、経済構造改革、民間経済の活力の維持及び強化を図る観点から必要な企画立案に参画すること。

九 情報通信に関する通商産業省の機能を郵政省との分担を変更しないで引き継ぐこと。  
十 独占禁止政策を中心とした競争政策については、引き続き公正取引委員会が担うものとし、経済産業省の所管としないこと。

十一 大規模プロジェクト等による技術開発について、主として学術研究及び科学技術に関するものは教育科学技術省が担うことを踏まえ、主として商業化及び実用化に向けたものを経済産業省が担うこと。

十二 原子力に関する技術開発について、学術研究及び科学技術に関するものは教育科学技術省が担うことを踏まえ、エネルギーとしての利用に係るものを経済産業省が担うこと。

十三 原子力のエネルギーとしての利用に係る安全の確保のための規制については、一次的には経済産業省が行い、二次的審査は、引き続き、原子力安全委員会が行うこと。

十四 産業政策の転換を踏まえ、個別産業の振興を担当する局を整理する等内部組織を見直すこと。

(国土交通省の編成方針)

第二十二条 国土交通省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 総合的な国土の形成に向けた体系的な取組を推進すること。  
二 社会資本の整備を総合的かつ効率的に推進すること。

三 施設の整備及び管理、運輸事業者による安全かつ効率的な輸送サービスの提供の確保その他の施策による総合的な交通体系の整備を行うこと。  
四 運輸事業について、需給調整のための規制の撤廃等を通じて市場原理にゆだねることを徹底し、行政の関与を大幅に縮小すること。

五 所管行政の全般にわたり、地方分権推進委員会の勧告を着実に実施するとともに、さらに、地方公共団体への権限の委譲、国の関与の縮減等を積極的に進めるほか、徹底した規制緩和、民間の能力の活用等を図ること。

六 運輸省及び建設省に置かれた公共事業に関する事務を行う地方支分部局であって、その管轄区域が一の都府県を超えるものは、一の都府県の区域を超える各地方を単位として統合し、これに、その管轄区域における国土交通省が所掌する公共事業の実施及び助成、地方計画に関する調査及び調整、施設の管理、災害の予防及び復旧その他の国土の整備及び管理に関する事務を主体的かつ一体的に処理させること。

七 北海道開発庁の任務及び行政機能を引き継ぐものとし、その関係予算は、国土交通省に

従前のとおり一括して計上し、北海道開発局は、同省に置くこと。この場合において、農

林水産省が所掌する事業については、従前のとおり、同省に所要の予算の移替え又は繰入れをするとともに、農林水産大臣のみが北海道開発局長を指揮監督すること。

八 第四十六条に定めるところによる公共事業の見直しを行うとともに、入札及び契約に係る制度の一層の改善を進めること。

九 航空交通管制に用いる機器の整備等について、民間の能力を活用すること。

十 気象庁が行う気象情報の提供は国が行う必要があるものに限定するとともに、気象業務を行う民間事業者に対する規制は必要最小限のものとし、また、気象測器に対する検定等の機能は民間の主体性にゆだねること。

十一 社会資本の総合的な整備計画については、経済財政諮問会議の議を経るものとする

十二 交通安全行政について、関係府省の間における調整の中核としての機能を担うこと。

十三 船員労働行政を担うこと。

十四 小笠原総合事務所は、国土交通省に置き、その機能を継続すること。

(農林水産省の編成方針)

第二十三条 農林水産省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 食料の安定供給の確保の観点から、国、地方公共団体及び生産者の役割について、その

分担の明確化を図ること。

二 農業生産、流通加工、農村及び中山間地域対策等における地方公共団体の役割について、その拡大及び地方分権の徹底を図ること。

三 消費者及び原料需要者の視点を重視すること。

四 生産性の高い農業を実現するための農業構造の改善を推進すること。

五 自由で効率的な農業経営の展開を可能とするための施策を推進するとともに、これに併せて生産者の所得を補償する政策への転換について検討すること。

六 国土及び環境の保全、景観の保全等の農林水産業のもつ多面的機能の位置付けを明確化すること。

七 第四十六条に定めるところによる公共事業の見直しを行うこと。

八 統計調査の実施において、地方公共団体及び民間の能力の大幅な活用を図ること。

九 森林行政について、環境行政との緊密な連携を確保すること。

十 食品行政について、労働福祉省との間の責任の分担を明確化するとともに、同省との緊密な連携を確保すること。

十一 農業構造の改善に係る公共事業については、真に食料の安定供給の確保に資するものに限り、必要やむを得ず整備するものについては、国土交通省との相互協議を通じ、同省が所掌する公共事業との整合的な実施を図ること。

十二 農村及び中山間地域等の振興について、

第二十八条に規定する政策調整のための制度の活用等により、他の府省の行政との総合性を確保すること。

十三 動物検疫機関について、出入国管理機関、税関及び検疫機関との密接な連携を確保すること。

(環境省の編成方針)

第二十四条 環境省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 地球温暖化の防止等の環境行政における国際的な取組に係る機能及び体制を強化すること。

二 関係行政との間の調整及び連携の強化等を通じた環境行政の総合的展開を図ること。

三 大気、水質及び土壌の汚染規制、騒音規制等の公害を防止するための規制、環境の保全のための監視及び測定、公害に係る健康被害の補償等のための措置、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)に規定する廃棄物をいう。)に係る対策、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)による規制(貿易管理に関するものを除く)、野生動物植物の種の保存並びにその他専ら環境の保全を目的とする制度並びに事務及び事業については、環境省に一元化すること。

四 化学物質の審査及び製造の規制、公害防止のための施設及び設備の整備、工場立地の規制、海洋汚染の防止、下水道等による排水の処理、環境中の放射性物質に関する監視及び測定、資源の循環的再利用の促進、オゾン層の保護、温室効果ガスの排出の抑制、森林及び

緑地の保全、河川及び湖沼の保全、環境影響評価その他その目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる制度並びに事務及び事業については、環境省が環境の保全の観点から、基準、指針、方針、計画等の策定、規制等の機能を有し、これを発揮することにより、関係府省と共同で所掌すること。

五 他の府省が所掌する事務及び事業について、環境の保全の見地から必要な勧告等を行うこと。

六 総合科学技術会議と密接に連携するとともに、第二十八条に規定する政策調整のための制度を積極的に活用することにより、環境行政における横断的な調整機能を十全に発揮すること。

(労働福祉省の編成方針)

第二十五条 労働福祉省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 社会保障制度の構造改革を推進すること。

二 少子高齢化等の社会の変化及び男女共同参画社会の形成に対応した労働政策と社会保障政策との統合及び連携の強化を推進すること。

三 社会福祉、保健、雇用等における地域の役割について、その強化を図ること。

四 労働関係の変化に対応し、その調整に係る行政を見直し、縮小すること。

五 公的年金制度の一元化を推進すること。

六 少子高齢社会への総合的な対応について、関係府省の間における調整の中核としての機能を担うこと。

七 医薬品についての安全性等の審査及び製造等の承認について、その透明性、客観性及び中立性を一層高めるため、体制の見直しを行うこと。

八 健康保険(政府が保険者であるものに限る。)、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険に係る徴収事務の一元化を図ること。

九 福祉サービスの分野において、民間の能力の活用及び利用者による選択の拡大を図ること。

十 職業紹介事業等に対する規制を緩和することにより、労働市場を通じた需給調整の機能の発揮を促進すること。

十一 農林行政、公衆衛生行政、食品衛生行政及び水道行政は、労働福祉省が担うこと。

十二 保育所及び幼稚園について、教育科学技術省と連携してこれらの施設及び運営の総合性を確保すること。

十三 検疫機関について、出入国管理機関、税関及び動植物検疫機関との密接な連携を確保すること。

(教育科学技術省の編成方針)

第二十六条 教育科学技術省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 豊かな人間性の育成、教育制度の革新等を目指した教育改革を推進すること。

二 学術及び科学技術行政に関し、明確な目標の下に総合的、積極的かつ計画的な取組を強化するとともに、学術及び科学技術研究の調和及び総合性の確保を図ること。

三 総合科学技術会議の議により策定される科学技術に関する基本方針を踏まえ、研究開発に関する具体的な計画を策定し、その推進を図るとともに、これに基づく関係府省の間の調整を行うこと。

四 国立大学の組織、運営体制等の改革その他高等教育の改革を行うこと。

五 個性に応じた教育の多様化、地方の自主性の尊重等の観点から、初等中等教育行政の改革を行うこと。

六 生涯学習行政を推進すること。

七 文化行政の機能の充実を図ること。

八 国際文化交流については、外務省との連携を更に緊密化し、文化庁がより重要な役割を果たすこと。

九 大規模プロジェクト等による技術開発について、主として商業化及び実用化に向けたものは経済産業省が担うことを踏まえ、主として学術研究及び科学技術に関するものを教育科学技術省が担うこと。

十 原子力に関する技術開発について、エネルギーとしての利用に関係するものは経済産業省が担うことを踏まえ、学術研究及び科学技術に関するものを教育科学技術省が担うこと。

十一 幼稚園及び保育所について、労働福祉省と連携してこれらの施設及び運営の総合性を確保すること。

十二 青少年健全育成行政に関する総務庁の事務のうち、内閣府に移管する総合調整に関する事務以外の事務は、教育科学技術省が担うこと。

(総務府及び総務庁の所掌事務の帰属)

第二十七条 総務府及び総務庁が所掌している事務(第十条、第十五条及び第十七条から前条までの規定においてその帰属が明らかにされているものを除く。)については、その必要性について見直した上、内閣官房、内閣府又は総務省の事務とするにふさわしいものを除き、その事務の内容に最も関連の深い総務省以外の新たな省に担わせるものとする。

(府省間の政策調整等)

第二十八条 政府は、第四条第五号の基本方針に従い、次に掲げるところにより、府省間における政策についての協議及び調整(内閣府が行う総合調整を除く。以下この条において「政策調整」という。)のための制度を整備するものとする。

一 府省は、その任務の達成に必要な範囲において、他の府省が所掌する政策について、提言、協議及び調整を行い得る仕組みとする。

二 内閣官房は、必要に応じ、調整の中核となる府省を指定して政策調整を行わせること等により、総合調整を行うこと。

三 関係府省の間において迅速かつ実質的な政策調整を行うための会議を機動的に開催する仕組みの活用を図ること。

四 政策調整の過程について、できる限り透明性の向上を図ること。

(政策評価等)

第二十九条 政府は、第四条第六号の基本方針に従い、次に掲げるところにより、政策評価機能の充実強化を図るための措置を講ずるものとする。

一 府省において、それぞれ、その政策について厳正かつ客観的な評価を行うための明確な位置付けを与えられた評価部門を確立すること。

二 政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、府省の枠を超えて政策評価を行う機能を強化すること。

三 政策評価に関する情報の公開を進めるとともに、政策の企画立案を行う部門が評価結果の政策への反映について国民に説明する責任を明確にすること。

(審議会等の整理及び合理化)

第三十条 政府は、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する合議制の機関をいう。以下この条において同じ。)について、次に掲げる方針に従い、整理及び合理化を進めるものとする。

一 活動の実績が乏しい審議会等及び設置の必要性が著しく低下している審議会等は、基本的に廃止すること。

二 政策の企画立案又は政策の実施の基準の作成に関する事項の審議を行う審議会等については、次に掲げるところによること。

イ 原則として廃止するものとし、設置を必要とする場合にあつては必要最小限のものに限り、かつ、総合的なものとする。

ロ イに掲げるところにより設置される審議会等のほかは、特段の必要性がある場合に限り、審議事項を具体的に限定した上で、可能な限り時限を付して、設置することができるとする。

三 その他不服審査等を行う審議会等については、その必要性を検討し、必要最小限のものに限ること。

四 審議会等の委員の構成及びその資格要件については、当該審議会等の設立の趣旨及び目的に照らし、適正に定めること。

五 会議又は議事録は、公開することを原則とし、運営の透明性を確保すること。

(特別の機関)

第三十一条 政府は、国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関に関し、府省の編成に併せ、その目的、機能、組織の態様等を個別に検討し、各機関の必要性及び在り方について、その性格に応じた見直しを行うものとする。

第四章 国の行政組織等の減量、効率化等  
第一節 国の行政組織等の減量、効率化等の推進方針

(国の行政組織等の減量、効率化等の推進方針)  
第三十二条 政府は、次に掲げる方針に従い、国の行政組織並びに事務及び事業の減量、その運営の効率化並びに国が果たす役割の重点化(第五十三条第三号において「国の行政組織等の減量、効率化等」という。)を積極的かつ計画的に推進し、その具体化のための措置を講ずるものとする。

一 国の事務及び事業の見直しを行い、国の事務及び事業とする必要性が失われ、又は減少しているものについては、民間事業への転換、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を進めること。

二 前号の見直しの結果、民間事業への転換、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止

を行わないこととされた事務及び事業のうち、政策の実施に係るものについては、第三十六條に規定する独立行政法人の活用等を進め、その自律的及び効率的な運営を図ること。

三 国の事務及び事業であっても、国が自ら実施する必要性に乏しく、民間に委託して実施する方が効率的であるものについては、民間への委託を進めること。

四 国の規制の撤廃又は緩和、国の補助金等(財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第九号)第三十四条に規定する補助金等)をいう。以下同じ。)の削減又は合理化その他行政の在り方を見直しを進め、民間及び地方公共団体に対する国の関与の縮減を図ること。

第二節 現業の改革

(郵政事業)

第三十三条 政府は、次に掲げる方針に従い、総務省に置かれる郵政事業庁の所掌に係る事務を一体的に遂行する国営の新たな公社(以下「郵政公社」という。)を設立するために必要な措置を講ずるものとする。

一 郵政公社は、第十七条第七号ロに定めるところによる移行の時に、法律により直接に設立されるものとする。

二 郵政公社の経営については、独立採算制の下、自律的かつ弾力的な経営を可能とすること。

三 主務大臣による監督については、法令で定めるものに限定するものとする。

四 予算及び決算は、企業会計原則に基づき処理するものとし、その予算について毎年度の国会の議決を要しないものとするほか、繰越し、移用、流用、剰余金の留保を可能とするなどその統制を必要最小限のものとする。

五 経営に関する具体的な目標の設定、中期経営計画の策定及びこれに基づく業績評価を実施するものとする。

六 前各号に掲げる措置により民営化等の見直しは行わないものとする。

七 財務、業務及び組織の状況、経営目標、業績評価の結果その他経営内容に関する情報の公開を徹底するものとする。

八 職員については、郵政公社を設立する法律において国家公務員としての身分を特別に付与し、その地位については、次に掲げるところを基本とするものとする。

イ 団結する権利及び団体交渉を行う権利を有するものとし、争議行為をしてはならないものとする。

ロ 一般職の国家公務員と同様の身分保障を行うこと。

ハ 職員の定員については、行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)及び同法に基づく政令による管理の対象としないこと。

二 政府は、資金運用部資金法第二条第一項に基づく資金運用部への預託を廃止し、当該資金の全額を自主運用とすることについて必要な措置を講ずるものとする。

三 政府は、郵便事業への民間事業者の参入について、その具体的条件の検討に入るものとする。

四 政府は、郵便貯金への預入及び簡易生命保険への加入の勧奨を奨励する手当について、郵政公社の設立に併せて検討するものとする。

(国有林野事業)

第三十四条 政府は、国有林野事業に関し、次に掲げる改革を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 森林の有する公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換、民間事業者への業務の委託の推進等による国有林野事業の業務運営の適正化

二 その職員数を業務に応じた必要最小限のものとするともに、簡素かつ効率的な組織に再編することによる国有林野事業の実施体制の効率化

三 特定の債務を一般会計に帰属させること等による国有林野事業の財務の健全化

(造幣事業及び印刷事業)

第三十五条 政府は、造幣事業及び印刷事業について、その経営形態の在り方を検討するものとする。

第三節 独立行政法人制度の創設等

(独立行政法人)

第三十六条 政府は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要があるが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律

性、自発性及び透明性を備えた法人(以下「独立行政法人」という。)の制度を設けるものとする。

(法令による規律)

第三十七条 政府は、独立行政法人について、その運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定める法令を整備するものとする。

2 それぞれの独立行政法人の目的及び業務の範囲は、当該独立行政法人を設立する法令において明確に定めるものとする。

3 それぞれの独立行政法人を所管する大臣(次条において「所管大臣」という。)が独立行政法人に対し監督その他の関与を行うことができる事項は、法令において定めるものに限るものとする。

(運営の基本)

第三十八条 独立行政法人の運営に係る制度の基本は、次に掲げるものとする。

一 所管大臣は、三年以上五年以下の期間を定め、当該期間において当該独立行政法人が達成すべき業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス等の質の向上、財務内容の改善その他の業務運営に関する目標(次号において「中期目標」という。)を設定するものとする。

二 独立行政法人は、中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)及び中期計画の期間中の各事業年度の業務運営に関する計画(第七号において「年度計画」という。)を策定し、実施するものとする。

三 独立行政法人の会計は、原則として企業会

計原則によるものとともに、各事業年度において生じた損益計算上の利益は、これを積み立て、法令の定めるところにより、中期計画に定められた使途の範囲内において使用することができるものとする等弾力的かつ効率的な財務運営を行うことができる仕組みとする。

四 国は、独立行政法人に対し、運営費の交付その他の所要の財源措置を行うものとする。

五 独立行政法人の業務については、その実績に関する評価の結果に基づき、業務運営の改善等所要の措置を講ずるものとする。

六 独立行政法人の職員の給与その他の処遇については、当該職員の業績及び当該独立行政法人の業務の実績が反映されるものとする。

七 独立行政法人は、各事業年度において、業務の概要、財務内容、中期計画及び年度計画、業務の実績及びこれに関する評価の結果、人員及び人件費の効率化に関する目標その他の組織及び業務に関する所要の事項を公表するものとする。

八 所管大臣は、中期計画の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

(評価委員会)

第三十九条 独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客

観的かつ中立公正に行われるようにするため、府省に、当該評価の基準の作成及びこれに基づく評価等を行うための委員会を置くとともに、総務省に、府省に置かれる委員会の実施した評価の結果に関する意見の表明、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃の勧告等を行う委員会を置くものとする。

(職員の身分等)

第四十条 独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して必要と認められるものについては、法令により、その職員に国家公務員の身分を与えるものとし、その地位等については、次に掲げるものを基本とするものとする。

一 団結する権利及び団体交渉を行う権利(労働協約を締結する権利を含む。)を有するものとし、争議行為をしてはならないものとする。

二 法令に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることがないものとする。

三 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項は、独立行政法人が中期計画に照らして適正に決定するものとし、団体交渉並びに中央労働委員会のあつせん、調停及び仲裁の対象とするものとする。

四 定員については、行政機関の職員の定員に関する法律その他の法令に基づく管理の対象としないものとともに、職員の数については、毎年、政府が国会に対して報告する

ものとする。

(労働関係への配慮)

第四十一条 政府は、それぞれの独立行政法人に行わせる業務及びその職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮するものとする。

(特殊法人の整理及び合理化)

第四十二条 政府は、特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。第五十九条第一項において「特殊法人」という。)について、中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、その整理及び合理化を進めるものとする。

第四節 その他の見直し

(施設等機関等)

第四十三条 政府は、施設等機関について、国として必要なもの以外のものについては、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を推進するほか、その必要性が認められるものについても、府省の編成に併せてその統合を推進するとともに、各施設等機関の性格に応じて独立行政法人への移行を検討するものとする。

2 政府は、国立大学が教育研究の質的向上、大学の個性の伸長、産業界及び地域社会との有機的連携の確保、教育研究の国際競争力の向上その他の改革に積極的かつ自主的に取り組むことが必要とされることにかんがみ、その教育研究についての適正な評価体制及び大学との情報の公開の充実を推進するとともに、外部との交流の促進その他人事、会計及び財務の柔

軟性の向上、大学の運営における権限及び責任の明確化並びに事務組織の簡素化、合理化及び専門化を図る等の観点から、その組織及び運営体制の整備等必要な改革を推進するものとする。

3 政府は、国立病院及び国立療養所に関し、国の医療政策として行うこととされてきた医療について、真に国として担うべきものに特化することとし、かかる機能を担う機関以外の機関の民間若しくは地方公共団体への移譲、統合又は廃止を推進すること等により、その再編成を一層促進するとともに、国として担うべき医療を行う機関の間の緊密な連携を阻害しないよう留意しつつ、高度かつ専門的な医療センター、ハセン療養所等特に必要があるものを除き、独立行政法人に移行すべく具体的な検討を行うものとする。

4 政府は、国の試験研究機関について、府省の編成に対応して、次に掲げるところにより、その見直しを行うものとする。

一 その業務を国として本来担うべき機能にふさわしいものとし、その規模を適切なものとするとともに、その組織及び人員の効率化及び重点化を推進すること。

二 類似の研究を行っている機関、必要以上に細分化されている小規模な機関、地域別又は業種別の機関等その機能の見直しが求められる機関については、原則として廃止又は統合を行い、国として総合的に取り組む必要がある重要な研究分野及び広範な行政目的に關係する横断的な研究分野を担う中核的な機関を育成すること。

三 その活動の自律性、柔軟性及び競争性を高めることを基本とし、その管理運営の仕組みの改善及び評価体制の確立を図るとともに、政策研究等の国が直接に実施する必要のある業務を行う機関以外の機関は、原則として独立行政法人に移行すべく具体的な検討を行うこと。

5 政府は、検査検定機関について、その事業の必要性を厳しく見直し、民間への移譲及び廃止を推進するとともに、府省の編成に併せてその統合を推進するものとする。この場合において、事業の性質に応じて独立行政法人への移行を検討するとともに、国の事業として行うものについても、できる限り外部への委託を進め、その効率化を図るものとする。

6 政府は、文教研修施設(国立学校を除く)及び作業施設について、国の行政機関としての必要性を見直し、その結果に基づき、民間事業への転換をはじめ、民間若しくは地方公共団体への移譲若しくは廃止又は府省の編成に併せた統合を推進するほか、行政機関の職員のみを対象とする研修施設以外のものの独立行政法人への移行等により、その運営の効率化を図るものとする。

7 政府は、矯正収容施設について、その特性を考慮しつつ、可能な限り、その運営につき効率化及び質的向上を進めるものとする。

(国の規制及び補助金等の見直し)  
第四十四条 政府は、次に掲げる観点から、国の規制の見直しを行うものとする。

一 規制の在り方について、事前の規制から民間の自由な意思に基づく活動を重視したもの

に転換すること。

二 市場原理にゆだねることができる場合における経済活動に対する規制は廃止するとともに、その他の規制についてもその目的に照らして必要最小限のものとする。

三 国際的な整合性の確保を図ること。

四 手続を簡素化するとともに、規制の実施に係る事務について、民間の能力の活用等により、その効率化を進めること。

五 基準の明確化、その公表等により国民に説明する責任を明確化すること。

2 政府は、次に掲げる観点から、国の補助金等の見直しを行うものとする。

一 地方公共団体に対するものについては、地方分権推進委員会の勧告に沿って、その削減又は合理化を推進すること。

二 事業等の振興又は助成を図るためのものであって、長期間の継続によりその効果が乏しくなっているもの又は少額なものは、原則として廃止すること。

三 補助の効果を得る限り客観的に評価して公表する仕組みを整備すること。

(地方支分部局の整理及び合理化)  
第四十五条 政府は、次に掲げる方針に従い、地方支分部局の整理及び合理化のために必要な措置を講ずるものとする。

一 社会経済情勢の変化等を踏まえ、地方支分部局の事務及び事業の必要性を見直し、その再配置、統合及び廃止並びにその内部組織及び職員の定員の整理及び合理化その他必要な措置を講ずること。

二 府省の編成に併せ、一の府省に置かれ、その管轄区域が一の都府県の区域を超え又は道の区域である地方支分部局は、可能な限り、一の都府県の区域を超える各地方又は道の区域を単位として総合化すること。

三 府省の編成に併せ、一の府省に置かれ、その管轄区域が一の都府県の区域である地方支分部局は、管轄区域が当該都府県の区域を超える同種の事務及び事業を行う地方支分部局が存在しない場合には、可能な限り、当該都府県の区域を単位として総合化すること。

四 前二号の地方支分部局以外の地方支分部局は、可能な限り、整理すること。

五 各府省の地方支分部局がもつ地域の振興、施設の整備等に係る企画立案、調査、助言等を行う機能について、地方公共団体その他地域の必要に応じ、一の都府県の区域を超える各地方又は道の区域の単位ごとに調整する仕組みを整備すること。

六 地方支分部局が関与する許可、認可、補助金等の交付の決定その他の処分に係る手続について、できる限り、当該処分に係る府省の長の権限を当該地方支分部局の長に委任し、これらの手続が当該地方支分部局において完結するようにすること。

(公共事業の見直し)  
第四十六条 政府は、次に掲げる方針に従い、公共事業の見直しを行うものとする。

一 公共事業に関し、国が直接行うものは、全国的な政策及び計画の企画立案並びに全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業の実施に限定し、その他の事業について

は、地方公共団体にゆだねていくことを基本とする。

二 国が個別に補助金を交付する事業は、国の直轄事業に関連する事業、国家的な事業に関連する事業、先導的な施策に係る事業、短期間に集中的に施行する必要がある事業等特に必要があるものに限定し、その他の事業に対する助成については、できる限り、個別の補助金等に代えて、適切な目的を付した統合的な補助金を交付し、地方公共団体に裁量的に施行させること。

三 次に掲げるところにより、地方支分部局にその管轄区域内において実施される公共事業に関する国の事務を主体的かつ一体的に処理させること。

イ 事業の決定及び執行に関する府省の長の権限について、明確な法令の規定により、できる限り地方支分部局の長に委任すること。

ロ 府省の長は、イに規定する権限の委任を受けた地方支分部局の長がその判断で事業の決定及び執行を行うことができるよう、各地方支分部局ごとに所要の予算額を一括して配分すること。この場合において、併せて、各事業間及び各地方支分部局間における調整を円滑に行うための措置を講ずること。

四 国の直轄事業の実施を担当する組織については、その業務を事業計画の決定等に重点化し、その他の業務は施工監理を含め民間への委託を徹底すること等により、業務の効率化を図ること。

五 社会資本の整備に関する計画等において主要な事業の実施場所等その具体的内容をできる限り明らかにすること、及び事業の実施の前後において、それぞれ、できる限り客観的な費用効果分析を行い、その結果を公表することにより、公共事業の決定過程の透明化及び評価の適正化を図ること。

(国の行政組織の整理及び簡素化等)

第四十七条 政府は、国の事務及び事業の減量、その運営の効率化並びに府省の編成を推進することにより、次に掲げるところに従い、国の行政組織の整理及び簡素化並びに定員の削減を行うものとする。

一 府省の編成の時において、府省の内部部局として置かれる官房及び局の総数をできる限り九十に近い数とすること。

二 府省の編成の時において、府省、その外局及び国家公安委員会に置かれる庁の内部部局に置かれる課及びこれに準ずる室の総数に次号において「課等の総数」というものを千程度とする。

三 府省の編成以後の五年間において、課等の総数について、十分の一度の削減を行うことを目標とし、できる限り九百に近い数とするよう努めること。

四 府省の編成に併せ、行政機関の職員の定員に関する法律を改正するための措置を執るとともに、国の行政機関の職員（法律で定数が定められている特別職の職員及び国際平和協力隊の隊員を除く。）の定員について、十年間で少なくとも十分の一の削減を行うための新たな計画を策定した上、当該計画に沿った削減を進めつつ、郵政公社の設立及び独立行政法人への移行により、その一層の削減を行うこと。

減を進めつつ、郵政公社の設立及び独立行政法人への移行により、その一層の削減を行うこと。

第五章 関連諸制度の改革との連携

(国家公務員制度の改革)

第四十八条 政府は、中央省庁等改革が行政の組織及び運営を担う国家公務員に係る制度の改革を併せて推進することにより達成されるものであることにかんがみ、政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能との分離に対応した人事管理制度の構築、人材の一括管理のための仕組みの導入、内閣官房及び内閣府の人材確保のための仕組みの確立、多様な人材の確保及び能力、実績等に応じた処遇の徹底並びに退職管理の適正化について、早期に具体的成果を得るよう、引き続き検討を行うものとする。

(中央人事行政機関の機能の分担の見直しの基本方針等)

第四十九条 政府は、中央人事行政機関としての人事院及び内閣総理大臣の機能の分担の在り方について、所要の見直しを行うものとする。この場合において、人事院について、人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護のためにふさわしい機能に集中するとともにその実効的な遂行が確保されることの重要性に配慮しつつ、内閣総理大臣について、各行政機関が行う国家公務員等の人事管理に関する事務の統一保持上必要な機能を担うものとし、総合的かつ計画的な人事管理、国家公務員全体について整合性のとれた人事行政等を推進するため必要な総合調整機能の充実を図るものとする。

2 政府は、各任命権者の人事管理に関する責任

を明確化し、行政運営に即応した機動的かつ弾力的な人事管理を実現するとともに、人事行政を簡素化、効率化するため、所要の措置を講ずるものとする。

(行政情報の公開等)

第五十条 政府は、中央省庁等改革がその目指す目的を実現するためには行政機関の保有する情報の公開が欠くことのできないものであることにかんがみ、これを公開するための制度の確立及びその適切な運用の確保のため必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、政策形成に民意を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、重要な政策の立案に当たり、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、専門家、利害関係人その他広く国民の意見を求め、これを考慮してその決定を行う仕組みの活用及び整備を図るものとする。

3 政府は、国の規制の撤廃又は緩和に伴い、司法機能の充実強化の方策について更に検討するとともに、行政庁と私人の間又は私人相互間の紛争を解決するための行政審判の機能がより重要になることにかんがみ、その充実強化の方策及びこれを担う組織の在り方について、検討するものとする。

(地方分権等)

第五十一条 政府は、中央省庁等改革が地方分権の推進並びに地方公共団体における行政及び財政の改革と密接に関連するものであることにかんがみ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 地方公共団体に対し、自主的かつ主体的にその行政及び財政の改革を引き続き推進する

よう要請するとともに、必要な助言等の協力を行うこと。

二 地方分権の推進について、地方分権推進委員会の勧告を尊重して着実にこれを実施し、及び地方行政制度の改革について更に本格的な検討を進めること。

第六章 中央省庁等改革推進本部

第五十二条 中央省庁等改革推進本部の設置

の移行の推進に必要な中核的事務を集約的かつ一体的に処理するため、内閣に、中央省庁等改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。（所掌事務）

第五十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中央省庁等改革による新たな体制への移行の推進に関する総合調整に関すること。

二 内閣機能の強化、国の行政機関の再編成及び独立行政法人の制度の創設に関し必要な法律案及び政令案の立案に関すること。

三 国の行政組織等の減量、効率化等を推進するため必要な基本的計画の策定に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属せられた事務

（組織）

第五十四条 本部は、中央省庁等改革推進本部長、中央省庁等改革推進副本部長及び中央省庁等改革推進本部員をもって組織する。

（中央省庁等改革推進本部長）

第五十五条 本部長は、中央省庁等改革推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大

臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（中央省庁等改革推進副本部長）

第五十六条 本部に、中央省庁等改革推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（中央省庁等改革推進本部員）

第五十七条 本部に、中央省庁等改革推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

（幹事）

第五十八条 本部に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。

（資料の提出その他の協力）

第五十九条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があるとき、前項に規定する者以外

の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務局）

第六十条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、内閣審議官をもって充てる。

4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

（設置期限）

第六十一条 本部は、その設置の日から起算して三年を経過する日まで置かれるものとする。

（主任の大臣）

第六十二条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第六十三条 この法律に定めるもののほか、本部

に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（新たな省の名称についての検討）

2 新たな省の名称については、これを設置する法律案の立案までの間に、当該省が担う任務をより適切に表す名称となるよう検討を行うこと及びその結果に基づきこの法律において規定するものと異なるものとするを妨げない。

別表第一（第十二条関係）

| 名 称      | 任 務                                                                                                                                                                   | 構 成 員                                                            |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 経済財政諮問会議 | 一 経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針等経済財政政策に関する重要な事項について審議すること。<br>二 前号に掲げるもののほか、政府全体としての政策の一貫性及び整合性を確保するため、社会資本の総合的な整備計画その他の経済財政政策に關連する重要な事項について審議すること。                  | 一 内閣総理大臣<br>二 第十一條第一項の担当大臣その他関係する国務大臣<br>三 関係機関の長<br>四 学識経験を有する者 |
| 総合科学技術会議 | 一 人文科学、社会科学及び自然科学を総合した科学技術の総合的かつ計画的な推進に関する政策の基本、科学技術に関する予算、人材等の資源の配分の基本方針その他政府全体として取り組むべき科学技術政策に関する重要な事項について審議すること。<br>二 科学技術に関する国家的に重要なプロジェクト等について、政府全体の視点から評価を行うこと。 | 一 内閣総理大臣<br>二 第十一條第一項の担当大臣その他関係する国務大臣<br>三 関係機関の長<br>四 学識経験を有する者 |

別表第二(第十五条関係)

| 名 称      | 主 要 な 任 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 主 要 な 行 政 機 能                                                                                                |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務省      | 一 行政の基本的な制度の管理運営、地方自治制度の管理運営、電気通信・放送行政、郵政事業等<br>二 固有の行政目的の実現を任務とした特定の府省で行うことを適当としない特段の理由がある事務の遂行                                                                                                                                                                                                              | 行政の組織及び運営の管理、人事管理、行政評価・監視(行政監察)、地方行政・地方財政・地方税制、選挙、電気通信・放送行政、郵政事業、恩給行政、統計行政(他の府省に属するものを除く)、消防行政、独占禁止政策、公害等調整等 |
| 中央防災会議   | 一 防災に関する総合的な計画を策定し、及びその実施を推進すること。<br>二 防災に関する行政の内外の知見を集約し、災害発生時において、内閣官房の危機管理機能を助けること。<br>三 災害緊急事態の布告等に係る内閣総理大臣の判断を助けること。<br>四 総理府に置かれた中央防災会議が有しているその他の任務                                                                                                                                                     | 一 内閣総理大臣<br>二 第十一条第一項の担当大臣その他関係する閣務大臣<br>三 関係機関の長<br>四 学識経験を有する者                                             |
| 男女共同参画会議 | 一 男女共同参画に関する基本方針、総合的な計画等について審議すること。<br>二 政府の施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、関係大臣に必要な意見を述べること。<br>三 男女共同参画に関して講じられる施策の実施状況を調査し、及び監視すること。                                                                                                                                                                                  | 一 内閣官房長官<br>二 関係する閣務大臣<br>三 学識経験を有する者                                                                        |
| 備考       | 一 経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議及び男女共同参画会議については、内閣府の内部部局のうち、それぞれ経済財政政策、総合科学技術政策、防災及び男女共同参画に関する総合調整を担当する部門がその事務局としての事務を行うものとし、当該部門に行政組織の内外から人材を登用するとともに、必要に応じ、行政の内外から幅広い強力を得るものとする。<br>二 経済財政諮問会議については、財政、産業、貿易、運輸、労働等をその任務とする省が、それぞれの行政目的の観点から必要な企画立案に参画するものとする。<br>三 総合科学技術会議については、常勤の委員を拡充するなど、その構成員の充実に努めるものとする。 |                                                                                                              |

|         |                                                                     |                                                                                                            |
|---------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法務省     | 基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護等                                         | 司法制度、民事行政(国籍、戸籍、登記、供託)、刑事・民事法の立案、検察、矯正、更生保護、国の利害に関係のある争訟、人権擁護、出入国管理、公安調査等                                  |
| 外務省     | 国際社会の平和秩序維持、良好な国際環境の主體的な形成、国際社会における国益の追求と調和ある対外関係の維持・発展等            | 安全保障政策、対外経済政策、経済協力政策、国際交流政策等の外交政策                                                                          |
| 財務省     | 健全な財政の確保、通貨制度、為替の安定確保、金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案等                    | 予算・決算、税制、国庫・通貨制度、財政投融資、国有財産管理、国際金融・為替管理、金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案等                                         |
| 経済産業省   | 民間経済の活性化及び対外経済関係の円滑な発展を中核とした経済及び産業の発展、エネルギー(原子力を含む)の安定的かつ効率的な供給の確保等 | 通商・貿易政策、産業政策(産業構造・産業組織政策)、経済取引に係る準則の整備、中小企業政策、エネルギー政策、技術開発、工業所有権の保護、産業保安等                                  |
| 国土交通省   | 国土の総合的、体系的な開発及び利用、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進等                         | 国土計画、都市整備、住宅・土地・治水・水利、公共施設整備・管理(道路、鉄道、空港、港湾等)、北海道開発、運輸事業、運輸安全、海上保安、気象、観測等                                  |
| 農林水産省   | 食料の安定供給の確保、農村・中山間地域等の振興、森林の保護及び育成等                                  | 食料の生産・輸入・備蓄、食料の加工・流通・消費、農村・中山間地域等の振興、水産、森林・治山等                                                             |
| 環境省     | 良好な環境の創出及び保全等                                                       | 自然環境保全(国立公園等を含む)、地球環境保全、公害防止、廃棄物対策等                                                                        |
| 労働福祉省   | 雇用の確保、労働条件の整備、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進等                               | 労働基準・安全衛生、労働関係調整、職業安定・雇用確保、男女雇用機会均等、職業能力開発、医療供給体制、保健医療、医薬品安全、麻薬取締り、高齢者・障害者・児童・母性等の福祉、公的扶助、医療保険、年金、労働保険、援護等 |
| 教育科学技術省 | 創造的な人材の健全育成、学術・文化の振興、科学技術の総合的な振興等                                   | 生涯学習、初等・中等・高等教育、学術、体育・スポーツ、文化、科学技術等                                                                        |

平成十年五月十二日 衆議院會議第三十七号 中央省庁等改革基本法案及び同報告書

六二

## 備考

- 一 総務省は、内閣及び内閣総理大臣を補佐し、支援する体制を強化する役割を担うものとして設置するものとする。
- 二 財務省において金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案の任務及び機能を担うのは、金融システム改革の進捗状況等を勘案し、当分の間とするものとする。
- 三 国土交通省は、建設省、運輸省、国土庁及び北海道開発庁を母体に設置するものとする。
- 四 この表の主要な行政機能の欄に規定する新たな省の行政機能は、その新たな省の主要な任務に対応するものであり、他の府省がその任務に対応して当該行政機能の一部を担うこととなる場合がある。

## 別表第三(第十六条関係)

| 委員会及び庁の置かれる新たな省 | 委員 会 及 び 庁                       |                   |
|-----------------|----------------------------------|-------------------|
|                 | 主として政策の実施に関する機能を担う委員会及び庁         | 第十八条第四項第二号の庁      |
| 総務省             | 公正取引委員会<br>公害等調整委員会<br>郵政事業庁     | 消防庁               |
| 法務省             | 司法試験管理委員会<br>公安審査委員会<br>公安調査庁    |                   |
| 財務省             | 国税庁                              |                   |
| 経済産業省           | 特許庁                              | 資源エネルギー庁<br>中小企業庁 |
| 国土交通省           | 船員労働委員会<br>海上保安庁<br>海難審判庁<br>気象庁 |                   |
| 農林水産省           |                                  | 食糧庁<br>林野庁<br>水産庁 |
| 労働福祉省           | 中央労働委員会<br>社会保険庁                 |                   |
| 教育科学技術省         |                                  | 文化庁               |

## 理 由

平成九年十二月三日に行われた行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり行われる内閣機能の強化、国の行政機関の再編成並びに国の行政組織並びに事務及び事業の減量、効率化等の改革について、その基本的な理念及び方針その他の基本となる事項を定めるとともに、その推進に必要な体制を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 中央省庁等改革基本法案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり行われる内閣機能の強化、国の行政機関の再編成並びに国の行政組織並びに事務及び事業の減量、効率化等の改革について、その基本的な理念及び方針その他の基本となる事項を定めるとともに、その推進に必要な体制を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 中央省庁等改革は、国の行政組織並びに事務及び事業の運営を簡素かつ効率的なものとするとともに、その総合性、機動性及び透明性の向上を図り、これにより戦後の我が国の社会経済構造の転換を促し、もって自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとし、国は、この基本理念にのっとり、中央省庁等改革を推進する責務を有すること。

2 政府は、内閣機能の強化を図るため、内閣総理大臣の発議権、内閣官房の任務及び組織

の在り方、内閣府の設置等の内閣機能の強化に関する措置について定めること。

3 内閣総理大臣以外の国務大臣の総数については、現行の二十人以上を十五人から十七人程度とするよう必要な法制上の措置を講ずるものとする。

4 国務大臣を長とする現行の一府二十省庁を一府十二省庁に編成する等中央省庁を行政目的別に大括りし、新たな省の名称、主要な任務及び主要な行政機能並びに編成方針を定めるものとする。

5 政府は、国の行政組織等の減量、効率化等を積極的かつ計画的に推進することとし、その具体化のための措置として、郵政事業については国営の新たな公社を設立するために必要な措置を講ずるとともに、国有林野事業の抜本的な改革を推進し、並びに造幣及び印刷事業の経営形態の在り方を検討するほか、独立行政法人制度を創設すること。

6 政府は、中央省庁等改革の達成のために必要となる国家公務員制度の改革、行政情報の公開、地方分権の推進等について所要の措置を講ずるものとする。

7 中央省庁等改革による新たな体制への移行の推進に必要な中核的事務を集中的かつ一体的に処理するため、内閣に、中央省庁等改革推進本部を設置し、その期間は、設置の日から三年間とする。

8 政府は、遅くともこの法律の施行後五年以内に、できれば平成十三年一月一日を目標として、新たな体制への移行を開始するものとする。

9 この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり行われる内閣機能の強化、国の行政機関の再編成等の改革について、その基本的な理念及び方針等を定めるとともに、その推進に必要な体制を整備しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、平和・改革より、財務省において金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案の任務及び機能を担うのは、平成十三年三月三十一日までとすることを内容とする修正案が提出されたが、否決された。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十年度一般会計予算に三億六千八百八十六万千円が計上されている。

右報告する。

平成十年五月十一日  
行政改革に関する特別委員長 高島 修

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

中央省庁等改革基本法案に対する附帯決議  
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 政府は、内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、我が国の社会経済構造の転換を促進し、よ

り自由かつ公正な社会の形成に資するため、中央省庁等改革による新たな体制の実現に向け、不退転の決意で取り組むこと。

一 国民負担の軽減を図るため、政府は、行政のスリム化、特に国の事務・事業の廃止等を含む見直し、公務員数の削減、府省の局・課・室数の削減を着実に実行すること。

一 政府は、中央省庁等改革基本法案に基づく国の行政機関再編成の大前提となる、規制撤廃・緩和、地方分権の推進、公務員制度改革等について速やかに具体策を策定し、国会の審議に供すること。

一 行政機関の編成は本来柔軟であるべきこと等から、政府は、今後再編成の具体化に当たっては、社会情勢の変化等を踏まえて柔軟に対応すること。

一 各省設置法その他関係法律の立案に当たっては、事前裁量型の行政から明確なルールに基づいた行政への転換を目指して、各省の裁量による恣意的行政を排除し、行政指導の濫用を招くことのないよう、設置法の権限規定等の在り方について検討を行うこと。

一 今後の中央省庁等改革の推進に当たって、中央省庁等改革推進本部に第三者的機関を設置する方向で積極的に検討すること。また、同機関は、中央省庁等改革基本法案に関する国会審議を踏まえ、中立・公正な立場から審議するものとする。

一 中央省庁等改革推進本部は同機関の意見を尊重するとともに、国会に対して適宜、報告を行うこと。

一 同機関の人選に当たっては、国会における論

議を踏まえ、広く有識者や国民の意見を反映できるように留意すること。

一 独立行政法人制度の適用に当たっては、職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一 公務員の定員削減については、雇用問題に十分配慮して対応すること。

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

|     |                          |
|-----|--------------------------|
| 発行所 | 〒一〇五—八四四五<br>東京都港区虎ノ門二丁目 |
| 電話  | 03<br>(3587)<br>4294     |
| 定価  | 本号一部<br>二〇〇円             |
| 送料別 | 〇                        |